

平成 30 年

第 4 回美浜町議会定例会会議録

平成 30 年 12 月 4 日 開会

平成 30 年 12 月 18 日 閉会

愛知県知多郡美浜町議会

平成30年第4回美浜町議会定例会会議録目次

12月4日（火曜日）第1号

議事日程	1
会議に付した事件	1
会議に出欠席した議員	1
説明のため出席した者の職、氏名	1
職務のため出席した者の職、氏名	2
開会及び開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諮問第1号から議案第55号まで9件一括提案説明	3
散 会	6

12月6日（木曜日）第2号

議事日程	7
会議に付した事件	7
会議に出欠席した議員	7
説明のため出席した者の職、氏名	7
職務のため出席した者の職、氏名	7
開議の宣告	8
町政に対する一般質問	8
○2番 山本辰見議員	8

1 介護認定者の障がい者控除の認定について

- (1) 2017年度もしくは2018年11月末現在の美浜町の要支援・要介護認定者の総数は何人で、そのうち本町が障がい者控除の認定書を発行した数は、何人か。
- (2) 美浜町としても要支援1からの認定者を、「障がい者控除対象者」とする考えはあるか。
- (3) 要支援1以上の認定者に対して、「障がい者控除対象者認定書」または「障がい者控除対象者認定申請書」を、まず自動的に送付し、制度の周知を図る考えはあるか。
- (4) 隣の武豊町では、基本的に該当者全員に認定書を送付しているようだが、どのような仕組みか。また、本町で実施することはできないか。
- (5) 美浜町の現在の方式と該当者全員に認定書を送付した場合の、美浜町の負担の違いはどのくらいか。

2 第5次美浜町総合計画の見直しについて

- (1) 将来の人口の見通しについてどのように推計し、定住人口をふやすためにどういった具体的な対応策をとっていくか。
- (2) 定住人口増加に直結する働き場所を確保する意味から、工業団地や工場を建てられる

ような規制緩和など、企業誘致につながる具体的な手立てを準備する考えはあるか。

3 陸上競技場建設の事業展開に住民の意向を酌み取り反映させることについて

4 太陽光発電設備による住生活環境悪化への取り組みについて

○ 7 番 横田貴次議員 1 8

1 美浜の里構想事業について

(1) 「美浜の里」基本構想案の概要、策定に至る経緯、10月に行われたシンポジウムの評価及び今後の展開について説明を。

(2) 「美浜の里」構想は、町民・企業・行政が連携し交流人口を図ることも目的の一つとしているように見えるが、同じ目的を掲げる運動公園整備事業と相乗効果が得られるような取り組みを考えているか。

(3) 農業交流の拠点として「道の駅」の誘致が計画されているが、地方創生の拠点として想定するタイプ、持たせる機能、見込まれる補助金・交付金といった構想の概要は。

(4) 本町で行われる大規模な催しでは、町内の各道路で渋滞が発生しているが、本構想において、町内交通網の課題を解決する取り組みはしているか。

○ 9 番 大岩 靖議員 2 7

1 美浜町の環境について

(1) 直近3年間の水質汚濁・騒音・悪臭の内容と対応について具体的に説明を。

(2) 本年度、太陽光発電施設・風力発電施設・悪臭問題などが浮上したが、環境の変化に対して次年度の取り組みは。

2 町内適正汚水処理整備事業について

(1) 国の補助率が高い市町村設置型ではなく、町負担により補助率を上乗せすることを選択したこと、新築家屋に対する上乗せ補助を除外した理由及び検討内容の説明を。

(2) 平成29年度に実施したアンケート結果に基づく転換希望世帯等の数からみた今後の転換補助に対する町一般財源負担額の見通しについて、年次別に説明を。

3 臭気規制の見直し協議について

○ 8 番 荒井勝彦議員 3 5

1 町民の森と吉田池西の遊歩道について

(1) 町民の森はいつから整備を始め、現在借地料を支払っている面積と金額はいくらか。

(2) 町民の森の利用状況を把握しているか。

(3) 今後も町民の森を活用していくのであれば、借地料を支払っている部分だけでもきちんと整備し、皆さんに利用していただけるようにするべきと思うがいかがか。

(4) 町民の森及び吉田池西の遊歩道の利用促進に向けた対策を考えているか。

2 災害時の避難所について

(1) 河和中学校体育館は雨漏りがひどく、避難所としての利用は難しいため、早急な雨漏り対策工事をするか、避難所の変更が必要ではないか。

(2) 役場庁舎は町民ホールを避難所としているが、職員食堂と保健センターに畳を敷いた部屋があり、こちらも避難所として利用できないか。

○ 3 番 鈴木美代子議員 4 5

1	河和南部小学校のハエ対策について	
2	町営住宅浴室天井の塗装について	
3	病児保育について	
4	エコステーションの設置について	
5	歯列不正治療に対する補助制度について	
6	河和駅から知多厚生病院までの歩道整備について	
7	運動公園整備事業に対する町民アンケートの実施について	
○10番	横田全博議員	53
1	東部地区の整備計画について	
(1)	総合公園拡張事業に連動し、町民の森の整備と利用促進を図っていく考えはあるか。	
(2)	河和駅周辺の交通結節機能強化や商業施設の強化を図る施策について、どのように考えているか。	
(3)	河和南部地区において、フィールやカインズ・ゲンキー等の商業施設の集積が進み魚太郎等の飲食店もふえているが、今後、国道247号線沿いにさらなる店舗を誘致する考えはあるか。	
(4)	第2町民グラウンドへの企業誘致、新たな工業団地造成計画への取り組みについて説明を。	
(5)	本町の生活・交流の骨格として位置づけられている知多東部線の開通への取り組みと見通しはどうか。	
(6)	国道247号線の布土信号交差点から上野間方面に右折する車両による渋滞と、その先のすれ違いが困難な箇所の解消の見通しはどうか。	
2	巡回ミニバスについて	
3	防犯灯の増設について	
○6番	江元梅彦議員	62
1	官民一体の小学校から大学までの一貫教育について	
(1)	小中学校を官民一体で設置することに対する町の見解及び制度的に可能かどうか。	
(2)	小中学校の官民一体設置まではできないとしても、町と大学でグラウンド・体育館・プールといった施設を相互利用することは可能か。	
2	美浜町での新規就農全国発信について	
3	要支援者登録世帯への戸別受信機設置助成制度の創設について	
散会		70

12月11日（火曜日）第3号

議事日程	71
会議に付した事件	71
会議に出欠席した議員	71
説明のため出席した者の職、氏名	71
職務のため出席した者の職、氏名	72

開議の宣告	7 2
諮問第 1 号（質疑・討論・採決）	7 2
議案第48号（質疑・委員会付託）	7 3
議案第49号（質疑・委員会付託）	7 3
議案第50号（質疑・委員会付託）	7 3
議案第51号（質疑・委員会付託）	7 4
議案第52号（質疑・委員会付託）	7 4
議案第53号（質疑・委員会付託）	7 4
議案第54号（質疑・委員会付託）	7 6
議案第55号（質疑・委員会付託）	7 7
発議第 8 号（提案説明・質疑・討論・採決）	7 7
発議第 9 号（提案説明・質疑・討論・採決）	7 9
散 会	8 2

12月18日（火曜日）第 4 号

議事日程	8 3
会議に付した事件	8 3
会議に出欠席した議員	8 3
説明のため出席した者の職、氏名	8 3
職務のため出席した者の職、氏名	8 4
開議の宣告	8 4
議案第48号から議案第51号まで 4 件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	8 4
議案第52号（委員長報告・質疑・討論・採決）	8 7
議案第53号（委員長報告・質疑・討論・採決）	8 8
議案第54号（委員長報告・質疑・討論・採決）	9 1
議案第55号（委員長報告・質疑・討論・採決）	9 2
発議第10号（提案説明・質疑・討論・採決）	9 3
議会閉会中の継続調査事件について	9 4
閉 会	9 5

平成30年12月 4 日（火曜日）

第 4 回美浜町議会定例会会議録（第 1 号）

平成30年12月4日（火曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第48号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第49号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第50号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第51号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第52号 美浜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について

議案第53号 平成30年度美浜町一般会計補正予算（第6号）

議案第54号 平成30年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第55号 平成30年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（13名）

1番 森 川 元 晴 君

2番 山 本 辰 見 君

3番 鈴 木 美代子 君

4番 石 田 秀 夫 君

5番 杉 浦 剛 君

6番 江 元 梅 彦 君

7番 横 田 貴 次 君

8番 荒 井 勝 彦 君

9番 大 岩 靖 君

10番 横 田 全 博 君

11番 野 田 増 男 君

12番 大 崎 卓 夫 君

13番 丸 田 博 雅 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（23名）

町 長 神 谷 信 行 君

副 町 長 永 田 哲 弥 君

教 育 長 山 本 敬 君

総 務 部 長 沼 田 治 義 君

厚 生 部 長 西 田 林 治 君

産 業 建 設 部 長 石 川 喜 次 君

教 育 部 長 天 木 孝 利 君

総 務 課 長 杉 本 康 寿 君

秘 書 課 長 日 比 郁 夫 君

企 画 課 長 磯 貝 尚 美 君

防 災 課 長 石 濱 克 彦 君

税 務 課 長 夏 目 勉 君

住 民 課 長 茶 谷 佳 宏 君

福 祉 課 長 高 橋 ふじ美 君

健康・子育て課長	宮崎典人君	環境課長	藪井幹久君
産業課長	小島康資君	建設課工務係長	竹内健治君
都市整備課長	宮原佳伸君	水道課長	夏目明房君
会計管理者	久綱勇君	学校教育課長	竹内与七君
生涯学習課長	谷川雅啓君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長	八谷充則君	局長補佐兼 議会係長	山下美幸君
--------	-------	---------------	-------

〔午前 9 時 00 分 開会〕

○議長（野田増男君）

皆さん、おはようございます。

平成30年第4回美浜町議会定例会開催に当たり、皆様の御出席をいただき、ありがとうございました。

けさは暖かい朝となりましたが、12月に入り、寒い日が続いております。皆さん、体調管理には気をつけていただき、この年末を乗り切っていただきたいと思います。

先日12月1日、第13回愛知県市町村対抗駅伝競走大会が開催され、私も応援に行っていました。天気も非常によく、選手の皆さん、本当によく頑張ってくださいました。順位は昨年と同じく7位でしたが、走り終わった後の選手の皆さん、すがすがしい顔をしていたのが印象に残っております。監督からは「来年はもっと上位を」との言葉があり、楽しみにしております。選手の皆さん、監督、スタッフの皆さん、お疲れさまでございました。

会議に先立ち、お願いします。

お持ちの携帯電話は、マナーモードか電源をお切りいただくようお願いいたします。

開会に先立ち、町長より招集の御挨拶をお願いします。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、皆さん、おはようございます。

本日、平成30年第4回の美浜町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には御出席をいただき、まずもって御礼申し上げます。

また、きょうは早朝より年末の交通安全運動ということで、それぞれの道路に皆様方におかれましては御立哨いただき、まことにありがとうございました。

師走を迎えまして、ことしも早いもので残りわずかとなりました。朝晩の冷え込みも日ごとに増し、暦の上では間もなく大雪を迎え、いよいよ本格的に冬を実感させられるきょうこのごろであります。議員の皆様方におかれましても、多忙な師走の中、体調管理に十分御留意をいただきますようお願いところでございます。

さて、私どもの執行部は、この時期、来年度予算の編成作業を進めておりますが、「明るく・健康で・笑顔のたえないまち美浜」をつくることを第一の目標として取り組んでおるところでございます。議員の皆様方におかれましても、町行政に対して、御指導・御提言、そして御支援・御協力くださいますよう改めてお願い申し上げ、

開会の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

ありがとうございました。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年第4回美浜町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

監査委員より、平成30年8月分、9月分及び10月分に関する現金出納検査結果の報告がありましたので、報告書の写し並びに本定例会に説明員として出席の報告があった者の職、氏名の一覧表及び議員派遣報告書の写しをお手元に配付しましたから御確認願います。

なお、建設課長のかわりに、建設課工務係長が出席しております。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野田増男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において1番 森川元晴議員、9番 大岩靖議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（野田増男君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの15日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月18日までの15日間と決定しました。

日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてから

議案第55号 平成30年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）まで9件一括提案説明

○議長（野田増男君）

日程第3、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてから議案第55号 平成30年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）まで、以上9件を一括議題とします。

以上9件について、提案理由の説明を求めます。

町長、説明願います。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、本日御提案を申し上げますのは、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを初めとして9件でございます。全案お認めくださいますようお願い申し上げ、早速提案理由を御説明いたします。

初めに、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてでございますが、人権擁護委員の委嘱につきましては、市町村長が、人格・識見とも高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解があるとして推薦した者の中から、法務大臣が委嘱することとなっております。

本町の委員は4名でございますが、そのうち1名、廣重チズ子氏の任期が平成31年3月31日で満了となります。廣重チズ子氏については、退任の意向があるため、後任として豊田壽美氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間でございます。

次に、議案第48号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、愛知県農業共済組合への職員の派遣を廃止するため、本条例の一部を改正するものでございます。

内容は、条文の削除を行うものでございます。

なお、施行日につきましては、公布の日とするものでございます。

次に、議案第49号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

内容は、期末手当の支給率を0.05月分引き上げ、年間3.35月に改正するものでございます。

なお、施行日は、公布の日とし、第1条については平成30年4月1日から適用し、第2条については平成31年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第50号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

内容は、期末手当の支給率を0.05月分引き上げ、年間3.35月に改正するものでございます。

なお、施行日は、公布の日とし、第1条については平成30年4月1日から適用し、第2条については平成31年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第51号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

内容は、給料月額400円の引き上げを基本に1,500円から400円の範囲で引き上げし、勤勉手当の支給率を0.05月分引き上げ、年間1.85月に改正するものでございます。

なお、施行日は、公布の日とし、第1条については平成30年4月1日から適用し、第2条については平成31年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第52号 美浜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例についてでございますが、介護保険法の一部改正に伴い、これまで厚生労働省令で定められていた指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準が、市町村の条例で定めることとされましたので、本条例を新たに制定するものでございます。

なお、施行日につきましては、公布の日とするものでございます。

次に、議案第53号 平成30年度美浜町一般会計補正予算（第6号）についてでございますが、第1条におきまして歳入歳出それぞれ3,096万7,000円を増額し、補正後の予算総額を83億606万7,000円とするものでございます。

歳出予算の内容でございますが、各款にわたり、人事院勧告に基づく給与改定分、本年度の人事異動等に伴う増減及び各課の時間外勤務手当等の人件費の増減を計上いたしました。

2款総務費、1項総務管理費では、ふるさと納税寄附運営事業において、ふるさと納税寄附件数の増に伴う返礼品の発送に要する経費を計上いたしました。

3款民生費、1項社会福祉費では、障害福祉サービス事業及び地域生活支援事業において、平成29年度の精算に伴う国・県へ返還金に要する経費を、福祉医療費支給事業において、医療費の増に伴う扶助費に要する経費を、国民健康保険事業においては、保険基盤安定事業の確定に伴う国民健康保険特別会計繰出金に要する経費をそれぞれ計上いたしました。

同款、2項児童福祉費では、児童福祉事業において、平成29年度の精算に伴う国庫補助金過年度分返還金に要する経費を計上いたしました。

4款衛生費では、3項知多南部衛生組合分担金において、平成29年度繰越金の確定に伴う減を計上いたしました。

10款教育費、2項小学校費では、小学校運営事業において、特別支援学級増設に要する経費を、小学校施設整備事業において、台風の被害及び破損に伴う修繕に要する経費を、教育振興事業において、社会科副読本増刷に要する経費をそれぞれ計上いたしました。

同款、3項中学校費では、中学校運営事業において、浄化槽の修繕に要する経費を、また、特別支援学級の増設及び通級指導教室の新設に要する経費をそれぞれ計上いたしました。

次に、歳入予算の内容についてでございますが、14款国庫支出金、1項国庫負担金においては、保険基盤安定負担金の確定に伴う増を、15款県支出金、1項県負担金においては、保険基盤安定負担金及び更正医療給付費負担金の確定に伴う増をそれぞれ計上いたしました。

17款寄附金、1項寄附金においては、ふるさと納税が好調なことから、一般寄附金の増を計上いたしました。

また、本補正による剰余金により、18款繰入金、2項基金繰入金においては、財政調整基金繰入金の減を計上いたしました。

次に、議案第54号 平成30年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ1億1,321万5,000円を増額し、補正後の予算総額を24億2,006万5,000円とするものでございます。

歳出予算の内容でございますが、2款保険給付費において、一般被保険者療養給付費の見込み額の増を、5款基金積立金においては、財政調整基金積立金の増を、6款諸支出金においては、平成29年度の療養給付費等負担金の確定に伴う国庫支出金等過年度分返還金の増をそれぞれ計上いたしました。

次に、歳入予算の内容についてでございますが、5款県支出金、1項県負担金においては、普通交付金及び特別交付金の見込み額の増を、7款繰入金においては、保険基盤安定負担金の確定に伴い増をそれぞれ計上いたしました。

また、8款繰越金においては、前年度繰越金の確定による計上でございます。

次に、議案第55号 平成30年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、収益的支出につきましては、166万3,000円を減額するものでございます。

資本的支出につきましては、144万3,000円を減額するものでございます。

内容でございますが、主に人事異動に伴う人件費の所要額の減を計上いたしました。

これにより、補正後の収益的支出は５億１,１５１万５,０００円となり、資本的支出は２億３,４１２万４,０００円となるものでございます。

以上、提出案件９件について、慎重に御審議をいただき、全案お認めくださるよう重ねてお願い申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

○議長（野田増男君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、あす１２月５日は休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、あす１２月５日は休会することに決定しました。

来る１２月６日は午前９時から本会議を開き、町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

〔午前９時２１分 散会〕

平成30年12月 6 日（木曜日）

第 4 回美浜町議会定例会会議録（第 2 号）

平成30年12月6日（木曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第2号）

日程第1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（13名）

1番	森川元晴君	2番	山本辰見君
3番	鈴木美代子君	4番	石田秀夫君
5番	杉浦剛君	6番	江元梅彦君
7番	横田貴次君	8番	荒井勝彦君
9番	大岩靖君	10番	横田全博君
11番	野田増男君	12番	大崎卓夫君
13番	丸田博雅君		

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（23名）

町長	神谷信行君	副町長	永田哲弥君
教育長	山本敬君	総務部長	沼田治義君
厚生部長	西田林治君	産業建設部長	石川喜次君
教育部長	天木孝利君	総務課長	杉本康寿君
秘書課長	日比郁夫君	企画課長	磯貝尚美君
防災課長	石濱克彦君	税務課長	夏目勉君
住民課長	茶谷佳宏君	福祉課長	高橋ふじ美君
健康・子育て課長	宮崎典人君	環境課長	藪井幹久君
産業課長	小島康資君	建設課長	鈴木学君
都市整備課長	宮原佳伸君	水道課長	夏目明房君
会計管理者	久綱勇君	学校教育課長	竹内与七君
生涯学習課長	谷川雅啓君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	八谷充則君	局長補佐兼 議会係長	山下美幸君
--------	-------	---------------	-------

〔午前9時00分 開議〕

○議長（野田増男君）

皆様、おはようございます。

あすは二十四節季の一つ、大雪でございます。ことしの冬は暖かい冬となっておりますが、この週末からは本来の気候となるようでございます。天候が、天気・気温が目まぐるしく変化しております。皆様、体調の管理には留意し御自愛いただきますようよろしくお願いします。

また、傍聴席の皆様、早朝よりお出かけくださりましてありがとうございます。本日、7名の議員が一般質問を行います。長丁場となりますが、どうか最後まで傍聴していただきたいと思います。

会議に先立ち、お願いします。

お持ちの携帯電話は、マナーモードか電源をお切りいただくよう御協力をお願いします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持ち込みを許可しました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（野田増男君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には7名の諸君より質問の通告をいただいております。

通告の順に質問を許可いたしますが、質問時間は答弁等全ての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないこととします。

初めに、議長からお願いを申し上げます。

会議規則において、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」とあります。議員の皆さんにおいては、議会の品位や議員の名誉を傷つけるような発言をしないよう、品位と節度ある質問をお願いします。

また、執行部の職員においても、誠実で簡明な答弁をされるようお願いいたします。

2番 山本辰見議員の質問を許可します。山本辰見議員、質問してください。

〔2番 山本辰見君 登席〕

○2番（山本辰見君）

おはようございます。久しぶりにトップバッターをさせていただくことになりました。日本共産党議員団の山本辰見と言います。

傍聴に御参加いただいた地域の皆さんには御礼を申し上げます。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、あらかじめ議長宛てに提出してあります一般質問通告書に基づき、順次質問いたします。

町当局の皆さんには、傍聴席の皆さん初め、住民の皆さんにもよく伝わるようにわかりやすい丁寧な答弁を求めるものであります。

1点目の課題は、介護認定者の障害者控除の認定についてであります。

愛知県内では、介護認定者の障害者控除の認定書、これを発行する条件として、要支援または要介護1以上を要件としているのが54自治体のうち39市町村、72.8%となっております。要は4分の3であります。これは、私たちからも毎年申し入れて全市町村に回っている、特に子育て支援政策や福祉・暮らしの課題について、この美浜町の関係者の皆さんにも懇談をさせていただいている「自治体キャラバン」のデータで明らかとなっております。美浜町の要支援・要介護者の円滑な障害者控除の認定について質問いたします。

1点目は、2017年度もしくは最新の資料として2018年11月末現在の資料があればお願いしたいと思いますけれども、美浜町の要支援・要介護者認定の総数は何人でしょうか。そのうち町が障害者控除の認定書を発行した人数は何人でしょうか。

2点目は、美浜町として、要支援1からの認定者には障害者控除の対象者とすべきではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

3点目は、要支援1以上のいわゆる介護の認定者に対して、障害者控除対象者認定書または障害者控除対象者の認定申請書、これをまず自動的に送付し、制度の周知も含めて徹底していくことが必要であると考えますが、いかがでしょうか。

4点目は、隣の武豊町では、私が今指摘した、基本的に要支援あるいは資料では要介護となっているところもありますけれども、該当者全員に認定書を送付しているようですけれども——事前に相談してあります。調べていただいたと思いますので——どういう仕組みなのか、また教えていただきたいと思います。

5点目は、後で説明があると思いますが、美浜町が今の取り組んでいる方式と該当者全員に認定書を送付した場合の、美浜町としてどういう負担の違いが出てくるのか、お願いしたいと思います。

2番目の質問でございます。

住んでよかったと言えるまちづくり、大きな課題でございます。これを目指して今取り組んでいるわけですが、第5次総合計画、もう4年、5年たちますけれども、この見直しが必要かと思います。美浜町の将来を見据えたときに大きな課題となっています、町当局も私たち議員としてもすごく大きな課題ですが、少子高齢化の問題について、第5次総合計画の中にさまざまな取り組みも指摘されておりますけれども、住んでよかったと言えるようなまちづくりについて、中間期を迎えての町当局のこの第5次総合計画の見直しを含めて、今後の取り組みについて伺います。

1点目は、当初の見込みでは、2020年に2万3,630人、2025年には2万2,500人になるだろうと想定した推計人口が、もう既に2018年9月の時点で2万2,135人となっております。将来の人口見通しについてどのように推計というか予想をされるのか、また、それに対する定住人口をふやすための具体的な対応策についてお聞かせ願いたいと思います。できれば簡便にお願いしたいと思います。

2点目は、第5次総合計画の3本の柱の中に、産業経済に活力のあるまちづくりとあり、魅力ある地域商業の振興、活力を生む工業振興、働く場づくりとありますけれども、この働く場づくりの問題はとりわけ深刻と言える状況ではないでしょうか。企業誘致をできる場所は、東部地区では海岸端の第2町民グラウンドの場所だけあります。西部地区には一カ所ありません。定住人口増加に直結する働き場所の確保を、こういう意味からも工業団地を整備するとか、あるいは工場を建てられるような、建ててもいいような規制緩和ができないのか、企業誘致につながる具体的な手だてを準備しませんか。

3番目の質問は、陸上競技場建設についてであります。

率直に住民の皆さんの思いに寄り添っていないように感じております。多くの皆さんからは、このまま進めていいのだろうかという疑問の声が寄せられております。住民の意向をどう酌み取って事業展開に反映させようとして

いるのか確認したいと思います。

11月に6学区で町政懇談会が開かれました。そこで説明するからいいんだということですが、私たちから要求していた、またほかの同僚議員からも出ていた総合公園・陸上競技場建設についてのそれに絞った住民説明会を、町政懇談会に切りかえて取り繕おうとしております。率直にこの事業をこのまま進めていいのか、私たちに寄せられた住民アンケートの中には、今の段階でも無駄な事業の中止を含めた反対意見がたくさん寄せられております。全町民の意向をどのように酌み取って事業展開に反映させようとしているのか、改めて意見集約が必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

最後の質問は、太陽光発電設備に関してでございます。

まだ美浜町としてガイドラインは準備されておりませんが、自治体としての本来のあり方である住民の健康と福祉を守る立場から、町として住民の皆さんの住生活環境の悪化をとめることはできないでしょうか。各地で、とりわけ住宅のすぐ隣への太陽光発電設備の建設が進められて、近隣の方々が本当に困っております。

私どもは、自然再生エネルギーについては、例えば風力・太陽光・地熱発電、小水力発電や海の波を利用した設備など、さまざまな形での発展を要望しております。日本共産党としては基本的には推進の立場であります。しかし、どのような設備についてであっても、住民、地域の皆さんとのトラブルは真っ先に避けるべきであります。美浜町として、特におくれている太陽光発電についてのガイドラインもしくは必要な条例の準備をして、住生活環境の保全、環境悪化の未然防止を中心とした規制ができないでしょうか。取り組みの現状と見通しについて説明を求めるものであります。

以上で、壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

皆さん、おはようございます。

本日は7名の議員の皆様方から町政に対しまして、これからの運営に対しましても大切な御質問ばかりをいただいております。各質問に対しまして、私を初め、町執行部一同わかりやすく丁寧な説明に心がけ努めてまいりますので、御理解をいただきますことをお願い申し上げます。早速ではございますが、御質問の答弁に入らせていただきます。

まず、山本辰見議員の御質問にお答えいたします。

初めに、介護認定者の障害者控除の認定についての御質問の1点目、2017年度もしくは2018年11月末現在の美浜町の要支援・要介護認定者の総数は何人で、そのうち本町が障害者控除の認定書を発行した数は何人かについてでございますが、まず、介護保険の要介護認定に基づく障害者控除の取り扱いについて申し上げます。

本町では、介護認定を受けている65歳以上の方で、障害者控除の認定基準を確認し、知的障害者及び身体障害者に準ずると判断した方には申請を行っていただき、障害者控除対象者認定書を交付し、確定申告等の際に税控除の証明として利用していただいております。この認定書の交付基準は、国から示された老年者の所得税、地方税上の障害者控除の取り扱いに従っております。

なお、平成29年度末の美浜町の要支援・要介護認定者は1,034人、そのうち障害者の税控除を受けられる方が471人であり、その内訳は、身体障害者手帳の所持による方が296人、障害者控除対象者認定書の交付による方が175人でございます。

次に、御質問の２点目、美浜町としても要支援１からの認定者を、障害者控除対象者とする考えはあるかについてでございますが、本町の認定基準は、要支援１以上の方で、要介護認定調査の結果または主治医意見書において、障害高齢者並びに認知症高齢者の日常生活自立度における基準に該当すると判断した場合に、障害者控除の対象者としております。これは、先ほども申し上げたとおり、国の基準に従ったものであります。したがって、この判断基準を変更し、全ての要支援１以上の要介護認定者を障害者控除対象者とすることは、現時点では考えておりません。

次に、御質問の３点目、支援１以上の認定者に対して、障害者控除対象者認定書または障害者控除対象者認定申請書を、まず自動的に送付し、制度の周知を図る考えはあるかについてでございますが、現時点では、要支援１以上の方で障害者控除に該当すると思われる方に対しては、既に認定に関する書類を送付し、障害者控除対象者認定の申請手続を進めております。先ほどもお答えをしたとおり、障害者控除の対象者の判断基準を変更することは考えておりませんので、要支援１以上の全ての方に対し障害者控除対象者認定に関する書類を送付する考えもございません。

なお、申請することにより障害者控除を受けることができる旨の説明文を申請書類に同封し、該当者への制度の周知を図っており、介護支援専門員からも申請を行うよう助言しております。また、障害者控除対象者に該当しない要支援１以上の方につきましては、確実に制度の周知ができるよう、介護支援専門員からの周知を図っております。今後は、町発行の介護保険利用ガイドにも掲載し、周知に努めてまいります。

次に、御質問の４点目、隣町の武豊町では、基本的に該当者全員に認定書を送付しているようだが、どのような仕組みか、また、本町で実施することはできないかについてでございますが、まず、武豊町の仕組みについて申し上げますと、武豊町では、障害者控除の認定基準に該当した方全員に対して、障害者控除対象者認定書を担当課から毎年申請なしで交付しております。

本町におきましても、住民の皆様の利便性を考慮し、障害者控除の対象者に対して、本人からの申請を待つことなく交付することを検討しており、できるだけ早いうちに実施してまいりたいと考えております。

次に、御質問の５点目、美浜町の現在の方式と該当者全員に認定書を送付した場合の、美浜町の負担の違いはどのくらいかについてでございますが、障害者控除の対象となる方には申請手続をお願いしていることは先ほども申し上げたとおりでございます。仮に、平成29年度要支援１以上の全ての方に障害者控除を認定した場合、税控除を受けられる方が563人にふえることとなります。このことによる本町への影響は、町県民税でおよそ1,460万円の減収となります。さらに介護保険料及び医療費においても、自己負担額の軽減などに伴い、本町の負担増が考えられます。

次に、第５次美浜町総合計画の見直しについての御質問の１点目、将来の人口の見通しについてどのように推計し、定住人口をふやしていくためにどういった具体的な対応策をとっていくのかについてでございますが、第５次美浜町総合計画における人口推計は、国立社会保障・人口問題研究所が平成22年の国勢調査の人口をもとに推計した数に町の政策を加味して想定したものでございます。

議員のおっしゃるとおり、本町におきましても、国全体の動向と同様に、加速する少子高齢化による人口の自然減や転出等の流出による社会減により人口減少が想定より早まっております。第５次総合計画の中間年に当たる来年度に人口推計の見直しを行う予定でございます。見直しにおいては、人口の量的な問題のみでなく、少子化の進行要因や生産年齢人口が減少する要因など、質的な側面にも目を向け、各地区の状況などを総合的に検証し、将来人口の見通しを立てていきたいと考えております。

定住人口をふやすための具体的な対応策といたしまして、一朝一夕に大きな効果が出るものではございません

が、定住促進へつながる雇用の場の確保、交流人口の拡大や町の活性化への投資として、運動公園整備事業、美浜の里構想事業を進めているところでございます。

次に、御質問の2点目、定住人口増加に直結する働き場所を確保する意味から、工業団地や工場を建てられるような規制緩和など、企業誘致につながる具体的な手だてを準備する考えはあるかについてでございますが、企業誘致については、本町にとって雇用の場や税収の確保につながり、地域活性や経済効果が期待できる重要な施策であるため、今現在準備を進めております。

工業団地につきましては、現在、愛知県企業庁に出向き、開発を実施する条件から分譲までの流れや手順について、どのように進めていくか相談をしているところでございます。なお、工業団地につきましては、第5次総合計画において位置づけをし、西部地区を含め町全体的に検討してまいります。

次に、陸上競技場建設の事業展開に住民の意向を酌み取り反映させることについての御質問でございますが、これまで平成28年度の住民説明会、パブリックコメント、議会での一般質問及び広報の記事に対して直接寄せられるなど、多くの住民の皆様から御意見をいただいております。

陸上競技場の施設面につきましては、関係者・専門家による検討会議での意見、先進地視察の結果を踏まえて計画を立てております。また、11月に実施しました6学区での町政懇談会において、運動公園事業についての説明を行い、多くの方から資金計画・維持管理及び運営に関する御意見もいただきました。

施設の実施計画の段階においても、将来的な利用や維持管理方法を考慮し、有益な御意見は生かしていきたいと考えております。また同時に、事業の目的であります住民の健康増進、防災拠点の充実、さらには交流人口の増加と経済効果を達成するために運営方法を構築していく所存でございます。

これまでの説明会、町政懇談会は全住民を対象に行っているものであり、公園整備に関して住民の皆様から寄せられている御意見はできる限り反映を行う方針でございます。なお、これからも住民の皆様からいただいております疑問や課題に関する情報につきましては、広報等を通じて引き続きお知らせしてまいります。

次に、太陽光発電設備によります住民生活環境悪化への取り組みについての御質問でございますが、現在、ガイドラインを作成中でございます。この太陽光発電施設設置に関するガイドラインには、地域住民の生活環境を守り、自然環境の保全、良好な景観の形成及び災害防止等、事業者の遵守すべき事項を示し、計画の早い段階で本町及び地域住民へ事業概要の説明をするなど、主な内容として考えております。ガイドラインの見通しにつきましては、年度内には制定する予定でございますので、御理解をいただきたいと思いますと考えております。

私からの壇上での御答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○2番（山本辰見君）

1点目の障害者認定の、介護あるいは要支援・要介護の方にも全員に認定書を出すべきじゃないかという課題、当然、障害者の認定と介護の認定の基準は違うということはもう重々承知の上でこのことを質問させていただきました。

最初に指摘したように、全県の54自治体の中で4分の3のところは、多少の違いはあっても該当する人に全て案内をしていると、とりわけ申請書だけでなく認定書として発行している。そこについては、やはり実際に認定になっている人数は多くなっている。知多郡の中でも、阿久比町と武豊町については、基本的に全員のところに出すことになっていまして、数字的に見ますと、先ほど美浜町は1,034人の中の470人ぐらいということでした

けれども、隣町の武豊町は1,424人、これは29年度末の数字ですけれども、1,424人のうちの1,300人、端数はちょっと除いても、このぐらいの認定書を送付していると、全員ではないですけれども。それから、阿久比町についても対象者が939人おるうちの738人ぐらいということは、やはり相当の割合で、そういう市町については、やはり認定者そのものもふえているという状況が全県の資料としてあります。

ですから、私たち、「自治体キャラバン」というのはほかの市町で進んでいる事業についてはぜひ参考にして、いい意味のまねをしていってほしいと、取り組んでほしいという形でございますけれども、率直に、先ほど一定の美浜町の負担の違いがあるということ、税金でも1,400万円ぐらい税収が減るといとか、免除になるわけですから、ということでしたけれども、該当者全員に認定書を送付した、先ほど私、聞き間違いだといけないですけれども、ほかの市町のことをして、なるべくそっちの方向に切りかえていきたいとも聞こえましたけれども、そのことと、それから認定書、該当者全員に送付した場合、不都合なことがあるのかどうか、その辺の説明をお願いします。

○福祉課長（高橋ふじ美君）

先ほどの町長答弁の際に、認定書を全員に交付するということを考えていきたいということを申し上げましたけれども、今考えておりますのは、該当者全員に、今現在でも認定をする前に申請書をお送りしています。それにより申請いただいている方がほぼ9割強おられますので、武豊町と同じように認定書をお送りすることを今検討しているというところでございます。

それから、認定書を送付することで不都合なことはございますかという御質問だったと思いますけれども、そういったことで不都合なことはございませんので、今、そういった形でお送りするように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○2番（山本辰見君）

ぜひ、そういう方向で進めていただきたい。というのは、今の美浜町ですと、まず一旦申請書をもって、必要な人はお医者さんとか手続して、改めてまた認定書を出すという形になりますから、例えば最初から認定書を送って、様式を送っておれば、必要な人はもう自動的にお医者さんの判断をもらってきて手続ができるわけですから、1回仕事が減ると、作業が減るような形になると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。そういう方向で、流れとして進めるということは、ぜひこれは進めていただきたいと思います。

○厚生部長（西田林治君）

先ほど山本議員の言った手続の方法ですが、介護認定を受けるときに、お医者さんからの意見書——診断書にかわるものを意見書と呼んでおるのですけれども——それと介護認定調査員が、通常、町の調査員が自宅に出向いてその人の状態を確認させていただいております。その2つの結果をあわせて、該当するかどうかの判断をそのときにしていますので、それで該当になると思われる方に今は申請してくださいねという啓発文書を送っています。

ですので、これを、なるのだから、初めからうちは認定書を送るという行為をしてもいいんじゃないかということを今考えているということでございますので、そうすれば、そのまま税控除のときにその書類を使って申告していただければ税控除は受けられるよという形でございますので、それをもらってから医者にどうのこうのということではございませんので、よろしくお願いいたします。

○2番（山本辰見君）

了解しました。

2点目の問題でございますけれども、いわゆる総合計画の見直しのことです。

先ほど町長から、定住人口をふやすためのさまざまな課題はあると思います。それをきょうは全部聞き出すつもりはありません。特に、働き場の確保の問題で、先ほども企業誘致のことも準備している、相談しているということですが、率直に私が指摘したように、今工場を建てられる、作業できる場所は第2町民グラウンド1カ所しかありません。第5次総合計画の中にも、南部のこの地域を何とか活用したいと、面積的にはひょっとしたら小さい企業で2つぐらい、大きい企業だったら1つの会社で終わりだと思うのです。ということでいくと、先ほど今準備中ということでしたけれども、ぜひ私は、場所も特定できると、いろいろな条件があつて大変だと思うのですが、どのくらいの段階でそういう方向に進んでいくのか、企業庁と相談したって実際に来るところがなければ大変だと。

もう一つ、このことに関して、決して私は工業団地をだつと広くつくって、それを最優先せよというつもりはありません。ただ、このことを進めるに当たって、ほかの市町ですと、例えば法人税を5年間とか10年間免除するとか、そういう形の対応はやめていただきたい。一定の施策は必要でしょうけれども、今言ったように、常滑などは本当に苦勞をしていると思うのです。免除して、企業は来たけれども税収は全然ふえないとか、そういうことになりますから、お願いしたいと思いますけれども、これについての準備状況というか、日程的な見通しも含めてどのようなぐあいでしょうか。

○総務部長（沼田治義君）

企業誘致の考え方といひましようか、私ども、今、山本議員がおっしゃったように、町内で第2町民グラウンド、ここが町有地になっていますので、ここが準工業地域になっていますので、約9,000平米あると思います。そこにつきましては、今、町内の小中の事業所・企業に12月中にアンケート調査を行う予定を考えております。この中で、進出の希望があるかないか、それから、どれぐらいの面積を希望するか、こういったところを調査する予定をしております。その中の一番最後のところには、町に対してどういう優遇措置、支援措置が必要かという部分も同時に聞いております。

それから、もう一点、大きな工場誘致といひましようか、企業誘致です。これにつきましては、企業庁の御協力をいただきながら、私どもは今から進めていくわけですが、時間的なところは、なかなか大規模な工場誘致につきましては非常に時間がかかると思っています。これにつきましても、ただ、美浜町におきましては今までこういった工場誘致を進める自治体ということが発信されておられません。これをきちつと来年からは外に向けて発信をしていきたいと思っております。

具体的には、企業に対してアンケート調査をさせていただいて、企業側がどういう要望があるかというものもやっていきたいと思っております。少なくとも一つ一つやっていかないと企業誘致も進みません。それから、企業庁が行うということでございますので、当然採算性がとれないと企業庁はやってくれません。その辺も含めて、私どもは、大規模な企業誘致についてはそういう形で進めたいと。期限については、ちょっと時間がこれはかかると思っております。

いずれにいたしましても、町の第2町民グラウンドの企業誘致は早急に進めていきたいと思ひますし、大規模のほうにつきましても、県企業庁と相談しながら進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○2番（山本辰見君）

3番目の陸上競技場の建設についてでありますけれども、通告では住民の意向をもっとしつかりつかむべきだということでありましたので、先ほどさまざまな説明会を今までやってきたと、11月に行った6学区の懇談会、全町民が対象だったということですが、私は上野間、奥田、野間、南部と4カ所参加させていただきましたけれども、ざつとで平均すると50人ぐらいかなと、参加者が。その中には町の職員もいましたし、議員もいま

したから、一般の方々の人数というのは本当に限られているのではないかなと思います。その中で指摘されたのが、これになかなか答えてもらえなかったという場所もありました。

その2つほど、再度聞きたいのですが、これはなぜ聞くかという、懇談会のときに余り説明されていませんでした。例えば地盤改良について質問がありましたけれども、町の答弁は、専門家が計画していることだから問題がないよと。当然そうだと思います。何か心配があるけれども大丈夫だろうということにはならないと思います。ですけれども、率直に私はその会場を終わった後に参加者と話をしたりして、2点聞きたいと思いますけれども、今回の地盤改良、いわゆる圧密ですけれども、震度をどのぐらいのことを想定して、例えば震度6とか7とか5とか、想定して計画しているのか。それから、一番下に砂を敷いて、その上に必要な土と、2メートルぐらいの土を盛り込んで圧縮するということですが、砂の下にどのぐらい、何メートルぐらいまで圧密の影響が出るのかということを1つ確認したい。

もう一点は、ここは軟弱な地盤ですから、液状化の心配はないのか、そのことに対する対応策は、果たして圧密だけで液状化の問題は解決できるのでしょうか、液状化は心配ないと言われればそれまでですけれども。そのことがちょっと気になることです。

○産業建設部長（石川喜次君）

まず、圧密の震度、どれほどかというお話でございますけれども、まず、運動公園の中で平面的なこと、あと施設、構造物をつくりますので、そこで分けて考えていただきたいと思います。

まず、平面的なことで申しますと、震度の検討はしないです。ただし、今回盛り土がございますので、その検討もしてございまして、震度5弱のものであれば影響がないと判断しております。ほかの構造物につきましてはボーリング調査を実施しておりますので、支持地盤というのがわかってございます。それが10メートルから15メートルほど、これは6カ所のボーリング調査をした結果になっておりまして、そこにつきましては、当然震度にいたしまして耐えられるようなくい等を設置いたしまして対応する形になっております。

それと、あと圧密の方法のお話だと思いますけれども、まず、圧密は……

〔「工法じゃなくていいです」と呼ぶ者あり〕

○産業建設部長（石川喜次君）

砂の量ですね。

〔「その下にどれくらい固めることができるのか」と呼ぶ者あり〕

○産業建設部長（石川喜次君）

一応今の想定ですと、盛り土をいたしまして、要するに将来の地盤よりも高く盛り土をいたしまして、10センチを下げるという想定でやっております。これが今の設計ですと180日、半年ほどかかるということで、その状況を見ながら判断するという形になってございます。

液状化につきましても実は検討してございまして、液状に対する安全性になりますけれども、レベル1、レベル2というのがございまして、まず、今回、レベル1というものは、供用開始後に1回地震が起こる可能性があるというものがレベル1です。これに対しましては、影響がほぼないと結果が出ております。

○2番（山本辰見君）

今の最後の液状化の問題は全くわかりません。レベル1と液状化、影響がない。ここの地盤はそういう面では、液状化の影響はないんですか、建物そのものじゃなくて地域全体が。率直に美浜町だけじゃなくて、常滑からずっと砂場ですよ、原則は。そういう面ではいかがなんでしょうか。

○産業建設部長（石川喜次君）

液状化につきましては、県で公表されておりました、この地区につきましては、液状化はないものと公表されております。ただし、今回、土質調査をやった段階で、液状化になる可能性というのが、実は条件がございまして、そういうものに基づきまして調査をいたしまして判断をしております、レベル1につきましては影響はないと結果が出ております。

○2番（山本辰見君）

実は、私たち、事業も含めて町民アンケートをとらせてもらっています。今、ざっとですけれども、西、東合わせて300通ぐらい返ってきておりますけれども、特に陸上競技場、総合公園については、多くの意見をいただいております、果たして町民自身が使う機会はどのくらいあるのだろうか、うんと少ないのではないかと。もちろん交流人口とか何か言っていますけれども、もう一つは、都市計画税を中心として事業を進めるわけですが、この都市計画税の負担を強いられている方々が、率直に言って年配になっていますから利用することはあるだろうか。それから維持管理費の問題です、一般会計からの負担。これはあえて質問しませんでしたけれども、この負担など。特にほかの議員からも、私もきょうも指摘したように、繰り返し、特に事業費が大きく変わったのに住民説明会というのはあえて避けているように思えて、私は仕方ありません。もちろん広報とか何か、それは一方的に町からの説明で終わっちゃうものですから、皆さんの意見を聞いて、それをどう生かしていくのかということだと、住民説明会を開かない、住民の声を聞かない形での強引な進め方に今からでもやめていただきたいというのが多くの意見でした。私も率直にその立場であることを改めて申し上げます。これは時間がないので、答弁は結構です。

最後の太陽光発電についてのガイドラインの問題ですけれども、先ほど今準備をしていると、何とか年度内にはガイドラインとして出せるようにしたいということですが、ぜひそれは3月いっぱいじゃなくて、1月早々からでも。あと日程的な、例えばパブリックコメントとか、そういうことも含めてお聞きしたいと思いますけれども、自然エネルギー、再生エネルギー、あれこれ先回あった風力発電も含めて、国の対応策が本当に柱が通っていない、中身はいろいろ課題があるのじゃないかなと。

実は、奥田の、特に北奥田のところでは、ある地域ですと、たかが100メートル、150メートルのところに4カ所ほど、メガソーラーとまではいきませんが、5,000平米ぐらいのところがもう4つあります、両方挟んで。当然そこだけじゃなくて、奥のほうだとか、裏側、浜側、もうびっくりするぐらいです。私、ここ住所が変わるんじゃないかと、奥田、北奥田太陽光1丁目1番地と。その話をたまたましましたら、奥さんからやっぱり同じことを言われました。もうここは、地名は言いませんけれども、奥田の何とかといったけれども、そういう状況で本当に心配されております。

何としてもガイドライン、できればこれに続いて条例も整備して、業者に対する指導を強化していただきたい。そして、住民生活環境を守るため全力を挙げていただきたいと思っておりますけれども、先ほどの日程的な段取りも含めて、それから今、この12月の段階でどこまで書類等が整備されているのか、説明願いたいと思います。

○厚生部長（西田林治君）

ガイドラインの整備状況でございますが、とりあえず大体の案というのは、今、作成段階は進んでおります。ただ、広範囲の土地開発になる場合がございますので、その部分の他法令とのあわせを、その法令文の違反にならないような形でしかつけれないものですから、その部分の調整が必要だろうということで時間がかかっております。

それと、あと財産権、要するにその人の財産の利用価値を法律もなく制限するという形になるものですから、これは過度にならないようにという指摘を受けておりますので、これをやるときに、うちの顧問弁護士も、こう

いうふうに自治法では法律の範囲内で規制するという部分があるものですから、その部分についての照会をしています。そのときに、過度なことになると、幾らガイドラインでも気をつけたほうがいいですよという意見をいただいておりますので、その部分をどのぐらいにするのかという調整も必要だろうと考えて、各課で検討していただいております。

その辺もあわせて、また業者に、そういうものであるけれども、美浜町の土地利用に関してちょっとまずいですよと、ここはちょっと遠慮していただきたいよという設定もしていくべきだろうということを考えており、その辺の調整に時間をかけさせていただいておりますので、何とか年度内ということになると、2月に入ったらパブリックコメントを公開するという日程になると思いますので、それを目指してやっておりますので、よろしくお願いいたします。

○2番（山本辰見君）

最後になります。町長に、太陽光発電も含めて、それから特にこの間ずっと問題になった大型の養鶏場も含めた、これはガイドラインにはなっていません、何とかの指導要綱か何かだと。それから風力発電も含めていろいろありました。住民の福祉増進を守るのが自治体の本来の仕事でございますから、その責任者として、今の太陽光のガイドラインについての町長の決意というか、こういう形で今指示を出して仕事をしてもらっているんだということを最後にお願いしたいと思います。

○町長（神谷信行君）

今、山本辰見議員のお話ですが、私からしてみましても、当然太陽光発電自体は、何度も申し上げますが、決して否定するものでもございませんので、また養鶏の関係につきましても、基本的に産業として立派な事業でございますので、こちらに対しましても当然推奨すべきものと考えております。

ただ、今の現状の中で、当然住民の皆様方の生活環境を守るというのもまた自治体の役目でもございますので、そうした中で、今の風力等々につきましては、何といても厚い壁が、これは法律の壁がございます。法律の壁をどういった形で自治体が運用していくべきなのかというところが非常に大きな壁となっておるわけでございまして、ですので法律に対しまして、今、国にも何とか改正をお願いしたいと。

先ほどもガイドラインと、それから条例につきましても、法律の中でしかこれは作成することができませんので、当然また罰則規定も設けることはできません。であれば、あくまでも今度は業者に対して、業者がそれを遵守していただけるような、誠意を持って対応していただけるように、行政としても御理解を求めていくしか、今の現状としては方策はございません。

また、もう一つの形としては、養鶏の関係につきましても、今の現状、町の計画が入っている区域でもございますので、当然開発計画等も入り、また学校、教育施設、いろいろなものが多く集まるところでございまして、そこに対しましては、町としての意向をはっきりと、この場所でやっていただきたくないと、場所を変えていただきたいたいと、選定していただきたいたいということをはっきりと申し上げております。事業所にもはっきりと申し上げます。

そうした中で、事業所に対して誠意ある対応を今現在求めさせていただいておりますので、その件につきましても、私どもはやはり地域の皆様方の御意見、行政としての開発行為、今の環境状況、そういったものも全て踏まえた中で、しっかりとした事業所に対する対応もしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野田増男君）

以上をもって、山本辰見議員の質問を終わります。山本議員は自席に戻ってください。

〔2番 山本辰見君 降席〕

○議長（野田増男君）

次に、7番 横田貴次議員の質問を許可いたします。横田貴次議員、質問してください。

〔7番 横田貴次君 登席〕

○7番（横田貴次君）

皆さん、おはようございます。何度この場に立っても緊張しているチャレンジMIHAMA、7番 横田貴次でございます。

私ごとではございますが、この話は山本教育長しか御理解いただけないかもしれませんが、小学校1年生の子供が、最近、漢字も字も覚えて、学校の先生から毎日の積み重ねが大切だということで、毎晩音読の練習をしています。昨夜、私もこの一般質問の壇上でのシナリオを子供と入れかわり立ちかわりやっておるわけですが、回を重ねるうちに少しでも緊張がほぐれるものかなと思いつつも、緊張のやまないきのうの音読、日付と曜日に負けておる横田でございます。しかしながら、町民の皆さんからいただいた大切な機会であります。残り2回、この一般質問、しっかり努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ提出した通告書に基づき質問をさせていただきます。

平成28年3月の定例会において、美浜の里構想に関する質問をさせていただきました。美浜の里構想、事業の全体概要、また、道の駅の予定や町内道路の渋滞の緩和のことについてどのように考えているか。また、最近、サイクリングで美浜を訪れる人も多いということで、サイクリングロードの整備はできないかといったような内容で質問させていただきました。それから1年と9カ月が経過したわけですが、大変大切な事業でございます。残り2回の与えられたチャンスの1回をこの美浜の里構想について、改めて質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

町長が公約に掲げる重要事業の一つである美浜の里構想事業のシンポジウムが10月14日に行われました。基本構想案として、本事業の目的や目指す姿、そういったものが提示され、具体的な構造図としてパネル1に示す美浜の里構想イメージ図が発表されました。町民が主役となり取り組む壮大な規模の事業について、以下、4つの質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

1つ目の質問です。美浜の里基本構想案の概要、策定に至る経過の説明、また、10月に行われたシンポジウムの評価及び今後の展開についてお聞かせください。

2つ目の質問です。パネル資料のイメージ図では、さまざまなゾーンが示されており、町民・企業・行政が連携し交流人口の増加を図ることも目的の一つとしているように見受けられます。同じ目的を掲げ、本町が整備する運動公園整備事業と相乗効果が得られるような取り組みは考えているかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

3つ目の質問です。農業交流の拠点として道の駅誘致が計画されています。パネル2を示しますが、こちらの資料は、いろいろメニューがある中であえてチョイスしましたが、国土交通省が示す道の駅地方創生拠点の形成に関する記者発表資料でございます。本町が目指す道の駅のタイプ、また持たせる機能、整備に対して見込まれる補助金・交付金といった構想の概要をぜひお聞かせいただきたいと思います。これは、ほんの一例でございますので、いろいろな道筋があると聞いております。

4つ目、最後の質問でございます。前回の一般質問でもお伺いしました。本町で行われる大規模な催しでは、町内各道路で渋滞が発生しています。このような大きな施設を整備することにおいて、本構想において、町内交

通網の課題を解決するような取り組みがなされているかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

以上、4つの質問をさせていただきまして壇上からの質問とさせていただきます。大変夢のある事業だと私も思っておりますが、答弁を楽しみにしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、続きまして、横田貴次議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、美浜の里構想の事業につきましての御質問の1点目、美浜の里基本構想案の概要、策定に至る経緯、10月に行われたシンポジウムの評価及び今後の展開についての説明をということでございますが、まず、本構想案の概要についてお答えいたします。

本町の玄関口、南知多道路美浜インターチェンジ周辺には、美浜町総合公園を初め、オレンジラインハイキングコースや観光施設など、地域の特性を生かした施設や資源が多くございます。本構想案は、美浜町総合公園周辺及び日本福祉大学周辺を対象地域とし、上位関連計画との整合性を図り、既存民間施設と連携し、機能を補完し合って観光農園等における自然体験やスポーツ交流などの新たな魅力の付加による交流人口の拡大や地域活性化に資するものでございます。そして、本町の里山・農地など、豊かな自然環境を観光資源といたしまして活用し、そして魅力あふれる美浜の里づくりに、農業者・漁業者・商工観光業者など町民が主体となって参画することによって、新たなビジネスチャンスや雇用の場を生み、地域経済の活性化を目指すものでございます。

本構想案の策定に至る経緯といたしましては、平成28年1月に、町職員で構成する検討委員会を、また同年4月には、若手職員によるプロジェクトチームをそれぞれ立ち上げ、美浜の里構想をどのように展開していくのか、どのような課題があるのか、また、関係法令等の調査研究をまいりました。

本年10月に開催いたしましたシンポジウムには、農業委員のほか一般町民の皆様合計70名に参加をいただき、美浜の里構想のイメージ図をお示しし、その目的や全体の概要について説明をさせていただきました。参加者からのアンケート結果では、「美浜の里構想に関心を持った。」及び「今後の美浜の里構想事業に参画したい。」と回答された方が全体の8割以上となるなど、参加された方の関心度をおうかがいすることができたと考えております。また、今後の進め方についても貴重な御意見をいただくなど、今回のシンポジウムは大変有意義なものであったと評価しているところでございます。

今後の進め方につきましては、関係者との議論を深めることが第一だと考えておりまして、地権者・農水産業関係者や商工観光関係者等、地域の皆さんとの話し合いの場を設けて、皆様の同意を得ながら美浜の里の運営体制や基本計画を策定するなど、実施に向けてまいりたいと考えております。

次に、御質問の2点目、美浜の里構想は、町民・企業・行政が連携し交流人口を図ることを目的の一つとしていえるように見えるが、同じ目的を掲げる運動公園整備事業と相乗効果が得られるような取り組みを考えているかについての御質問でございますが、美浜の里構想については、美浜インターでおり、運動公園に向かう道路、広域農道沿いに位置することから、産業と運動の両面で美浜町の魅力を発信できるものであります。本町においては、すばらしい名所・旧跡等観光資源が多くあるのは議員も御承知のことと思いますが、一日中美浜町において満喫していただくことがかねてからの課題でもございます。美浜の里、運動公園、総合公園及び既存の観光資源との一体的な活用により、一年中美浜に多くの方が訪れていただけるツールにより施設が充実するものと考えております。

運動公園を訪れる方は年間約7万人を想定しており、総合公園では約12万人の方が既に利用している状況を踏まえ、美浜の里構想を加えることで多くの来訪者が想定され、おのこの施設を活用することになる効果や事業計画による農地利用の向上など、大きな相乗効果が期待できるものと考えております。これらの施設により、本町へ訪れる方、交流人口、本町との関係人口をふやすことなどで、経済効果の拡大や町民の活力の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、御質問の3点目、農業交流の拠点として道の駅の誘致が計画されているが、地方創生の拠点として想定するタイプ、持たせる機能、見込まれる補助金・交付金といった構想の概要についてはでございますが、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供、地域振興に寄与する道の駅は、24時間無料で利用できる駐車場、トイレなど休憩機能、道路情報・観光情報などを提供する情報発信機能、文化教養施設・観光レクリエーション施設などの地域連携機能といったこれらを備えた施設が道の駅の登録要件となります。

現在、愛知県には道の駅が16カ所ありますが、風光明媚な景勝地としての多くの観光資源に恵まれ、道路アクセスのよい、この知多半島にない道の駅は、美浜の里構想の核となる施設と考えております。美浜の里構想における道の駅は、地域の産業振興としての特産品の加工・販売施設、飲食施設はもとより、周囲の広大な農地、既存施設等の活用など、地域環境を調査・研究し、交流人口の増加、雇用の創出を見出すような活力ある施設を目指しております。今後におきましても、横田貴次議員のおっしゃられる、国土交通省が地方創生の拠点とする先駆的な取り組みの事業なども視野に入れて検討してまいりたいと考えております。

また、整備に対して見込まれる補助金・交付金についてでございますが、施設の機能、取り組みごとに活用できる事業を精査し、整備してまいりたいと思っております。

次に、御質問の4点目、本町で行われる大規模な催しでは、町内の各道路で渋滞が発生しているが、本構想において、町内交通網の課題を解決する取り組みはしているかについてでございますが、構想段階の現時点においては、具体的に渋滞緩和につなげる道路ネットワークなどの検討はしてございません。大規模な催しを初め観光シーズンの週末などの渋滞の解消・緩和は、歩道設置を含め幹線道路の整備が対策の一つと考えております。そのため、県には、現在事業を実施しています都市計画道路知多西部線常滑美浜バイパスの早期完成と、知多東部線古布バイパスの早期事業化を強く要望しているところでございます。また、布土大橋交差点、県道内海美浜線や県道上野間布土線など、幹線となる国道・県道の整備についても要望を行っており、一部区間について事業が実施されております。今後も引き続き、交通渋滞の解消・緩和、交通安全対策として町内の幹線道路の整備を県に対して強く要望してまいります。

美浜の里構想の取り組みに当たりましては、議員のおっしゃられる渋滞対策が必要となるようにぎわいが生まれ、皆様に愛され親しまれる里を目指してまいります。先ほど申し上げました各路線の早期実現は、美浜の里構想実施に当たり渋滞緩和の一つの方策でもありと考えております。今後、交通渋滞・道路ネットワークも視野に入れて事業を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

私からの壇上での答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○7番（横田貴次君）

順次、質問させていただきたいと思います。

1つ目の質問からお願いをさせていただきます。

シンポジウムにつきましては、私も参加させていただきました。山田俊宏氏に基調講演をいただいて、町長の答弁にもありましたこの里構想は、本当に美浜町の職員の皆様の手でつくり出されたものだという事で、大変全国的に見てもこのような取り組みをしている行政は少ないということで、私も鼻が高いというか、素晴らしい取り組みなんだなと感じた次第でございます。

今後、いろいろな関係者の皆様方とこの基本構想を練っていくということで、具体的な年次スケジュール的なものというのは今用意されているのでしょうか。

○企画課長（磯貝尚美君）

具体的な年次スケジュールでございますけれども、まだ、現在のところ、農業経営者とか地権者さんとか、それから観光業者さんですとか、地域の皆様方にまず本当の趣旨を御理解いただきまして、どのように進めていくのかということと共有していくことが第一だと考えております。そういった理解を深めることをまず第一に考えておりますので、具体的に何年に何をするというところの動きまではまだ決めておりません。

○7番（横田貴次君）

先ほど私、パネルの資料で示しましたがけれども、すごく広範囲にわたる農業用地も計画の中に入っているということで、一番心配しているのが、計画されている土地をどのように守っていくのかという、先ほど同僚議員の質問で、別の意味での開発がなされるとこういった計画も立ち行かなくなるであろうと思いますので、スケジュールについて明確ではないと言いつつも、最後にお伺いするのですが、土地をやはりいかに守っていくのかという施策は今のうちから話し合っておくべきだなと思います。スケジュールがまだ明確でないということは理解しましたので、ありがとうございました。

シンポジウムに出て、一番最後の方の質問のところ、町民がリーダーシップをとってやっていくのか、行政がリーダーシップをとってやっていくのか、そこを明確にしないとこの計画はうまく進まないよという御意見があったかと思います。至極私も同意見でございまして、ともすると町民の皆さんというのはいろいろな特技もニーズも持っていて、やりたいことばかりいろいろ並んでいるというような僕もイメージで受け取ったのですが、そういったものを総括して、やはり気持ちだけでは前に進まない事業だと思いますので、そういったものを交通整理して、やはり大きな柱を打ち立てていくのは行政の責任かなと感じておるのですが、この辺についてどのような評価をされておりますでしょうか。

○総務部長（沼田治義君）

おっしゃるとおりでございまして、最後の方が質問された点が、一番この美浜の里の構想を進めるキーワードになるところじゃないかなと私も感じました。町長も以前から、この美浜の里構想を地域活性化の起爆剤という形で進めておりまして、これにつきましては、あくまでも事業主体は町民だとか事業者さんだとか、そういった全町民を対象に参画ができる組織をつくりたいと、こういう思いでこの事業については進めていきたいと思っております。いわゆる皆様方から出資をしていただく、それから土地のある方については土地を提供していただく、こういった形で、地域の方々がそういう組織をつくりまして、新たなビジネスといたしましうか、仕事をやっていかないと、やっぱり継続が出てこないと思います。

一つ例を言いますと、今、鵜の池の手前に観光農園をやっている農事組合があるかと思います。あそこにつきましては、20年よりもっと前から始められまして、あそこは地元の農家の組合員で運営しておりまして、今の組合員も年々ふえてきておりますし、売り上げも年々上昇しておるということも聞いております。全て自分たちの運営でやられておるということで、来てくれるお客さんのニーズに合った事業を展開しておると、それがやっぱり成功の秘訣なのかなと思っています。

身近にそういういい事例もございますので、こういうところを参考にしながら、この美浜の里構想については、しっかり関係者に来ていただいて、行政も決してその方たちに委ねることじゃございません。あくまでもやはりリーダーシップは行政が持って、いろいろな情報を提供すると同時に、母体となる組織づくりをしっかりと議論してつくっていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○7番（横田貴次君）

あと、これはシンポジウムに出てみえない方にはなかなかわかりにくいのかなと思って私も反省しておるのですが、叱られるのですけれども、御年配の方が多かったという印象を持っています。役場の若手チームもこの美浜の里構想に加わっているということで、ぜひ美浜町内の時代を担う若い世代の皆さんを上手に取り込んでいただいて、いろいろな今水面下にいるいい意見を持っている方もたくさんいると思います。

先日も、私も地元布土の秋葉祭に出たときに、やはり20代で農業を専業でやっている若い子と話をしました。美浜町は、我々がつくっているおいしいお米もあって、塩もあって、ノリもあるのに、おにぎりが何でないんですかねという、そんな純粋な声を伺うと、やはりまだ潜在的な可能性というのは若い世代にもあるんだなと感じましたので、いかに若い声を拾いながら、彼らがやはりこれから参画をするような舞台づくりが大変大切じゃないかなと思いましたので、そういった取り組みを進めていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

2つ目の質問に入ります。

運動公園事業と絡めてというか、総合公園もしかりなんですけれども、今、地盤の関係でちょっととまっているということですが、これで本町の目玉というか、人を迎え入れるツールというのは非常にそろわないかなと思います。常々ハード面が先行きをして、ソフト面がおくれているのじゃないかという御指摘をいろいろなところで私もさせていただいているのですが、やはりまちのカラー、また町民の成り立ち、どういった地域なんだよというものを町外の皆さんに発信するというのは、この美浜の里構想というのはすごくいいチャンスじゃないかなと思いますので、まだまだスケジュールは未定かもしれませんが、今のうちにいろいろなものを取り込んで、町長が目ざされる「明るく・健康で・笑顔のたえないまち美浜」が実現するいい機会じゃないかなと思うのですけれども、この辺の美浜のイメージづくりというか、そういったものが可能になってくるのかなと思います。

相乗効果についてですが、一体的に取り組むということで伺っております。窓口的なものが商工業・農業・漁業というように広範囲にわたっていますよね。こういったものの総括的な窓口として、今、一本に絞って、一つの企業体なり組織をつくろうというところで考えておられるということですが、大体のイメージというのはどういったところで落としどころを考えておられるかというのをお聞かせいただきたいと思います。

○総務部長（沼田治義君）

美浜の里につきましては、農業・漁業、それから商工業・観光業、それから一般の町民、それから事業をやっている、そういう方も含めて全体でと考えております。美浜町というのは、自然もあり産業もあり、いろいろな人材、人もたくさんみえます。農業が得意な方もみえれば、いろいろな体験を教えることが得意な方もみえると思います。いろいろな自然だとか産業だとか人材、これをうまくこの美浜の里という事業の中で融合させるというのでしょうか、一体化させて、今までそういう農業者と観光業者との連絡というのも定かでない部分もあったのも事実でございます。そういうところを、農業の部分についてはあなたたちがやってね、観光のPRをする部分は観光がやりますというような連携ができれば、非常に美浜町のPR、産業のPR、それから自然のPR、いろいろなPRにつながると思います。

それからもう一点、横田さんの御質問の中の運動公園事業との相乗効果というのも大事なキーワードかなと思います。運動公園につきましては、知多西部線ができれば美浜の里構想の道路沿いになってきますし、今でも知多半島道路はそこの知多西部線へ行く線につながっておりますので、いずれにいたしましても、運動公園を利用されるお客様については、私どもが今進めようとしている美浜の里にも寄っていただけたと思いますし、従前で、今インターチェンジのところをおりたところには大きな煎餅屋さんもみえますし、先ほど言った観光農園さんもございます。そういうところとも連携をしないと、一体化をしてやっていかないとまいかないと思いますので、そこら辺も組織づくりにあわせて地元の企業さんともこれはお話し合いをしていきたいと思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

○7番（横田貴次君）

上手に聞けなかったなというのがしかりでございまして、いろいろな方がいる中で、意見を集約して、一つに気持ちをまとめていくというのは非常に難しいだろうなと思います。この後に道の駅のことも聞きますが、個別で企業名を上げるわけには、私の立場でいけません、そういった美浜でいろいろなことをやっている皆さんが、例えば出資という形で気持ちを集めるのか、そういったものも具体的に早いうちからこの町内の中でも広めていくべきだなと思いますし、この構想を温めていく段階で、またそういった方々の声も早目に入れていくべきだなと思いましたので、先ほど言ったインターのところにあるお煎餅屋さんもしかりでございまして、道を経営している方もしかりでございまして、そういった方の多くの皆さんの声を町内企業で頑張っている皆さんも初め、多くの声を取り入れていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

3つ目の質問の道の駅について伺います。

これは、私は期待も大きいのですが、すごく心配もしているところございまして、僕が調べても中途半端な情報しかないのですが、今全国で1,000を超える道の駅があります。一般的に言われているのが、3割は赤字経営だよということで、自治体の補助がないと赤字経営というのはもう半数に上がるのではないかなということも言われております。

しかしながら、住民サービスを考えると、決して黒字経営でないとだめだとは私も言いませんが、ところによっては本当に町の財政をすごく圧迫しているところもあると聞くのですが、近隣で、先ほどの御答弁の中で、愛知県内に16ある道の駅の運営状況、経営状況などは調査されておりますでしょうか。

○建設課長（鈴木 学君）

県内の16カ所ある道の駅の経営状況でございますが、まだ現在、私どもは構想の段階ということもございまして、個別に経営状況まで把握してございませぬので、よろしくお願いいたします。

○7番（横田貴次君）

場所云々によっても収支の違いもあるでしょうし、大変難しいのかなと思いましたが、何が申し上げたいかと言うと、北海道、青森の道の駅を参考にせよというわけではなくて、やはりこういった計画を立てていく中で、愛知県内の運営状況もしっかり参考にしたい計画を立てていただきたいなと。いろいろな選択肢があり、いろいろな運営の方法がある施設ではありますので、一概に理解がしにくいとは私も思いますけれども、本町に似たような環境で道の駅を運営している市町村もあるかと思いますので、ぜひそういったものを参考にしたい計画を立てたいなと思います。

もう一点、まちの駅ということで、最近武豊町に、「味の蔵」さんでしょうか、あちらは道の駅の認定はとっていないけれども、大変近いものだと伺っております。私も仕事でよく前を通るのですが、閑散としているとき、また、車がとめ切れないときだとか、そういったものもあります。似たような施設で、美浜町にも食と健康の館

がございます。食と健康の館には、毎年本町からもいろいろな形で経営支援をしていると思うのですが、こういったものの運営状況もしっかり研究しながら道の駅というものも考えていかねばならないと思うのですが、道の駅の構想を考える上で、食と健康の館との関連性というか、私はあちらの食と健康の館についてもしっかりと運営を整理して次に行くべきだなと考えておるのですけれども、現行で、この食と健康の館や味の蔵の経営状況などは分析されましたでしょうか。

○産業課長（小島康資君）

類似した食と健康の館や武豊町にあります「味の蔵たけとよ」についての経営分析をしたかということになりますが、武豊町にあります「味の蔵たけとよ」については、平成28年4月1日にオープンし、運営は武豊町商工会が行っていることは理解しておりますが、経営等につきましては現在把握しておりません。

また、本町の食と健康の館、こちらは平成17年4月に新しい体験型観光・製塩施設としてオープンさせていただいております。こちらは、オープン当初の運営管理は町が行っていましたが、平成24年4月1日から指定管理ということで、小野浦区に運営を行っていただいております。

こちらの現在の運営状況におきましては、美浜の塩とか塩ソフトクリーム等の販売、体験講座・海辺のマルシェの実施、各種手数料などの収入があり、経営としては、ここ数年順調に伸びているというのが現状でございます。また、支出につきましては、売店とレストランの仕入れを除いた経費に関しましては、約5割強が人件費に充てられております。これらのことから、食と健康の館につきましては、現状では経営は良好であると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○7番（横田貴次君）

なぜこのようなことを聞くかということ、道の駅が仮に美浜町にできたとして、運営の方法、ほとんどが第三セクターでやっておられる市町村が多いようですが、本町が直接やらないにしても、運営を任せる団体・企業がやはり大切になってくるのであろうなと思います。

食と健康の館については指定管理者ということですが、今現状で、この道の駅を実現するとすれば、どのような運営状況でやろうかという検討をされているかをお聞かせいただきたいと思います。

○建設課長（鈴木 学君）

道の駅の運営でございますけれども、先ほど来も言うておりますように、まだ構想の段階ということで、実際どのような形が一番いいのかというのはまだまだ思案しているところでございます。具体的な検討はまだ行っていないわけでございますけれども、ある程度方針が決まりましたら、地域の皆さんと一緒に考えていきたいと思います。ですから、第三セクターといっても第三セクターをやっていただけの企業さんをお願いするというのも一つの手法と考えますので、その辺はやはり地域の方々と御相談をして決めていきたいかと考えております。

○7番（横田貴次君）

次の渋滞の質問にもあるのですが、知多半島道路の美浜ドライブインなどで道の駅ができるといいなというような、若い子からの期待感があります。道路コンセッションさんが経営母体となってやっただけだと、あちらにスマート出口もできたり、本町の中にあるのも一つですが、あいった根幹となる道路の一つの施設としてという方向性がないのかなんていうこともよく町民の声として伺います。

今、この一般質問で別に方向づけをするわけでもございませんが、早い時期からそういった広い選択肢の中で、いろいろな方との関係の中でこの構想を温めていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に1つ、先ほどパネルで示しましたが、さまざまな交付金や補助金が期待されるというか、それがないと

なかなか立ち行かない事業だと思います。これは、支援を受ける交付金や補助金によって、要は美浜町の財布が限られていくのか。例えば、都市計画税でしかこの事業運営ができないとか、そういった状況というのは今どのような形で調べておられますか。

○建設課長（鈴木 学君）

道の駅の設置における建設財源のことだと思いますが、財源については、特定財源でなく一般財源という形になりますので、よろしくお願いいたします。

○7番（横田貴次君）

一般財源になるということで、かしこまりました。

いただく補助金によって財布が特定されるようなこともないと理解してよろしいでしょうか。

○産業建設部長（石川喜次君）

都市計画税は、都市計画事業等に充当できるということになりますので、今回の道の駅は都市計画事業には該当いたしませんので、一般財源になりますので、何も変わりはないということでございますので、よろしくお願いいたします。

○7番（横田貴次君）

本当に心配されている人が町内でたくさんいらっしゃいます。どちらかというと、私、いろいろな方の話を聞くと、若い世代の方はやってほしい、やってほしいという声もありますし、本当に経験豊かな御年配世代の方は、とても大変だということが、町内で2分化されているのではないかなと思います。私もどちらかというと、若い世代に近づきたい世代ではございますけれども、ぜひ町の財布を痛めることなく、いろいろな角度での補助金・助成金をいただいて、ちょっとでも核となる施設ができればいいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後、渋滞を緩和する道路整備の方向性について伺いました。

道路についていろいろ聞いても、美浜町としては要望はしっかりしておりますよという答弁になる。これは私も今までの議員経験の中で大変よくわかる話ですが、人間の体に例えると、血流がよくなないと不健康になっちゃうんですね。私も軽い脳梗塞をやったので、非常にわかるのですけれども。町民の皆さんに、こんな道路網ができれば美浜町はよくなるねというようなものは、町から発信ができると思うのです。ですので、こういった美浜の里構想の中でも、航空写真で撮ったところにいろいろ書いておられるのですが、もっとこうあるべきだとか、こうなったらいいよねというものも、今後こういう資料の中に入れていただいて、県・国からの力がないと道路というのは難しいというのは百も承知ですけれども、絵に描いた餅をしっかりと絵に描いていただいて、町民とともに行政も進んでいくのが近道じゃないかなと私も思いますので、美浜スマート出口も含めて町内の道路、東西の主幹道路から、このように今後美浜が変わっていくというものも、こういった構想の中で示していただきたいなと思います。

最後になります。

一番最初の質問で、この構想もしかりなんですけれども、1番の同僚議員、山本辰見議員からの御質問にもありましたが、今からこういう計画を進めていく中で、やはり一番大事なものというのは美浜にある豊かな土地だと思うのです。その土地をいかに大切に守っていくかということも考えていかねばならない時期かなと私は思っております。条例やガイドラインでくくるといっても、法律にはやはり勝てないわけでありまして、私もチャレンジM I HAMAという会派に所属させていただいておりますが、昨今の自然再生エネルギーの問題だとか、美浜町が今からこんな構想を持ってまちづくりの事業を進めていくよというときに、やはり一番障害となってくるのが土地の確保ではないかなと思います。

行政の皆さんは、やはり地権者の皆さん、町民の皆さんの土地だからということをおっしゃいますが、私も会派の中で今提案をさせていただいているのは、条例で美浜町の中の土地をいろいろ動かすときには、一報を町に入れようという条例でくくれば、美浜町の中で、「じゃ、土地を売ろうか。」と、いろいろな事情の中で売られる方がいらっしゃいますが、どのような事情で、どのような経緯で売られるのか。中には、「いや、固定資産税がえらいから持ち切れないんだ。」という方もいらっしゃろうかと思えます。そういった中で、今から美浜町がいろいろ構想を持つ土地に関してやはりしっかり守っていくべきだと思います。

例えば、固定資産税を軽減化していくとか、そういった手法もいろいろとれるであろうし、逆に言うと、御年配の方からしてみると、やはり難しいことを考えずに、買ってくれるなら売ろうかということもあるかと思うのですが、どんな方に売るとかというのは、ある程度町からも助言ができたりするのではないかなと思うのですが、1つ目の質問で詳しく聞かなかったのですが、最後、神谷町長にお伺いしたいのが、こういった形でいろいろな手だてを持って、大変豊かな最後の生命線の土地を守っていくということに関して、町執行部の長としてどのようなお考えでおられるかをお聞かせいただきたいと思えます。

○町長（神谷信行君）

ただいまの質問、非常に難しい答弁だと思っておるのですが、確かに今現在、里構想の先ほどからの御質問の中でも非常に申しわけないと思うのは、まだまだ構想の段階で、はっきりした御答弁が各担当部署もできずに申しわけないと思っております。

先ほどお話をさせていただいた中で、シンポジウムの中でやっと皆様方にこういった構想図を、絵を示すことができたということで、本当はもっと早くこういった構想図も出し、皆様方にも御理解いただいた中で啓発に努めて、地権者の皆様方にも御協力を早く仰いでいきたいなと思っておるわけではございますが、この計画が、今年度の何とか末までには、本当は地域の皆様方にも、地権者の該当する皆様方にも御説明を、計画をして、協力を仰いでいきたいなと考えておるわけではございますが、何といたしましても、事務の進捗状況の中で、今から早目に取り組んでまいりたいと考えておりますので、その辺は御理解をいただきたいと思っております。

そしてまた、今の土地の関係もでございます。確かにこの道の駅の関係も、今、南知多のほうに約100万人とも140万人ともいう観光客の方が寄っていただいておりますので、そういった人たちが魅力ある美浜の里に寄っていただけるような、また、こういったものが開園することによって、多くの皆様方がやはり条件的にも、先ほどのお話がありましたように、知多半島は、交通網からこういった観光、いろいろな自然の面でもかなり利便性の高いところでもございますので、私どもも期待して、何とかいい形で運営ができるような機構を見直していきたいなとも考えておりますので、その辺も御理解をいただきたいと思っております。

そしてまた、本当に今、構想の中で、太陽光発電だとか、風力、いろいろな形で、地権者の方々にしますと、せっかく遊ばせている土地であればそれを利用していきないうことが当然考えられる話の中で、美浜町としても、本当に日照時間も長いとか、そういった部分の中で、非常に今、目をつけられております。そうした中で、計画の区域の中を何とか制限し、この計画をスムーズに円滑に進めていくのにいい形で確保することができないのかなと、また、規制などをかけて動いていくことはできないのかなということも考えてはおるわけではございますけれども、まずは今、この里構想を総合計画の中で位置づけ、位置づけた中で、各事業を行いたいという方につきましては、この計画に沿った形の中での御協力を求めていくということも一つなのかなと思っておりますし、何といたしましても、地権者の皆様方の御理解と御協力がないことには、この辺も進めていくことができませんので、こういった御理解を仰いでいくということのも一つの手なのかなと。

そうした中で、個人の地権者の皆様方の財産というものを規制するということは、これもまた行政として行う

こともできませんので、とにかく今の中では、事業者の皆さん、地権者の皆さんに強く御協力を呼びかけ、御理解を深めていく、これしか今の現在の取り組みとしては進めていくことはできないのかなと思っております。

先ほど議員が言われるように、町がそれだけ計画地域を買い取って、また税的な優遇措置もできるということであれば、それもまた一つの方法かと思いますが、やはり各地権者の皆様方にはそれぞれの御事情もございますし、また行政としてはそういった手法をとることは、これはまた適正な形なのかどうかということも考えられますので、一番いい形で事業を円滑に進められるような手法もとってまいりたいなと、抑制もかけていきたいなとも考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（野田増男君）

以上をもって、横田貴次議員の質問を終わります。横田貴次議員は自席に戻ってください。

〔7番 横田貴次君 降席〕

○議長（野田増男君）

ここで休憩したいと思います。再開を11時5分とします。

〔午前10時45分 休憩〕

〔午前11時05分 再開〕

○議長（野田増男君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

9番 大岩靖議員の質問を許可いたします。大岩靖議員、質問してください。

〔9番 大岩靖君 登席〕

○9番（大岩 靖君）

皆さん、こんにちは。チャレンジMIHAMA、大岩靖です。

ただいま議長の許可をいただきましたので、これより一般質問をさせていただきます。

私も、先ほど同僚議員が言ったように、議員になってあと2回でこの壇上からの一般質問も終了となります。

昨今、特に本年度に入って、私は環境について何度か、6月の一般質問もしました。先ほども議員からガイドラインという言葉が結構出てきました。本年度、皆さんも御存じのように、美浜町は風力に関するガイドラインを制定されました、10月1日より。先日、中日新聞の知多版に常滑市も来年1月1日より風力に関するガイドラインを実施すると書いてありました。この美浜町の風力に関するガイドラインは、近隣の市町村で一番早く実施していただいたと思っております。それに対しては、私は胸を張って、我々美浜町の行政のやってきたことを言えるのではないかと思っております。

そこで、今回、12月の一般質問も私は環境についてお聞きしたいと思います。

現在の美浜町の環境について質問させていただきます。

1番、平成29年度版美浜町の環境によれば、公害苦情件数が平成23年度より大幅に増加にしており、その主な原因は野焼きに対する苦情であると分析していますが、水質汚濁・騒音・悪臭に対する苦情も増加傾向にあり、改善していません。直近3年間の水質汚濁・騒音・悪臭の内容と対応について具体的に説明してください。

質問2番目、本年度、本町では環境に関して太陽光発電所、風力発電施設、悪臭問題などさまざまな問題が浮上していましたが、環境の変化に対して次年度どのように取り組みますか、お答えしてください。

大きな問題2番目、町内適正污水处理整備事業についてお伺いいたします。

平成29年度版美浜町の環境によれば、海水の水質調査において、幾つかの項目で環境基準を超えており、改善するには生活雑排水の適正処理が必要であり、美浜町としては合併処理浄化槽の推進を図っていくと言っており

ます。こうした状況の中、本年10月の行政報告会において、平成31年度より、くみ取り単独浄化槽から合併浄化槽への転換に対する場合の補助率を、町単独で上乗せする方針である旨の説明がありました。

そこで、以下2点についてお伺いいたします。

1、国の補助率が高い市町村設置型ではなく、町負担により補助率を上乗せすることを選択したこと、新築家屋に対する上乗せ補助を除外した理由及び検討内容を説明していただきたい。

質問2番目、平成29年度に実施したアンケート結果に基づく転換希望世帯などの数から、今後の転換補助に対する町一般財源の負担額の見通しについて、年次別に説明してください。

3番目の最後の質問です。

臭気の規制について見直し協議についてお伺いいたします。

私は、本年度6月の一般質問で、河和南部地区の悪臭基準が平成18年度より第3種のままであり、住環境の変化を考慮し見直すべきではないかとの質問に対し、県と協議したいとの答弁をいただきましたが、その後の協議は進んでいますか、お尋ねいたします。

以上、壇上での質問を終わらせていただきます。明確な答弁をお願いいたします。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、休憩前に引き続きまして、大岩靖議員の御質問にお答えをいたします。

まず初めに、美浜町の環境についての御質問の1点目、直近3年間の水質汚濁・騒音・悪臭の内容と対応について具体的に説明をについてでございますが、議員のおっしゃられているように、本町への公害苦情の件数は、平成22年度以前に比べ平成23年度に大幅に増加し、その後においてはわずかな増減となっております。これは、継続的に対応している苦情も一部ございますが、苦情を改善しても、また新たな原因による苦情が発生しているからでございます。水質汚濁・騒音・悪臭の苦情においても、新たな原因による苦情となっております。

ここで、苦情の内容について、直近3年間の代表的なものを申し上げますと、水質汚濁では、平成27年度に油の流出、平成28年度に食物残渣の堆肥からの排水、平成29年度に河川の魚の大量死などでございました。騒音では、平成27年度に鉄工所の作業中の騒音、平成29年度にコンビニの駐車場の空ぶかしによる排気音などでございました。悪臭では、平成27年度に食物残渣の堆肥から発生するにおい、平成28年度に空き家の浄化槽の点検・清掃不足のにおい、平成29年度に海岸の海藻のにおいなどでございました。いずれの苦情も、対応といたしましては原因を調査特定し、特定できた案件につきましては原因者に対し状況を改善するように指導いたしました。

なお、原因が判明しない案件では、状況をしばらく監視しながら状況が改善するまで継続的に原因を調査し、原因者がわかり次第指導いたしております。また、原因者が不明で早急に対策が必要な場合は、状況の改善のため町職員が直接作業等を行うこともございます。例えば、河川に油が流出すると、吸着マットにて油の吸い取り処理を行い油の拡散を防ぐなど、早期対応をまいっております。

以上、苦情に関する内容と対応についての御説明でございます。

次に、御質問の2点目、本年度、太陽光発電施設・風力発電施設・悪臭問題などが浮上したが、環境の変化に対して次年度の取り組みはについてでございますが、太陽光発電施設・風力発電施設においては、国・県など関係機関と連絡をとり合い、ガイドラインに沿った施設設置及び発電事業がされるよう事業者を指導してまいっております。悪臭問題については、県を初め各方面から悪臭の改善に有効な事例などの情報収集を行い、悪臭の原因

となる事業者へ指導の機会を何度も設けてまいります。次年度以降においては、町から引き続き指導を行っていくとともに、問題解決に向け、原因者と地域住民など関係者との話し合いの場を設けるなど、新たな方法にも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、町内適正污水处理整備事業についての御質問の１点目、国の補助率が高い市町村設置型ではなく、町負担により補助率を上乗せすることを選択したこと及び新築家屋に対する上乗せ補助を除外した理由及び検討内容の説明をについてでございますが、昨年度、調査検討した市町村設置型については、現在の個人設置型と比較して検討をいたしました。その内容は、市町村設置型浄化槽整備事業で設置した合併処理浄化槽は、町の財産となり、個人の敷地の中に町の財産があることによる財産管理の問題や、空き家における設置管理の課題等から、今まで同様の個人設置としてその補助率を上乗せすることを選択したものであります。

新築家屋に対する上乗せ補助の除外につきましては、現在、新しく家屋を建て浄化槽を設置するときには、合併処理浄化槽しか設置できないことになっております。つまり、生活排水の適正処理のためには、くみ取りや単独浄化槽を合併処理浄化槽へ転換することにより、水質浄化につながるものでございます。また、合併処理浄化槽の設置に対する補助金は国や県の補助金制度も含まれており、これらも、転換に補助を手厚くする方向で改正が進んでいるとの情報がございます。事業の推進に当たっては、国・県の方針に合わせていく必要もあることから、転換に対する補助金を手厚くし、適正污水处理の推進に力を入れてまいりたいと考えております。

次に、御質問の２点目、平成29年度に実施したアンケート結果に基づく転換希望世帯等の数から見た今後の転換補助に対する町一般財源負担額の見通しについて、年次別に説明をについてでございますが、昨年度行った町設置型浄化槽の導入可能性調査の中では、前年に実施したアンケート結果からは、将来、約1,000基は条件によって転換する可能性があるという回答がございました。このアンケートの結果を受けて、将来計画としては、新規を含めて約1,000基の整備を計画させていただいております。

本町の一般財源負担額については、来年度以降、国や県が浄化槽の補助割合などを変更する予定があり、まだその金額・割合が示されておきませんので確定ではございませんが、現時点で概算での金額を申し上げますと、平成31年度には5,186万円と見込んでおります。平成32年度も同額、平成33年度以降については徐々に減少していくと見込んでおりますが、年度ごとに事業評価を行い、必要があれば随時変更していきます。

今後、合併処理浄化槽設置への補助の変更につきましては、国・県からの補助割合の決定を踏まえ町としての補助率を提案し、平成31年度予算編成の審議において議会の承認をいただき、平成31年４月から実施していく予定でございます。

次に、臭気規制の見直し協議についての御質問でございますが、規制基準は県が定めることとなっておりますので、今年度６月議会で答弁したとおり、現在県と協議しております。

前回の基準区域の変更は平成18年度に行っておりますが、主に都市計画区域の用途区域の変更があった地域を対象に変更しております。現在、県に対しての地域の生活環境の変化、地域の実情を含め町の方針を相談しておりますが、かなり細かな内容の協議が必要となるため、期間がかかると聞いております。今後、より強く美浜町の実情を訴え、臭気規制の見直しを要望していきたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げまして、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○９番（大岩 靖君）

それでは、ただいまの答弁に対し、順番に再質問をさせていただきます。

まず初めに、先ほど町長の答弁で、町の環境に対する公害の苦情、その件数が平成22年度に比べ23年度に大幅に増加した理由を、まずお尋ねします。

○環境課長（藪井幹久君）

平成22年度と23年度と比較をいたしますと、悪臭による苦情の件数が、平成22年度の3件から平成23年度には8件に、さらには、その他に含まれますが、野焼きによる苦情が、平成22年度まではほとんどございませんでしたが、平成23年度から大幅に増加しておりまして、23年度は29件あったと。このあたりの増加が主な原因でございます。

なお、その後、野焼きにつきましては、毎年20件を超えるような数で推移してきているという状況でございますので、よろしくお願いいたします。

○9番（大岩 靖君）

ただいまの答弁ですと、苦情の今の件数としては野焼きがほとんどだと捉えてよろしいですか。わかりました。

それでは、先ほどの町長の答弁の中で、継続的に対応している苦情とは何で、何年間かわっているか、どのように改善したかをちょっとお聞きしたいを思います。

○環境課長（藪井幹久君）

それでは、継続的に対応している苦情とはでございますが、悪臭の中で、畜産業から発生する苦情というのが、原因がなかなか完全にはなくならないということから、継続的に対応していくケースが多いということになります。具体的には、長い案件では、私は以前、この課に——環境保全課ですけれども——初めて配属されたとき、10年ほど前ですけれども、その時点で継続案件であったものが今なお引き続きという状況もございます。そういった案件、そういった方に対しては、今でも本当に定期的に訪問して、必要であれば臭気測定をして、基準を超えているかいないかというのも見きわめながら、経営改善という形で対応してもらっているということでございます。

具体的な改善につきましては、根本的に改善するためには、計画的に、例えば畜舎を密閉式といいますか、臭気が漏れないような形にしてもらおうとか、そういった改善を一遍にはできなかったものですから、計画的に行っていたというものでございます。ただ、なおにつきましては、そういったことで、基準範囲内にあったとしても、苦情としては発生いたします。におうという苦情は発生いたします。さらに言うと、そういった畜舎があるところも、もともとそこが経営していたとしても、周辺の環境が変わってくれば、そこから苦情が発生してくるということで、それにつきましては、経営の仕方だとかそういったことを、周辺への配慮、そういったことも気遣いながらという形での経営の考え方にしていただくということで、経営の考え方を切りかえていただくということが重要と考えておりまして、そういった指導を続けておりますので、よろしくお願いいたします。

○9番（大岩 靖君）

なかなか経営者の方も大変だとは思いますが、今の経営指導については、今の答弁でもおっしゃったように、長年そこで始められて、周りの環境が変わってきたからということで、企業努力をできる限りやっていただくように、指導していただきたいと思います。

先ほど答弁の中で、苦情を改善しても新たな原因によるものが出ると言っていましたが、新たな原因を出さないように指導すべきだと思いますが、それを、行政側の考えをどういうふうに思っているか、お答え願いたいと思います。

○環境課長（藪井幹久君）

それでは、新たな原因を発生させない、出させないようにするべきではないかということですが、新たな原因の苦情というものが、原因者が本当に新しく別の方であったりとか、原因そのものが、苦情の内容自体が新しい苦情であったりと、事例ごとに変わるということで、それを出させないようにというのはなかなか行政としては難しいかなということではございますが、ただ、先ほど言ったように、現時点では、苦情の一番多いのは野焼きでございます。ですので、そういった野焼きとかでありましたら、本当に多数の方が気をつけていただくという形ですので、それをPRしていると。広報だとか、ホームページですとか、さらにはケーブルテレビですとか、そういったところで、本当に年何回も周知、広報しているところではありますが、ただ、苦情をお願いするのが町の環境課だなということを逆に周知をしているような状況もありまして、野焼きの苦情がふえているということもあるのが残念ではございますけれども、ただ、それは我々が対応しますということでございます。

また、一旦そういった原因者を指導・注意すると、その場では改善されるということがほとんどそういうことではございますが、ただ、例えば野焼きでも、年が変わればまた同じように行ってしまうとか、そういうこともあって、そういった場所につきましては、特に我々注意しながらということではやっておりますので、お願いします。

また、我々、そういった苦情を減らすということで言いますと、町を頼っていただけるのは本当にありがたいことではありますけれども、信頼しているということでありありがたいことではありますけれども、個々で役場に頼まなくてもいいレベルというのものもあるのは感じております。ただ、そういった住民同士の関係が良好に、それぞれが気遣えるような関係、そういった関係が保てるようなまちづくりといえますか、そういうこともいろいろ周知していきたいといえますか、そういったことになっていけたらいいなと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○9番（大岩 靖君）

今の答弁ですと、確かに野焼きの件が多いとは思いますが、これは、僕は個人的な思いなのですが、例えば住宅地のど真ん中で、確かにそういう野焼きというか、畑に葉っぱ・草があつて燃やす程度というところとちょっと問題になると思うのですが、周りに全く住宅のないところで、例えば畑を持ってみえる方が少しその葉っぱなりを燃やすとか、実は、僕は、ふと町内のそういうところをたまたま車で走って見かけたときに、昔、子供のときは結構そういうところに、例えば今の時期、焼き芋を焼いたり、そういう何かすごく僕はいいイメージでというか、いい思い出として自分の中にあると思うのです。状況を踏まえて、余りそれを細かく云々というのはどうかなというのがあるのですが、確かにやられる場所をよく考えてやっていただければとは——これは個人的な思いなのですが——と思います。

ただ、先ほどの町長の答弁でもそうですが、原因を調査して特定できた案件と先ほど言っていましたけれども、特定できた案件とできなかった案件はそれぞれ何ですか。それでまた、改善されているか、その進捗状況をお答えしていただきたい。

○環境課長（藪井幹久君）

それでは、特定できた案件、できなかった案件、それぞれどういった案件があったのだろうということを御報告させていただきます。

先ほど直近3年間の話をした水質汚濁ですとか騒音・悪臭、そういった原因では、ほとんどが特定できております。先ほどから話題になっています野焼き、それは、実は通報があった時点でどこだろうというのがわかりに

くかったりして、原因不明の案件が幾つかあったというのが状況でございます。

町長からも答弁があったとおり、原因がわかれば、我々必ず行って指導、その場で改善されるものはその場ですぐ改善していただいているのがほとんどでございます。ただ、その場で原因がわかったとしても、例えばにおいの関係ですと、浄化槽から出ているにおいが臭いとか、そういうものだと施設自体を改善しなければいけないという、そういう場合においては期間がかかって改善というものもございました。

あと、先ほど少し触れましたけれども、畜産業とか、原因が根本的になくなるというものにつきましては、すぐに完全な対応というのが難しければ、計画的に改善をということで、その場でできる対応はこういうふうだと、根本的な改善は計画的にこういうふうだということを指導しながら、改善してきてもらっているということでございます。ただ、見ていただいているとおり、改善の進捗状況はといいますか、件数的に見ますと、減るというほどではなく、高くなって横ばい、微減微増という状況だということでございます。

繰り返しになりますが、においの関係につきましては、本当に測定して臭気基準を超えていない場合がほとんどでございますが、それでも苦情というのは来るということでございますので、そちらにつきましては、本当に畜産業とかそういうところでしたら定期的に訪問指導ということをしていくということでございますので、よろしくお願いいたします。

○9番（大岩 靖君）

今の答弁もそうですが、単年度で特定できるというのは、単年度で処理できるということはわかるのですが、例えば今おっしゃったように畜産業を含めて、長期的な対応をしていかなければなかなか改善はされない。特に、美浜町内、畜産業をやられている方もたくさんみえます。ただ単に、臭気のことでも云々というのじゃなくて、長期的に、例えば5年、10年という形で、きちっとした対応を確認しながら進めていただかないと、なかなか10年たっても20年たっても変わらないのじゃないかなと思っております。

先ほどの美浜町が策定した環境に対するガイドラインはどのようなものかということをお聞きしたいと思うのですが、このガイドラインは、皆さんそれぞれ一つのガイドラインという枠ではなく、それぞれのガイドラインということがあるということを、皆さん誤解されている方もみえますので、今回、今の環境に対するガイドラインについて、町民に対する簡単な説明をお願いいたします。

○厚生部長（西田林治君）

環境に対するガイドラインということでございますが、具体的に町が発行したガイドラインについては、現在、小型風力発電に関するものを具体的に発表させていただいております。それと同時に、今現在作業中でございますが、先ほどの答弁にもあったとおり、太陽光のガイドラインについては鋭意整備中でございます。そういうことで、それぞれに合ったある程度の指導ができるように、一律に指導ができるように、ガイドラインを設けております。

小型風力につきましては、環境の保全や景観形成、住民の安全な生活を確保することを一番の目標として定めて、住宅から300メートル以上離してくださいよとか、いろいろな騒音・電波障害、近くに文化財がある場合がありますので、そのことをちゃんとしてくださいねという基準を設けております。関連として、国への認定に先立ち、届け出してくださいということもうたっております。行政区や近隣住民に関する説明をしてくださいねということもうたっております。

同様に、太陽光の発電施設についても、ガイドラインはそういうことについては当然盛り込んでいこうと。先ほども申し上げたとおり、その中でも、太陽光は土地の開発が大きな施設、大きな面積が必要になってくる場合がございますので、町の土地利用計画の中であっては困るなというところには遠慮していただく地域というのを

前もって定めて公表していききたいなということを今は考えておりますので、よろしくお願いします。

○9番（大岩 靖君）

今のガイドラインのことに關してですが、例えば町が策定したガイドライン、確かに先ほど町長の答弁でもありましたが、特に風力に關しては皆さん御存じのように、小型風力発電に關しては美浜町はガイドラインをつくりましたが、国の再生可能エネルギーということで推奨されておるために、やはり法を遵守するという立場の我々にとっては、それを乗り越えて、条例なりそういうことに持ってくるのはなかなか厳しいと思います。

ただし、町が作成したガイドラインをより実行力のあるものにするために国・県などの関係機関にどのように働きかけていくか、具体的に説明してください。

○厚生部長（西田林治君）

我々、これをつくったときに、再生可能エネルギーの固定買い取り価格制度の手續を所管しております経済産業省資源エネルギー庁の出先であります中部経済産業局に対し、こういうのをつくりましたということを申し出ております。それによって、中部経済産業局では、受付時に、地元の行政区、特に美浜町から出てきたものについては、地元へ話をしたのかと、ただ、産業局は書類は受け取らざるを得ないそうですので——形式的にそろっておれば——受け取りますが、地元話をしたのかという一言を確認していただいているようです。実際にそういうふうに言われたからと相談に来た業者もみえますので、うちはそういうことでお願いして、うちのガイドラインを渡してくれというお願いもしてございますので、それを実践していただいているようでございます。

それとあと、県にも、環境担当にも、きょうはこんなことをやったんだということをガイドラインを紹介してございます。ですので、各関係機関との連携をとって、そういうのを周知して、それを守っていただくという体制は今のところできていると自負しておる次第でございます。

○9番（大岩 靖君）

それでは、今の答弁の中で、美浜町がガイドラインをつくったというのは早かったのですが、これ、以前同僚議員もこの風力に關して質問した中で、ことしの4月以降、たしか今の小型風力発電に対して周辺の住民説明など盛り込まれていると思うのですが、現在、美浜町でかなりの数、申請が出ているというのは、それは4月以前のことだと思うのですが、それについて、この美浜町に照らし合わせてガイドラインはどのような効力があると思っておりますか。その辺をお答えしていただきたい。

○厚生部長（西田林治君）

ガイドラインの中には、正式な最終認可を受けてしまうと、300メートル以内でという基準については適用除外がうたってございます。今現在、そういう施設がたしか7カ所ぐらいでしかありません。今は、認定中という表示がされているもの、これは発表がないのですが、経済産業省の取り扱いでは認定中というものがかかりの場所に、美浜町だけで四十数基あると伺っております。これについては、ホームページでまだ公表されておられません。認定中のは公表されていないんですが、それを最終的な認可を受けたよというものに変えるには、もう一回経済産業省に一定の届け出が必要になります。その時点で、美浜町のガイドラインがこういうふうだよということを経済産業省が添えていただいておりますので、とりあえずはうちは、そういうときには業者から話はあるだろうということになって、つい最近、11月末の時点で確認をとったのですが、状況ではふえておりません。たしか7件だったという記憶がありますが、それ以上ふえておりません。これは、5月か6月の段階からはふえておりませんので、まだふえたものはないんだなと思っております。

ですので、そういうものについては、こういうガイドラインがあるんだよということで、300メートルという規制はあるんですが、これを強引にやられると、ちょっとその規制が勝てるのかという難しい問題があるのです

けれども、とりあえず300メートルの部分についてもうちは指導していくということになっております。

○9番（大岩 靖君）

ちょっと時間が少ないので、強く、できるだけ訴えていただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

それでは、今のガイドラインに関してもう一つ、悪臭問題に関して指導した後も改善が見られない場合、どのような対応をしていくのか、例えばガイドラインを策定する予定はあるのかをお聞きしたい。

○厚生部長（西田林治君）

悪臭対策には、悪臭防止法という法律が定めてあり、その基準により指導いたしております。ですけれども、その基準内にあっても、先ほどから申しておりますように、どうしても苦情というものは発生いたします。事業者には、これは産業課と協力して話し合っているのですが、地元の住民の声が本当に直接届いて意識していたいているのかなというのが疑問に思えてきております。このような機会をつくる場をつくって、直接声を届けたいという形を思っております。そして、もし事業者が改善したことがあれば、そういう場で、我々も努力しておるんだということを訴えていただいて、そういう協議の場を何とかできないのかなということで今取りかかっておりますので、よろしくお願いします。

○9番（大岩 靖君）

今の言葉を聞いて少しは安心しましたので、ぜひともそれを実現していただきたいと思います。

それでは、質問の2番目に移らせていただきます。汚水処理の整備事業について再質問させていただきます。

先ほど、町長の答弁の中でもそうですが、本町からの人口の流出防止、ほかの地域からの人口流入を促進するために、企業誘致を進めるためには新築家屋などに対する上乗せ補助が必要だと考えますが、過去の実績から見て、新築家屋などに上乗せ補助をする場合にかかる財政負担は、単年度ベースでどのくらいか教えていただきたい。家屋、事業所別にお答え願いたいと思います。

○環境課長（藪井幹久君）

それでは、新築の場合の上乗せ補助をするとき、町の財政負担はどれくらいだというお話でございますが、まず、個人の住宅、新築家屋につきましては、件数としまして約100件ほど見込みますと、試算では約4,119万円、事業所では、実績ベースで4件ほど見込みますと、1年で約649万円という金額になります。

○9番（大岩 靖君）

では、今の答弁ですと、町の財政負担は少しずつ小さくなっているという理解でよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○9番（大岩 靖君）

ですね。では、現在、本町に係る最も大きな課題の一つである人口減少と地域の活性化を考え、新築家屋などに対する上乗せ補助をした場合の費用負担と上乗せ補助による町の定住効果を比較した場合、新築家屋などにも上乗せ補助をするべきだと考えます。例えば標準的な5人槽の転換と、新築の補助金の差が33万円で、1世帯33万円を上乗せ補助で住んでいただければ安いと思うのですが、行政報告会でも説明がありましたが、美浜町で1人ふえると8万円の交付税がふえると言っていました。単純計算で、1世帯4人美浜に転入していただければ、1年で元が取れると思うのですが、それについて、町長、どのようにお考えなのか、お答えしていただきたい。

○町長（神谷信行君）

確かに計算上はそうなりますが、新築住宅の関係で、外から多くの方が入ってきていただくための一つの施策としてどうだということでもありますが、今現在、私どものまちの状況を見てみますと、こういった人口密度だ

とかそういった関係の中で、今、新たな区画整理事業を、そういった住宅をつくるということが非常に認可がされない状況になってきております。そうしますと、新たに美浜町に入ってきて、そこで住宅を建てようという方につきましては、今の既設の宅地の中で、出ていった方が入られて、建てられるか新築をされるか、それか、またその前の方が売買をして、そこでうちを建てられるかという形になってようかなと考えております。

そういたしますと、今、当然既存の宅地の中で更地以外でございましたら、既設の浄化槽はくみ取りなり、または他の浄化槽が埋設されておるのかなと考えますと、新築をされるときに、これを一つの転換と捉えて考える見方もあるのかなと考えておりますので、そういう中で、浄化槽のこういった普及も進み、また新たにそこを買われた方々等の助成にもつながっていくのかなと。

それともう一つは、やはり国・県の考え方が、先ほどもお話がありましたが、今助成に対する見直しを行っておるということで、その辺の動向も見ながら、私ども、考え方をあわせながら対策を考えていきたいなど、対応を考えていきたいと考えておりますので、御理解いただけるようお願いいたします。

○議長（野田増男君）

以上をもって、大岩靖議員の質問を終わります。大岩議員は自席に戻ってください。

〔9番 大岩靖君 降席〕

○議長（野田増男君）

ここで休憩といたします。再開を午後1時といたします。

〔午前11時55分 休憩〕

〔午後1時00分 再開〕

○議長（野田増男君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 荒井勝彦議員の質問を許可いたします。荒井勝彦議員、質問してください。

〔8番 荒井勝彦君 登席〕

○8番（荒井勝彦君）

それでは、皆さん、こんにちは。午後1番は、チャレンジMIHAMA、議席番号8番、荒井勝彦でございます。

私、議員となりまして、初めて午後からの一般質問でございますが、昼食の後、たるみのないように気を引き締めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議長宛てにあらかじめ提出させていただきました一般質問通告書に基づいて、順次質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、町民の森と吉田池西の遊歩道についてお尋ねいたします。

現在、町民の森は、その一部が立入禁止となっており利用できません。また、吉田池西の遊歩道は、町民、観光客ともに余り利用されていないように思われます。先にパネル資料1で町民の森の現況をお示しいたします。

緑色で示した①のエリアでございますが、ここはかつて遊歩道として整備をされておりましたが、手入れが行き届かず地主に返却された部分でございます。②、赤で示した部分でございますが、現在、辛うじて使用、通行が可能な部分でございます。辛うじてという表現をいたしました、西のほうに黒山という山がありまして、ここにはあずまやがありまして、展望台が整備されております。ここから、奥田の方面へ本当に辛うじて通行ができるような状態になっております。そして、③の青で示させていただきました部分は、現在この部分を貫く遊歩道に、写真を張りつけてありますけれども、写真のように、通行どめの標示が2カ所設置されております。柵

があります。立ち入ることができません。

その大半に借地料を支払っている現状を踏まえて、以下の質問させていただきます。

そもそも、この町民の森はいつごろから整備を始めたもので、現在借地料を支払っている部分の面積とその金額は幾らでしょうか。

2つ目です。地域の団体や個人での町民の森の利用状況、そういったものは把握しておられますでしょうか。

3つ目です。今後も町民の森を活用していくのであれば、借地料を支払っている部分だけでも、赤色の部分ですけれども、きちんと整備をし、皆さんに利用していただけるようにするべきだとは思いますが、いかがでしょうか。済みません、青い部分も入っております。

4つ目の質問です。吉田池西の遊歩道についても、町民の森と同等の状況になるおそれもあるかもしれませんので、町民の森、吉田池西遊歩道の利用促進に向けて具体的な対策をしておりますでしょうか。これ、同等のおそれになるかもしれませんと私が申し上げたのは、実は9月30日、台風が、26号でしたか、この地方を直撃いたしまして、私たまたま10月14日にこの町民の森に行ってみました、約2週間後ですけれども。そしたら、大きな木が倒れておりまして、コースが2コースあるところを塞いでおりました。フェンスもひしゃげちゃっておりまして、全く通行ができない状態になっておりました。その2つのコース、14日後に私が気づくまでどなたも気づかれなかったのかなと思って、都市整備課に、日曜日でしたけれども、担当者に連絡いたしました。翌日すぐに対応はしていただいたそうで、今は通行ができるようになっております。

次に、2つ目の質問に移ります。

災害時の避難所について伺いいたします。

パネル資料2に河和中学校の体育館の雨漏りの状況をお示しさせていただきます。

これは、本年9月4日にこの地方を直撃した台風21号による避難所を開設した折に、私が出向いて撮影をしたものでございます。担当職員2名がバケツに洗面器、オイル缶等々、あらゆる器で雨垂れを受けておりました。その数三十数カ所、もうそれ以上、私よう数えませんでした。さらに、体育館の上から落ちてきますので、受けた雨垂れがはね返って床がびしょぬれになっているのを、一生懸命職員の方が拭いてみえました。このように、河和中学校の体育館は雨漏りがひどく、とても避難所としての利用は難しいと思われます。早急に雨漏り対策工事をするのか、避難所の変更が必要と考えますが、いかがでしょうか。

2つ目です。この役場庁舎内では、1階の町民ホールを避難所としておりますけれども、コンクリートの上にビタイルを張ったかたい床仕上がりとなっております。お年寄りなど災害弱者の方にとっては、つらい時間を過ごすこととなってしまいます。庁舎内には職員食堂と保健センターに畳を敷いた部屋がありますが、こちらも避難所として利用はできませんでしょうか。

以上で、私の壇上での質問を終わらせていただきます。わかりやすい回答をお願いいたします。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、荒井勝彦議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、町民の森と吉田池西の遊歩道についての御質問の1点目、町民の森はいつから整備を始め、現在借地料を支払っている面積と金額は幾らかについてでございますが、平成12年から平成15年にかけて、林野庁、愛知県の補助を受け、森林に親しむ場であり里山保全活動の拠点として整備をいたしております。平成30年4月

1日から平成35年3月31日までの5年間、土地賃貸借契約を結び、借地面積は3万4,996.78平米、年間で35万400円を支払っております。

次に、御質問の2点目、町民の森の利用状況を把握しているかについてでございますが、水道を使用したい団体等につきましては、事前に利用申請を提出していただいております。しかし、水道を使用しない個人や団体等の利用者については自由に利用していただいているため、人数の把握はしておりません。

次に、御質問の3点目、今後も町民の森を活用していくのであれば、借地料を支払っている部分だけでもきちんと整備し、皆さんに利用していただけるようにするべきと思うがいかがかについてでございますが、今年度予算に整備委託料を計上し、三河湾と伊勢湾を臨むことができる黒山展望台に向かう階段を改修する計画となっております。森林のすばらしさを満喫できる場所である体験広場を初め出入口周辺や総合公園へ抜ける道路の草刈りを、利用者の安全のため定期的に職員により行っております。

また、体験広場を中心に、ライオンズクラブさんからの御寄附をいただいたソメイヨシノも植樹してから8年が経過し、ライオンズクラブの会員の皆様とともに草刈り作業を行い、訪れた方に楽しんでいただける環境整備を行っております。ライオンズクラブの皆様には大変お世話になり、感謝をいたしております。これらの情報を住民の皆様方に発信し、多くの方に来ていただけるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、御質問の4点目、町民の森及び吉田池西の遊歩道の利用促進に向けた対策を考えているかについてでございますが、町民の森から総合公園へ向かう道の整備はできているため、通行に支障がないように定期的に草刈りを実施し、整備を行っております。また、吉田下池に面した遊歩道につきましては、総合公園の一部として、文化財、吉田古窯群の保護整備と散策道を整備し、町内外から来られた方に楽しんでいただけるよう看板を設置し、PRに努めているところであります。

近年、総合公園での花見が人気スポットとなっており、今年度春から「さくらプロジェクト」を実施し、水野屋敷を一般開放し休憩所としての利用、マップの配布やライトアップを行いました。来場された方には大変好評であったために、来年度も引き続き開催を予定していきたいと考えております。遊歩道内におきましても、60周年事業での国際ソロプチミスト半田様の御寄附によるシキザクラ及びライオンズクラブさんによるカワヅザクラの植樹をいただいております、それらが成長しますと、秋から春にかけて桜の名所となるよう取り組んでおります。

これからも、町民の森及び遊歩道の四季折々の変化を町ホームページやSNSで発信し、利用者がふえるよう努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、災害時の避難所についての御質問の1点目、河和中学校体育館は雨漏りがひどく避難所としての利用は難しいため、早急な雨漏り対策工事をするか避難所の変更が必要ではないかについてでございますが、河和中学校の体育館は、平成29年度において、避難所としての安全対策のため、つり天井の撤去工事を実施しており、それ以前はつり天井が存在し、床面に直接雨が滴り落ちるようなことはありませんでした。つり天井撤去工事により台風時においての床面への雨漏りが発生するようになったのは、天井撤去が要因の一つではないのかと考えております。

しかしながら、河和中学校は河和地区の指定緊急避難場所として1,200人の避難者を受け入れ、また、指定避難所として600名の方々が生活するところとして地域防災計画で指定しております。現状では、これらの収容人数等の受け入れ場所としては河和中学校しかいないため、避難所としての指定を変更する考えはございません。したがって、体育館の雨漏りににつきましては、雨漏りの原因をしっかりと調査の上、施工方法等を十分検討し、対応してまいりたいと考えております。

次に、御質問の2点目、役場庁舎は町民ホールを避難所としているが、職員食堂と保健センターに畳を敷いた

部屋があり、こちらも避難所として利用できないかについてでございますが、美浜町役場避難所としては、受け入れ可能人数は328人を予定しております。大災害が発生し避難者がふえてきた場合は、役場の各部屋の使用となると考えます。

今回の荒井議員御提案の職員食堂と保健センターの和室を避難所としてはとのことでございますが、今回の台風24号では21名の方が役場に避難しており、食堂・和室スペースに入れない状況であったと認識しております。御提案の場所は2階・3階となり、台風時などに多く発生する停電によるエレベーターの停止等も考慮し、またトイレも一部和式のところもあり、町民ホールに比べ利便性に欠けるところが多くございます。本町としては、避難者の安全を第一に考え、入り口や出口に段差や階段のない、スムーズに移動ができ、多目的トイレもすぐ隣にある1階の町民ホールを台風時等の避難所として定めております。

また、指定した避難所の中で、なるべく快適に過ごしていただくために、役場の町民ホールを初め小中学校の体育館の避難所には、畳にかわる防災用敷物などの設置を今後検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

壇上での私からの答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○8番（荒井勝彦君）

それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず最初に、町民の森に関してでございますけれども、本年4月1日から35年3月31日まで5年間契約をしているということは、これはもう決まっておることで、途中で見直しということはできないということでしょうね、どうでしょうか。

○産業課長（小島康資君）

こちらは、5年間、借り主の方と4月1日に結ばせていただいておりますので、途中での見直し等に関しましては、今のところ考えてはおりません。

○8番（荒井勝彦君）

では、5年間このままの状態で行くということですが、先ほど町長の答弁の中に、本年度、黒山展望台ですか、あそこら辺のところを整備していくんだということでございますが、私、質問に先立ってずっと町民の森も歩いてみました。もう本当に辛うじて通れるところ、それと、先ほど示させていただきましたけれども、通行どめになっているところ、これももちろん借地料を支払っておりますよね。あそこの部分はどのようにしていくお考えでしょうか。

○産業課長（小島康資君）

借地料を払っている部分が、今現在通行どめということで、それぞれ入り口のところ2カ所に看板を立てさせていただいております。こちらのほう、今年度予算は先ほど出ておりましたように、黒山展望台へ向かう、こちらの整備は予算を計上させていただいておりますが、荒井議員指摘の自然観察の森と植栽体験の森、こちらが先ほどの通行どめの箇所になるのですが、こちらについては約3万平方メートルとかなり広大であり、現段階ではなかなか手がつけられないというのが現状ですけれども、ただ、今後はこちらも、新緑だとか花、もみじといった四季の移り変わり、こういったものを味わえる空間になるような形で検討をしていく必要があると考えておりますので、またそのあたりも含めて今後検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 8 番（荒井勝彦君）

私、先ほど示させていただきましたもう既に地主に返してしまった部分、これはなぜ返したのでしょうか、今の通行どめになっている部分と同等に、持ち切れなくなったのではありませんか。

○産業課長（小島康資君）

先ほど出ておりました借地ですけれども、実は、今年度は30年4月1日に契約を新たに結んだということですが、その以前は10年間の借地契約を結んでおりました。それがちょうど30年3月31日で契約満了となった折に——以前も、かなり広大な町民の森でしたので、草刈り等がなかなか行き届かないというのがありました。——借り主の方になかなか手がつけられない場所に関してはお返ししますよということで見直しをさせていただいて、今現在、河和の配水池に上る西側を借地契約させていただいております。ただ、こちらで先ほどの通行どめの箇所もあるので、こちらは黒山展望台に向かう道が一部かかっておりますので、このあたりは一体的に借地をさせていただいているのが現状です。

○ 8 番（荒井勝彦君）

当初10年間の契約でお借りをしていたということは、現在はまだ10年の契約が切れて、地主にお返しした部分も、今私が問題にしているエリアと同じような状態で、でも、これだけ契約があるから、立ち入りが全くできないもとの森に返っていった部分でも借地料をお支払いして借りておったということですね。

それで、今回のこの私が問題にしている部分も同じようになっていきませんか、大丈夫ですか、そこら辺のところは。

○産業課長（小島康資君）

荒井議員の御心配はごもっともかと思いますが、先ほどの2つの森、こちらに関しましては、今、体験広場から橋を渡って中を通して、黒山展望台の入り口の近くまで行く遊歩道になります。こちら、距離的なものも調べさせていただいたのですが、そこまで長くはありませんので、来年度、31年度におきましては、こちら、借地をしている部分の遊歩道だけでも通れるような形で考えていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○ 8 番（荒井勝彦君）

ぜひとも、そういったことでありましたら、きちんと整備をしていただきたいと思います。

それと、森林空間維持管理費として88万9,000円、今年度の予算に計上されておまして、その中に町民の森整備委託料として30万円計上されておりますが、これはどういうところに委託をするのでしょうか。

○産業課長（小島康資君）

こちらの30年度の30万円の委託料ですが、こちらの委託料の中で、今回黒山展望台に向かう擬木と、あと今くいが出ている部分もありますので、こういった危険が伴うくいの撤去、こういったものを業者の方に発注をかけていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○ 8 番（荒井勝彦君）

この30万円で、黒山展望台から下っていくルートのところの擬木ですか、これは全部、今ほとんどシロアリに食われて蹴つまづくような感じになっております。これは安全のために早急に手入れをしていただきたいと思います。

そして、体験の広場ですか、ここに仮設のくみ取り式トイレと環境式トイレというのが設置されておりますけれども、お世辞にもきれいな状態だとは言えないと思いますが、そして、その仮設トイレでも、1つはたしか鍵が壊れておまして、使用できませんという札が張っておりますよね。あれ、ホームセンターで買ってくれば簡

単に直ることですよ。そういうことも余り手が入っていない、気づかないのかなと思いますが、この整備というのは考えておりますか。

現在、いろいろなところで、キャンプ場やなんか、おしゃれなキャンプ場で、まずはトイレがきれいなところ、こういうところが人気を博しておるようでございます。鍵が壊れていて使えないというトイレ、余り私は見たことはありませんけれども、どうですか。

○産業課長（小島康資君）

今、トイレのほう循環式のトイレということで、こちらは定期的な清掃等は行っておりますが、なかなか使う方も少ないということで、行き届かないというのは確かにあるかと思います。先ほどの鍵の修繕に関しましては、早急に、こちらは消耗品等で交換ができますので対応していきたいと考えております。

先ほど出ていました体験広場ですけれども、今まだちょっと検討段階ではあるのですけれども、どなたでも来て芝生の上でキャッチボールができるとか、オートキャンプができるとかというような形の整備も、今後必要になるのではないかなと思っておりますので、そういった整備も含めて検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○8番（荒井勝彦君）

ぜひとも、体験広場ですかね、あそこも私、実はかつて子供が小さいときに1泊だけお借りしてテントを張ってキャンプをしたことがございます。全くとって静かで、周りに遠慮なく、うちの家族だけで独占状態でしたけれども。事前に申し込みをしなかったということもありまして、水は使えませんでしたけれども、水も簡単に使えと、管理や何かで大変でしょうけれども、もう少し町民の皆さん、それからほかから来た方々——そしたら、お金を取れるようになれば、これもまた町に対してわずかでございますけれども、有益なことだとは思いますが。

吉田池西の遊歩道について、では、再質問をさせていただきます。

先ほど古窯群があったということを伺いましたけれども、どうも、整備されていますよとおっしゃいますが、石がぼんぼんと並べてあって、ぼちゅんと立て札が立っている、このような状態で余りイメージが湧かないのかなと。半田市はたしか、そのものが保存されておりますけれども、それから、あそこは恐らく、土器とか茶碗のひつついちゃったようなもの、そういうものが私が子供のころに実は探検に行ったことがございまして、実物を目にしております。あっ、こんなところにこんなものがあるんだなと思って。でも、そういうものも一切目にする機会がありませんけれども、そういうものは埋めちゃったのですか、また。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

遊歩道の中の古窯群でございますが、遊歩道を整備する際に、当然文化財の調査ということで専門の方が調査をされて、発掘の本格調査ではありませんが調査をして、最終的な今現在のしつらえとなるような保存の仕方について、当然検討されたようです。その中で、保存のために埋め戻したと。上に石が並べてあるのは、一応こういう形で古窯群があったという形状を表上見えるようにするために、石を並べてあるというふうな、いわゆる専門家の方で、出してそのままにしていたほうがいいじゃないかという意見とかいろいろあったようですけれども、とりあえず、保存のため風化を防ぐために埋め戻して、見ようと思えば、また掘り返せば見えるという状態を保つという結論に達したようです。

○8番（荒井勝彦君）

それでは、出土というか、今まであったものは全てそのとおり埋め戻してしまって、例えば資料として、実はあそこにはこういうものがありましたよ、町民の皆さんごらんくださいねという、そういう資料も全く町は持っていないくて、あそこに全部埋めてしまったんでしょうか。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

当然全てとり切ったわけではありませんけれども、資料としてあの現場から持ってきて、保存は教育委員会でしております。それと、そのときの調査の結果は冊子にまとめてあります。

○8番（荒井勝彦君）

教育委員会で持ってみえるのであれば、例えば、それをどこかにガラスケースの中に、こういったものがありましたよというふうに……。持っているというのは、どこか倉庫の奥のほうでもしまっちゃってあって、ほかの町民の皆さん、観光客の皆さんには触れないように内緒でしまっているんでしょうか。

○教育部長（天木孝利君）

この古窯群につきましては、本人も見られたということですが、美浜町至るところで発掘されておる土器でして、そのもの自身は、布土の郷土資料館、旧ですね、郷土資料室で一応は保存はさせていただいております。ただそれ自身をまだ展示するようなスペースなりのそこまでの整理等もまだできておりませんので、スペース的ということではなくて、まだその全体、ほかにも、要はほかにもと言いますか、美浜町の至るところに焼き物の皿はあるということで、それを展示しておるということはまだ今のところやってはおりません。

今後、そういったことで、美浜町にもこういったものがあるんだよということについて、展示をしていくことについては検討していくべきことだとは思っておりますので、よろしくお願いします。

○8番（荒井勝彦君）

要は、しまっていて、町民の皆さんの目には触れていないということですので、せっかく図書館の一部にも展示するスペースがございますので、今後そういうところで町民の皆さんの目に触れるようにしていく予定はありませんか。

○生涯学習課長（谷川雅啓君）

図書館、生涯学習センターのですね、そういったスペースもございます。そういったところを活用して皆さんに見ていただけるようにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○8番（荒井勝彦君）

ぜひともそういう機会を設けていただいて、常設ではなくても企画展示みたいな形で、町民の皆さんにも目に触れるようにしていただけたらと思います。

吉田池西の遊歩道でございますけれども、かつてここは遊歩道らしきものが、この遊歩道を整備する前にあったと思うんですが、それがササやぶの中に埋もれてしまっておりまして、そこを再度整備したと思うのですけれども、そういう事実を把握しておりますか。

○産業建設部長（石川喜次君）

私も現場のほう過去に歩いたことがございますけれども、きちんと整備したものはなくて、万葉の森と申しますけれども、途中で途切れておったというような状況でございまして、遊歩道の中で全体を通行ができるような形にしたというのは事実だと思います。

○8番（荒井勝彦君）

かつて、らしき、——今、産業建設部長がおっしゃった万葉の森というのを——私そのササやぶを抜けて、くぐって見に行ったことがありますけれども、本当に自然の単なる森でしたけれども、いいところだなと自分は感じました。

ところが、今回整備した遊歩道ですけれども、2週間たっても倒木の報告が町にも上がってこないから、職員の方も気づかない。ということはどうでしょう、それだけ皆さんが利用していないということじゃないでしょう

か。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

9月の月末の台風だったと思います。その台風の後には一応管理人で現場を回っておりますので、台風の直撃で倒れたわけではなくて、若干時間を置いた後で、まあ台風の影響だと思えますけれども、荒井議員が発見される間に倒れたと、うちは認識しております。

○8番（荒井勝彦君）

ということは、定期的にあそこはやっぱり都市整備課で、こういうときにはちょっと見ていきましょかねということをしておるということでよろしいですか。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

先ほども第1答弁でありましたけれども、総合公園の一部でございますので、うちの公園管理人、総合公園に限らず都市公園のほう、草刈り等で管理しておる中の一部份でございますので、下草刈りとか安全確認というのは常時の業務の中で行っております。

○8番（荒井勝彦君）

じゃ、その台風のときにどしゃんと倒れたのではなくて、ちょっと弱っていたけれども、その後、私が見つめるちょっと前に転んだのではないかとということで、私も別にそれが倒れておる瞬間を見ておったわけではございませんので、なるほどなと思って、総合公園の一部ということで定期的に安全チェックなどもされているということで、今後もそういうふうにしていただきたいと思いますと思いますが、しかし、何とも普通に、何の変哲もない、何のこれといった魅力が感じられない——お花見のときは別ですけども——あとのシーズンオフなんかには余り利用されていない。そこで、先ほどの町長の御答弁の中でもSNSで発信してくんだよと、いろんなことを。

御存じの方もおみえになると思いますが、隣の日間賀島には、ハイジのブランコと称する施設というほどのものと言っても失礼ですけども、単なる枝ぶりのいい松の木にロープを下げて丸太の腰かけをぶら下げただけのものでございますけれども、これ非常に人気でございまして、いわゆる今どきの言葉で言うと、インスタ映えするというものになっていて、いろいろなところに発信して観光客の方も見えて、順番待ちのときもありますよということも伺ったことがあります。

先ほどの吉田池西の遊歩道、せっかく総合公園の一部でございますし、巨額の費用をかけて整備をしたところでございますので、何か知恵を絞ってでも、「あら、インスタ映えするね、これ。」というようなこと、特に今の我々おじさんでは気がつきませんが、役場にも先ほどもいろいろなところで出てきましたけれども、若手の職員の、入ったばかりのフレッシュな感覚で、「ほら、こういうものがあると格好いいね。」というような話し合いの中で、何かそういう考えというのは出てきませんか。

○産業建設部長（石川喜次君）

今、荒井議員のおっしゃるとおりでございまして、私どもも今までやはり、いろいろな公園がございまして、その特性に合った、例えば戦略的な方針を立ててお客さんをお呼びすることはなかなかやってこなかったということは事実でございます。また、反対にお客様のニーズも把握していないというのが現状でございますので、遊歩道に限らず、その辺のニーズも的確にこれからいろいろなことで受けまして、それに応じた整備をしていこうと思っております。ただ、全て施設を町がつくってお客様を待つということは、これまでと一緒にありますので、これからは少し考え方を変えまして、そのように必要に応じて少しずつ整備をしていくと、そういう考えを持ってまいりますので、少し時間をいただきたいと思います。

○ 8 番（荒井勝彦君）

先ほどの吉田池のところ、あそこはやっぱり借りておるわけですか、土地ですけれども。

○ 都市整備課長（宮原佳伸君）

遊歩道の部分は借地はございません。

○ 8 番（荒井勝彦君）

それでは、今、産業建設部長の御答弁にありましたように、少しずつアイデアを出し合って、インスタ映えするような、皆さんに喜んでいただけるような遊歩道として整備をしていただきたいと思います。

吉田池の遊歩道と町民の森に関しての再質問は以上にさせていただきます。

避難所についてでございますけれども、先ほど町長の御答弁にあった、たくさんの人を受け入れるのに体育館を使うという御答弁でございましたが、先日来の台風、風水害の折には、そんなに避難してくる人の数も多くなかったように思われますが、西部地域では公民館が避難所になっていますよね。東部では小学校の体育館が全て避難所となっておりますが、これはどうして、単純な理由をお聞かせ願いたいんですけれども。公民館というのは、特にですけれども、先日の町政懇談会の折に部の学区で最後に質問されていた方が、「南部小学校の体育館ではなくて、南部公民館にならんでしょうか。」と。私も全くもって同感で考えておりましたけれども、どうでしょうか、公民館を使うというわけにはいきませんかでしょうか。

○ 防災課長（石濱克彦君）

西部地区は確かに今回、台風の場合になりますけれども、公民館が指定されております。東部につきましては、学校施設が利用されているところでございます。それはなぜかという御質問だったかと思うのですが、町といたしましては、より安全な場所を選定しておるところでございます。

具体的に申しますと、例えば布土地区におきましては、過去に水害等の被害もあった関係もありまして、高台の布土小学校を選定させていただいております。河和につきましても、公民館施設が海岸の海の近くという状況もございます、台風の際には中学校を選定させていただいております。南部地区におきましても、南部小学校が高台にあるものですから、確かに御指摘の南部公民館という施設もございますけれども、災害時には、最初は南部小学校を選定しまして、それ以上ふえますと、例えば、古布であると老人憩いの家だとか、切山千歳の家だとか、矢梨につきましては漁村センター、そのような住民に近い施設も利用していくことをお願いしていますので、よろしくお願いいたします。

○ 8 番（荒井勝彦君）

今、課長の御答弁、安全性を勘案してというお答えだったように思われますけれども、特に南部地区、南部の公民館、これは別に耐震上問題があったとか、そういうことはないのでしょうか。

○ 防災課長（石濱克彦君）

南部公民館につきましては、たしか平成16年に耐震診断を行いまして、耐震診断上、問題がないという結果が出ておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 8 番（荒井勝彦君）

やはり弱者が避難をしてくる、我々のような元気な人たちはまだしも、体の弱いお年寄りとか、障害のある方という方にはやはり体育館でというよりも公民館で、その南部地区で発言をされていた方が、「畳の部屋だしエアコンもついているから、こちらにしてもらえないでしょうか。」という話でした。

確かに地震における津波などで大挙しての町民の方が避難してくる場合には、それは無理でしょうが、少人数の場合には、これからは考えていただきたいと思いますと思いますが、どうでしょうか。耐震的に問題もないとい

うことですので、いかがですか。

○総務部長（沼田治義君）

先ほど私どもの防災課長が答弁をしたとおりでございます。避難所の選定につきましては、あくまでも耐震化とか、それから浸水、特に台風の避難所については、そういうところをまずもって、その地区で大丈夫だろうかというのをまず第一点に考えて設定をさせていただくと、まず、それが一点です。

それから、これは災害対策基本法という難しい法律があるのですが、そこで1人当たり2平方メートル必要という基準がございます。各地区でその基準を満たす公共施設を選定しておると。その後、施設の多いところだとか、それからエアコンが設置、空調が完備される場所だとかという形で、私どもは選定をさせていただいておりますので、あくまでも選定というのは、その地区で法律の部分だけの面積のある、耐久性、それから浸水の少ない施設を選んでおります。

たまたま東部地区においては、小中学校の体育館だとか、そういうところを指定しておりますけれども、今後につきましては、少なくとも荒井議員おっしゃるように、台風だとか、大雨の浸水につきましては、避難してくる方の数もそう極端にふえるということもないかと思えますし、滞在される時間についても、大地震に比べれば時間的にも短いという部分もございますので、今後につきましては、私どもの防災計画の中に載っておりますので、今後はそういうところも踏まえまして、今の南部地区の問題も踏まえて検討を重ねて、変えられるところについては変えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○8番（荒井勝彦君）

1人当たり2平方メートル、これが必要だということ、私も勉強不足で今初めて知りました。ありがとうございます。

一つ気になったのが、避難所を開設すると、町の職員の方で男性職員がそちらへ行って、避難してくる町民の皆さんに対応するという状態です、今ね。ある避難所ですけれども、男性職員2名に女性が1人避難してみえたということで、非常に、別にどうこうではないのですけれども、デリケートな問題なんだねということを話したことがあります。女性がそうやって避難してきたときに、やはり男性職員が対応するのじゃなくて、女性が対応できるような、そういうことはこれから先考えられませんか。

○総務部長（沼田治義君）

荒井議員のおっしゃるとおりだと思っています。女性も男性も全て職員でございます。それから今の時代、男女共同参画という、きっちり女性もしっかりそういった組織に入っていくという部分もございます。私どもは今たまたま男性2名で対応しておる避難所が多いですけれども、今後は女性も含めた配置を見直していきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○8番（荒井勝彦君）

残り1分ちょっとですので、今後ぜひ、やっぱりソフトな面で我々男性では気づかないそういった点多々あるかと思っておりますので、今後検討していただけるということで、以上で私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（野田増男君）

以上をもって、荒井勝彦議員の質問を終わります。荒井議員は自席に戻ってください。

〔8番 荒井勝彦君 降席〕

○議長（野田増男君）

次に、3番 鈴木美代子議員の質問を許可します。鈴木美代子議員、質問してください。

〔3 番 鈴木美代子君 登席〕

○3 番（鈴木美代子君）

議長のご許可がありましたので、あらかじめ議長に提出しました一般質問通告書に基づいて順次質問し、当局の明快なる答弁を求めるものであります。

まず、1 点目は、河和南部小学校のハエ対策についてであります。

以前、私は余りのハエの多さに網戸の設置を町に要望し、設置していただきました。そのおかげで、校舎内のハエはかなり減少しましたが、昇降口などから教室内にハエは入り込み、ハエの飛び交う中での給食をとる状況は続いており、実は現にこの 9 月保護者を迎えての給食会に参加した母さん方が、ハエの多さでびっくりしているよと私に伝えてきました。これは教育の場としてふさわしいとは言えません。町政として、昇降口のドアに網戸を設置するなど、ハエが入らない対策はとれませんか。ただし、現在のような冬はハエは少なくなりました。来年の春以降にハエがふえる前に何とかならないでしょうか。

2 点目です。町営住宅の浴室天井の塗装について質問いたします。

築30年を超える町営住宅の入居者が、今一番困っているのは浴室の壁の塗装です。特にカビ取りや側面は自分たちでできても、天井の塗装はできません。町で塗装業者のあっせん及び塗装費用の助成をすることはできませんか。

次に、3 点目は、病児保育についてであります。

病児保育事業を求める声が多く寄せられていますが、町として検討していますか。実施するために協力してくれる病院がありませんか。働く若い夫婦を支援する子育て対策の一つとしてぜひ実施してほしいのですが、実施するためには何が障害となっているのでしょうか。

4 点目です。エコステーションの設置についてです。

武豊町に設置しているような不燃物の集荷場であるエコステーションを町内の東西に 1 カ所ずつ設置することはできませんか、町の考えをお伺いします。

5 点目は、歯列不正治療に対する補助制度についてであります。

先日、歯医者さんにお聞きしました。歯列矯正をやる患者はふえているそうです。その多くが健康のためにやるそうです。費用はやはり高額だということでした。歯医者さんとしては、健康のために歯を大切にという思いで矯正を勧めているのだそうです。子供たちを励ます意味でも、町として補助を制度化しませんか。

第 6 点目は、河和駅から知多厚生病院までの歩道整備についてであります。

U 字溝にふたもちゃんとありますが、ふたに足を引っかけて転倒することがあるということです。車椅子で通行できるように歩道の整備ができませんか。

最後に、7 点目は、運動公園整備事業に対する町民アンケートの実施についてであります。

私たち日本共産党議員団は、美浜町全戸に町民アンケートを行いました。東側は 3,600 通手配りをして、現在までに 186 通返事がありました。運動公園については、賛成は少なく、ほとんどが反対意見でした。この際、町民アンケートを実施することにより町民の意思を明確に把握し、事業を進めるべきであり、行政が先走りその失敗が後々の町民負担とならないよう、アンケートを実施する考えはありませんか。

以上で、壇上での質問を終わります。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、続きまして、鈴木美代子議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、御質問の１点目以外をお答えし、河和南部小学校のハエ対策につきましては、教育部長から答弁申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、町営住宅浴室天井の塗装についての御質問でございますが、一般家庭においても浴室のカビ掃除は大変な労力を必要とする家事の一つとして認識しております。町営住宅におけるカビの防止や除去及び塗装につきましては、「町営住宅すまいのしおり」において入居者の負担として区分しております。なお、施設の老朽化による場合及び入居者退去後の修繕工事につきましては、町の負担において工事を行っているところでございます。

鈴木議員がおっしゃられる塗装業者のあっせんにつきましては、入居者からの御相談があれば、町営住宅での施工実績がある業者をお知らせしております。個人が行う塗装費用につきましては、町営住宅入居者に限らず、個人が負担すべきことであり、助成することは考えてはおりません。

次に、病児保育についての御質問でございますが、過去にも鈴木美代子議員と大岩靖議員から病児保育事業についての御質問があり、さまざまな条件や課題がある旨の答弁をいたしました。

その内容につきましては、実施に向けた検討の中で、国が定める病児保育事業実施要綱を参考に、施設の整備費用、医師を初めとする専門スタッフの確保等を考慮いたしますと、病院での開設は初期投資を最小限に抑えられ、立ち上げやすい環境と考えられます。また、実施要綱の中に、病院・診療所、保育所等に付設された専用施設であり、隔離の機能を持つ観察室または安静室を有することとなっております。

このようなことから、病院施設内に余裕スペースがないことなどから、現在使用している機能を停止して病児保育に使用する保育室を確保することは、本来の医療業務に影響を及ぼすおそれがあります。よって、現状では町内において全ての条件が整っている病院等はなく、病児保育事業の実施は困難であります。しかし、課題がクリアできて環境が整えば、実施に向けて再度検討してまいります。

次に、エコステーションの設置についての御質問でございますが、ごみ処理は2022年度に半田市、常滑市、武豊町及び南知多町と共同で、知多南部広域環境組合として処理することとなっており、ごみ量に応じて費用負担が生じてくることから、ごみの資源化・減量化について、各市町がそれぞれ推進しているところであります。本町といたしても、ミックスペーパーの分別を開始したところでございますが、さらに資源化を推進する環境の整備を早急に進める必要があると考えております。

議員のおっしゃられるエコステーションの設置は、設置場所・運営方法等、課題が多くございます。したがって、新たなエコステーションの設置という形にとらわれず、その機能を有した各地区の分別収集の充実などを含め、民間事業者や住民の皆様様の御協力をいただきながら、本町に合った形で資源物の出しやすい環境の整備を検討してまいりたいと考えております。

議員におかれましても、引き続きこのごみの資源化・減量化に御協力をいただきますようお願いいたします。

次に、歯列不正治療に対する補助制度についての御質問でございますが、自分の歯でいつまでも食べられることは、健康寿命に大きな影響があると考えられております。近年、矯正に関する意識が普及してきましたが、一般的な矯正治療で保険適用となるケースは、口唇口蓋裂など先天的な理由により外科的治療が必要な場合等に限られ、見た目の改善を目的としている治療につきましては、医療行為には当たらず、自由診療にて治療費の全額が自己負担となりますので、町としては補助制度を創設する考えはございません。

次に、河和駅から知多厚生病院までの歩道整備についての御質問でございますが、河和駅から知多厚生病院に

通ずる県道奥田河和線につきましては、役場東信号交差点の改良工事により、事業区域の約250メートルについて歩道が整備されました。また現在、役場東交差点より通学路となっております県道小鈴谷河和線の東側に歩道を新設する工事を行っており、県において歩行者の安全対策に力を入れていただいております。

議員の御質問の河和駅から知多厚生病院までの歩道整備につきましては、既に県に要望してございますが、現地も確認しており、都市計画道路に基づく道路整備の優先順位や財政的な理由等により、実現には至っておりません。今後も、道路改良・歩道設置など国道・県道の整備につきまして、機会あるごとに愛知県に要望をしております。

次に、運動公園整備事業に対する町民アンケートの実施についての御質問でございますが、先ほど山本辰見議員の御質問にもお答えいたしましたとおり、これまで平成28年度の住民説明会、パブリックコメント、議会での一般質問及び広報の記事に対し直接寄せられるなど、住民の方から多くの御意見をいただいております。さらに、11月に実施いたしました町政懇談会においても、運動公園事業についての説明を行い、資金計画、維持管理及び運営に関する御意見を多くいただきました。これまでの説明会、町政懇談会は、全住民を対象に行っているものでございまして、公園整備につきましても、住民の皆様から寄せられている御意見はできる限り反映していく方針でありますので、町民アンケートの実施は考えてはおりません。

なお、これからも住民の皆様方からいただいている疑問や課題に関する情報につきましては、広報等を通じて引き続きお知らせをしておりますので、よろしくお願いいたします。

壇上からの私からの答弁は、以上でございます。

〔降壇〕

○教育部長（天木孝利君）

次に、河和南部小学校のハエ対策についての御質問でございますが、近年、隣接畜産農家の廃業や転業等、従来よりは周辺環境が変化してきたとはいえ、まだまだ教育環境にふさわしい状況であると言い難い状況であります。議員の御質問にある昇降口のドアに網戸をというのも一つの対策とは思いますが、昇降口扉のあけ閉めを徹底するというのも一つの方策かと思えます。昇降口扉への網戸の設置を考えますと、その性質上、弱い構造となり、耐用性にやや難があるのではと考えております。いずれにいたしましても、学校側とも協議の上、最少の経費で最大の効果を得るべく対策を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○3番（鈴木美代子君）

私が実際に行ったわけじゃなくて、母親たちが給食会に参加して、「これはひどい、今これだけハエが多いのは大変だ。」と、私に伝えてきました。春に多いし、秋バエというのも多いですね、秋は。結構多いんです。網戸をつけてもらって、随分以前よりも少なくなりました。以前はガラスのサッシの周りが真っ黒になるほどハエがいっぱいいたのです。それが網戸をつけてもらって随分少なくなったのですが、それでも、教師がハエたたきを持って授業をしたり、給食を食べる風景は、これは教育の場としては決していいと思えません。

私は、行政として根本的なハエ対策の一つは、本当に網戸か何か設置して、完全にハエが入らないようにする。それも本当に大事なことです。こうして教育の場にまでハエが来るというのは、すぐそばにそういった畜産の施設があるからだと思うのですけれども、その畜産からのその場からハエが来ないようにできるだけ業者に指導していくのも、ハエを閉じ込める対策の一つではないかと思うのですけれども、そういったことはやったことがありますか。業者にハエが出ないように何とかできないかと。

○産業課長（小島康資君）

先ほどの教育部長の答弁の中にもありましたように、廃業した畜舎も近くにあつて、そういったところも含めた中で、現在まだ畜産農家が隣接しているというのが現状ですので、以前もお話しさせていただいたように、定期的に毎月一度、県・町の関係者が畜舎に入りまして、野積みのものだとか、ハエ対策、こういったものに関しては、かなり――まず、雨が降った後に水たまりができる、そこからウジが湧くというようなこと、こういったことも全て指導を毎回させていただいております。壁面にふんが残っている場合、こちら側からもウジが湧いてきますので、そういったものの撤去、こういったものもその場で指導させていただいております。そういった中で、まず、ハエの対策というよりも、ハエを発生させない、ウジを防止するための指導ということで、今現在も続けてやらせていただいているのが現状ですので、よろしくお願いします。

○3番（鈴木美代子君）

私、養鶏場のそばを通過して、養鶏場の南側になるのか、そのときだけかもしれませんが、野積みにしてあったんです。これではハエがふえるなと思いました。それで、住民からも、堆肥のふんの入れかえを道路でやっているということで、これはもっと指導が必要だなと思いました。

それともう一つは、昇降口に網戸を設置する、そういうことは考えられないことはないと思うのですが、積算はしたことはありますか。

○教育部長（天木孝利君）

鈴木美代子議員の御質問を受けまして、一応とりあえずは業者へ見積もりはお願いはしております。ただその金額についてはまだ出ておりません。

設備そのものが、昇降口のところだけが引き戸ですね、御承知のとおり。そして、ほかのところはみんな観音開きになっておるのですが、その引き戸の部分に網戸がつけられるような、一般の家庭のようなアルミサッシになっていないものですから、ちょっとその辺も含めて業者にはお願いをして、幾らぐらいかかるんだということの確認はさせていただいております。

○3番（鈴木美代子君）

私が今言いましたように、昇降口の網戸の設置とか、それから養鶏業者の徹底した指導をぜひ子供たちのためにも、よろしくお願いいたしますと思います。

2番です。町営住宅の問題です。

確かに浴室の天井の塗装は自分でやるべきかもしれませんが、でも、高齢者で本当に大変な人がいるのです。そういう人はやはり行政が手助けするべきではないのですか。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

確かに大変な仕事だということは認識しております。ただ、町営住宅の入居者だけが高齢の方ではありませんし、高齢の方の大変な作業について、助成金を全て出していくというのも、なかなかできることではないと思います。町営住宅に限って言うと、町で持つ部分と入居者の方が負担する部分というのは当然分けておりますので、浴室の関係につきましても、管理は入居者の方でやっていただくということでお願いしておるところでございます。

○3番（鈴木美代子君）

そのとおりだと思います。

ただ本当に、私たちが先ほど言いましたアンケートをとって、今困っていることはありますかという中に、それがあつたのです。浴室の天井の塗装がどうしてもできないと、業者をあつせんしてほしいし、そういう助成制

度はあるでしょうかという話があったものですから。入居者がどうしても天井を何とかしたいから、業者をあっせんしてほしい、そういった声があるそうです。ほかにも困っている人があると聞きました。業者のあっせんはぜひ親切に受けてやってほしいと思いますが、よろしくお願いします。できますよね。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

入居者の方、いろいろな御要望を承っております。過去3年、4年の間で浴室の天井に関するものは2件いただいておりますというのは把握しております。業者の方は、塗装に限らず、いろいろな住宅に住んでおる方で、個人で負担していただく部分で誰に頼んでいいかわからないという相談はしょっちゅうありますので、それにつきましては、こういう業者さんがいますよというものを複数示して、御自身でその中から選んでいただいておりますというような格好はしておりますので、よろしくお願いします。

○3番（鈴木美代子君）

ぜひ塗装業者のあっせん、快く親切に受けてやってください、お願いいたします。

次は、病児保育であります。

病児保育については、私が随分、私ばかりじゃないのですけれども、大岩君もやっているそうですが、病児保育をやってほしいという要望を一般質問しています。これは、本当に働く女性が引き続いて働いていける、待ったなしの子育て支援だと思うのです。何とか病院を見つけていただきたいのですが、もちろんその努力はされていますよね。

○健康・子育て課長（宮崎典人君）

過去に平成27年12月と平成28年の3月の議会で一般質問をお受けしております。

そこで、美浜町における病児保育について、そのときには知多厚生病院の名前を上げて質問していただいております。その中で、当時、知多厚生病院では、医師の問題、それと部屋の問題、それには厚生労働省が示す隔離するべき部屋が必要であるということで、現状では難しいという御回答をさせていただいております。

今回も知多厚生病院に確認をしております。そのときには、やはり前回と同じように、部屋の問題もありますが、医師の問題、それと看護師の問題、その問題についてどうしてもクリアできないという御回答をいただいております。

○3番（鈴木美代子君）

知多厚生病院のほかには多分思い当たるところが、病院の名前は失礼ですけれども、ないと思うのですが、できるだけ協力していただくように、これからもその都度連絡をとり合って、協力を求めていってください、よろしくお願いします。

次は、エコステーションについてであります。

今、ごみを少なくしようということで、そういったいっぱい職員も努力してみえんと思います。以前は山なんか大型のものが捨ててあったこともよくありましたが、今はそういったエコステーションが近くにあれば、そこに捨てるようになると思うのですけれども、名前を言って失礼ですが、もとの旧河和土建の前にエコステーションが1つありますが、あれは町とは全く関係ないですよ。町は委託していますか。

○環境課長（藪井幹久君）

河和地区にある民間の施設でということで、町から委託しているわけではございません。特に許可が要らない範囲内で民間の業者さんがやっているという状況でございますので、よろしくお願いします。

○3番（鈴木美代子君）

ぜひエコステーションを東西に1カ所ずつ設置できたら、もっとごみを出しやすくなるのではないかなと思う

のです。東側、西側、土地がないとできないと思うのですが、その辺で土地を探す努力だとか、いろいろ町が委託する努力だとか、いろいろあると思うのですけれども、その辺をやる意思はありますか。

○厚生部長（西田林治君）

今、エコステーションの最大の課題になっているのは、やっていただく事業者です。当然エコステーションだけでは、事業ベース・採算ベースに乗らないものですから、その事業者が、しかも廃棄物の許可の関係が非常に大きな問題になってきます。ですので、先ほど話題になりました河和のところも許可の要らないもののみの集荷になってしまいます。今、各大きな駐車場のあるお店屋さんのところに、箱があって、雑誌だとか新聞だけ、あれについても同じようなことで、そういうものだけです。

ですので、そういうものをしていただいているところをうまく利用して、そういう場所をふやしていくことによって、何かかわりのことができないのかなということも、一つ業者と話し合っていきたいということで、我々は考えてさせていただいておりますが、今は見通しが立っておりませんので、はっきりしたことは言えませんが、たまたま今、各区で朝、本当にありがたく思っているのですが、月2回やっていただいております。これも本当に努力していただいて、うまくいっていると思っておりますので、その辺のところも、これがエコステーション的なものができればとてもいいことだなと思っていますので、その辺の絡みもあわせて、検討させていただきたいと思いますのでお願いします。

○3番（鈴木美代子君）

ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、歯列矯正についてであります。

歯並びの矯正については、健康上の理由から、あるいは美容の理由からとかいって、そう言われました、多くの人に。私は現にお医者さんに話を聞きに行きました。そしたら、美容というのは子供のことはほとんどないそうで、ほとんどが健康上の理由、歯並びを直して健康的な生活ができるように、そういうことだと言いました。やっぱり費用は高額になるそうです。

お医者さんが言うには、歯並びの矯正もすごい大事だけれども、歯並びの矯正の前に自分の歯を大事にする、そういった啓発活動みたいなものを行政がやるべきだなと言っていましたけれども、その辺はどうか、その意見に対して。

○厚生部長（西田林治君）

議員おっしゃるとおり、歯の健康については、非常に重要なことだと思っております。ですので、フッ素塗布とか乳児健診のときには、歯の関係についても、保護者の方にそういうことで、染め出しというんですが、そういうこともやって、しっかり小さいときから指導しております。今は高齢者の方になっては8020運動で表彰状も出しておりますので、啓発にも努めさせていただいております。よろしくお願いします。

○3番（鈴木美代子君）

御自分の歯を大切にするという啓発活動を十分やっていただいて、そうすれば歯並びが悪くなる率も随分減ってくるのではないかなと思うのです。それが一番大事なことかなと思います。

次に、歩道の整備であります。

確かに河和駅から知多厚生病院まで、随分、以前のことを思うとよくなりました。でも、ずっと河和駅から病院までどうなっているかきちんと見てください。今、交差点から250メートルと言われましたけれども、西のほうに、知多厚生病院に行く途中までは確かにきれいになっていますが、それ以後は出たり入ったり、やっぱりU字溝のふたはしてあるけれども、がたがたですよ。それを直す、修正するのはいつごろでしょうか、予定はあ

るのですか。

○建設課長（鈴木 学君）

側溝のふたの整備になりますけれども、河和駅から順次、ふたのほうは、今の新しいタイプ、スリットタイプと言っておりますけれども、真ん中に縦に線が入っておるもの、こちらに順次かえてきていただいております。がたがたとするとおっしゃられますけれども、人が乗って動くようなところは危険が当然伴いますので、そういったところについては早急に補修していただくように、また要望等はさせていただきますので、よろしくお願いいたしますします。

○3番（鈴木美代子君）

それで、河和駅から知多厚生病院までのその道路ですけれども、U字溝のふたのところはまだありますよね。U字溝のふたに足をとられて転倒したというのもあるんです。車椅子では通行できないというのもあるのですけれども、その辺はどうですか。

○建設課長（鈴木 学君）

側溝のふたで足をとられたということですが、古いタイプの側溝は、側溝のふたを上げ下げするときのために、取り外しができるように穴が、今のものよりもかなり大きくあいております。そういうところに足、かかが入らないようにということで、補助的な部分の装置をつけていただいておりますというのが現状でございます。議員の言われるように、じゃ、車椅子で通れるかとなりますと、やはり歩道がない部分、どうしても道路が狭いという形になってしまいますので、現在の外側線、白線とU字溝のスペースがどうしてもやはりないものですから、現実には、その部分を通行するというのは非常に困難かと思われま。

先ほども、町長からの答弁でもございましたとおり、ここの役場前の信号交差点、ここを改良した際に、事業が、250メートルの間ですけれども歩道を設置していただいております。それ以後も、私どもといたしましては、病院までの歩道という要望はいただいておりますので、その都度、県に要望して、現場も確認をしていただいております。ただ、町長の答弁にあったように、都市計画道路の優先順位などが財政的なことで現実にはなっておりませんが、今後におきましても事あるごとにまた要望等はしてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたしますします。

○3番（鈴木美代子君）

歩道については、車椅子でスムーズに通行できるように、これからもぜひそれをモットーにきちんと直していただきたいと思います、よろしくお願いいたします。

最後の問題です。運動公園についてであります。

運動公園については、先ほど言いました日本共産党の議員団が行いました町民アンケートで、運動公園についてもお知らせしました。運動公園を全然知らない人もすごくいるのです。初めて聞いた、自分の知らないところでどんどん話が進んでいくという、そういった声が随分ありました。やはり私は住民説明会をやるべきだったと思うのです。幾ら確かに、広報にも載せたよ、いろいろ一般質問にも答えたよ、そういったいろいろ、今、町長が言われましたけれども、やっぱり町民の絶大なる支援がなければ、行政というのは、町政はスムーズにいかないと思うのですよ。だから、やっぱり町民アンケートあるいは住民説明会を、今からでも遅くはないから、こういうふうやってまちを活性化したいということで今考えているのですということを、ぜひ私はやっていただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

○産業建設部長（石川喜次君）

議員の言われるとおり、この事業は町民の方々が御理解いただければ、なかなか事業が進まないというの

は承知しております。

しかし、先ほど町長が答弁したとおり、議会の一般質問やら、町民の方を対象といたしまして説明会とか、広報で十分説明してきたと思っておりますし、11月の町政懇談会におきましても、各6地区に回って、まずは公園の説明をして、御意見をいただいたという経過がございますので、現在のところ、そのように改めて説明会を行う予定はしておりません。

○3番（鈴木美代子君）

私は、町民が今本当に運動公園について賛成をしているのか、いや、不安を持っているのか、これはやはり町当局が把握していく必要があると思うのです。必要ないと言われますが、広報でもやったし、町政懇談会もやったし、いろいろなところで説明はしたと言うのですけれども、知らないという人が余りに多いからびっくりしているのです。私は、今からでも遅くはないから、こうした住民説明会なり、きちっと町民の納得が得られるような町政をしていかないと、例えば、以前28億円だったのが45億円になった総工費は、国からの補助金を除いて、あとは住民が負担していくのですよね、都市計画税で。ですから、やっぱり町民の納得が必要だと思いませんか。

○産業建設部長（石川喜次君）

そのとおりでございまして、決して私どもは情報を町民の方々にお出ししないというわけではございません。これからも、広報等を通しまして、事業の進捗にあわせまして、十分説明していきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○3番（鈴木美代子君）

平行線ですけれども、でも、私はここには行政が先走りと書きましたけれども、行政が自分の計画をそのまま遂行するということでどんどん行く、それで住民には後から説明するというのでは、私はいけないと思うのです。町民が納得していないんですもの、アンケートにもしっかり書いてありますよ。今のこの小さい美浜町で、人口がどんどん減っていく美浜町で、どうして今それだけの施設が必要なのか。こう言いますと、いや、もはや決まったことじゃないかとぶつぶつ言う方もいるかもしれませんが、でも、私は町民の理解を得るのは、これからでも遅くはないと思うのですけれども、いかがですか。

○産業建設部長（石川喜次君）

一つ例を申しますと、町政懇談会に全体で286名の方にお越しいただいたという事実がございます。その中で、運動公園に関して御質問が15名でございました。その中の多くの方の御意見、提言はやはり事業費の問題、あとは資金の問題の御質問がございました。先ほど議員がアンケートの中でほとんど反対だという御説明がございましたけれども、私どもから懇談会で直接お受けした中では、そのような反対だという御意見は受けておりませんので、その辺だけは御理解いただきたいと思います。

済みません、町政懇談会で先ほど286名と言いましたけれども、276名でございます。済みません、訂正いたします。

○3番（鈴木美代子君）

全然聞く耳を持たない感じで、私は町民の代表として、町民が求めていることをこの席で述べました。町民は、今のままでは都市計画税を払っておくだけでは納得できないから、ぜひ住民説明会なりちゃんと説明してほしいと、何で今、美浜町に45億円もする、総額、大変な巨額ですよ、そうした陸上競技場が必要なのか、それについてぜひ町長の口から説明してほしい、そういうのはありましたけれども、今の答弁では全くする意思がないというのが。ですので、私はこれでは町が突っ走っていく、そういうふうに見えても仕方がないと思いますけれども、いかがですか。

○町長（神谷信行君）

今、鈴木美代子議員は私どもがする気がないという言われ方をされましたけれども、一度もする気がないと私は言ったことはないと思いますけれども。ですので、各住民の皆様方には、町政懇談会または広報、奥田についての住民説明会、こういったものを全対象としてやらせていただいております。確かに知らないという方も、私もいろいろ、こういったことがあるというのは初めて聞いたという方もおみえになります。その場で初めてお聞きしたということもあります。ですので、確かに私どもまだまだ、関心のある方、ない方、はっきりと関心ないからと言われた方もおみえになります。ですので、そういった方もいろいろな方々が千差万別おみえになるものですから、どのやり方が一番本当に隅々まで周知させることができるかどうかというのは、これはいろいろなやり方の中で考えていかなければいけないということで、あらゆる一応手段としてやらせていただいております。

それと、やはり議会でこうして説明させていただくということが、やはり議員の皆様にも御理解をいただき、そしてまた、その方たちがお話を聞けば、議員の皆様方がそういった方たちともお話をする、接する機会があれば、ぜひまた議員の皆様方からも、こういった運動公園事業の関係の御説明もしていただけるとありがたいなと思っております。

また、お話をさせていただいておりますいろいろな関係者の皆様方からも、こういう御意見を聞いておるよということもまたお知らせいただければ、私どもの至らないところの部分として説明させていただきますし、また、こういった形で広報活動してくかというのは検討させていただき、取り組ませていただきたいなと思っておりますし、また、本当に住民の皆さん方に御理解をいただくのにも、議員の皆様方からのそういった、いや、町としてはこういう目的で行っておるんだ、こういった内容でやっておるんですよということを説明受けていますよというお話もしていただけるとありがたいなと思っておりますので、またできる限りのことはやらせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（野田増男君）

以上をもって、鈴木美代子議員の質問を終わります。鈴木議員は自席に戻ってください。

〔3番 鈴木美代子君 降席〕

○議長（野田増男君）

ここで、休憩したいと思います。再開を3時00分とします。

〔午後2時40分 休憩〕

〔午後3時00分 再開〕

○議長（野田増男君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

10番 横田全博議員の質問を許可いたします。横田全博議員、質問してください。

〔10番 横田全博君 登席〕

○10番（横田全博君）

皆さん、こんにちは。チャレンジMIHAMAの横田全博です。

それでは、議長の許可を得ましたので、あらかじめ議長宛てに提出しました通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

少子高齢化問題もまちに厳しい影響を落としております。持続可能なまちとなるよう、これまでさまざま角度から町当局の見解をただしてまいりました。今、手を打たなければとの思いが強くなるばかりでございます。

奥田地区において計画されている美浜町運動公園整備事業は、町の将来を見据えた重要な事業であり、その必要性は認めるところであります。一方において、東部地区の開発計画が見えてこない、進んでいないという町民の声も届けられております。

そこで、東部地区の整備計画に関し、以下6点の質問をします。

1、総合公園拡張事業に連動し、町民の森の整備と利用促進を図っていく考えはありますか。

2つ目、河和駅周辺の交通結節機能強化や商業施設の強化を図る施策について、どのように考えておりますでしょうか。

3番目、河和南部地区において、フィールやカインズ・ゲンキー等の商業施設の集積が進み魚太郎等の飲食店もふえておりますが、今後、国道247号線沿いにさらなる店舗を誘致する考えはありますか。

4つ目、第2町民グランドへの企業誘致、新たな工業団地造成計画への取り組みについて御説明ください。

5番目、本町の生活・交流の骨格として位置づけられている知多東部線の開通への取り組みと見通しはどうなっておりますでしょうか。

6番目、国道247号線の布土信号交差点から上野間方面に右折する車両による渋滞と、その先のすれ違いが困難な箇所の解消の見通しはいつですか。

次に、巡回ミニバスについてお尋ねいたします。

町民の足として定着した巡回ミニバスは、利用者増につれて期待と要望がふえてきておりますが、今後、増車や町民とともに路線の検討等をする考えはありますか。

防犯灯増設についてでございますが、LED化が進んでいる街灯について、防犯のため増設する計画はありますか。

以上、壇上による質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、横田全博議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、東部地区の整備計画についての御質問の1点目、総合公園拡張事業に連動し、町民の森の整備と利用促進を図っていく考えはあるかについてでございますが、総合公園を拡張することに伴い、年間を通じて交流人口の増加が見込まれることが考えられております。総合公園におきましては、芝生広場と多目的広場が計画されており、近くには吉田下池に面した遊歩道や文化財である吉田古窯群などがございます。また、拡張した総合公園から通じる片道約1キロの地点には広大な町民の森が位置しております。これらの周辺には桜やもみじなど植栽されていることから、季節を体で感じながら散策していただけるようエリアを分けることなく、一体的な利用により町内外の方々に楽しんでいただける魅力ある施設づくりに取り組んでまいります。

次に、御質問の2点目、河和駅周辺の交通結節機能強化や商業施設の強化を図る施策について、どのように考えているかについてでございますが、現在、河和駅には1日平均5,000人近い乗降客のある電車のみならず、路線バス、タクシー、海上観光船の連絡バス、そして本町の巡回ミニバスが集まり、本町にとって、また知多半島南部地域にとっても交通の拠点となっております。その内容は大変充実しているものと考えております。今後もこの機能を引き続き維持しなければいけないと思うと同時に、発展もさせていきたいと考えております。

さらに、河和駅周辺は従来から都市計画法による用途地域を商業地域に指定しており、活発な商業活動ができ

るような指定となっておりますので、地域の皆様方の御協力を得て強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、御質問の3点目、河和南部地区において、フィールやカインズ・ゲンキー等の商業施設の集積が進み魚太郎等の飲食店もふえているが、今後、国道247号線沿いにさらなる店舗を誘致する考えはあるかについてでございますが、フィール等により南の河和南部地区の国道247号線沿いにつきましては、市街化調整区域ではありますが、観光振興のために、都市計画法で定める観光資源を有効利用する建築物の開発行為が可能な路線として町が指定することにより、飲食店等の出店を呼び込んできたものでございます。これからも出店可能であることなどを広くPRして、当地区への出店を誘導できるよう、美浜町商工会と情報共有を図りつつ愛知県とも協力して対応してまいりたいとも考えております。

次に、御質問の4点目、第2町民グラウンドへの企業誘致、新たな工業団地造成計画への取り組みについて説明をについてでございますが、現在、日本全体で進行する人口減少、少子高齢化等による景気の低迷が懸念されています。そのような状況を打開するためには、雇用の場を確保し、町内在住の就業人口増を図り税収を確保するとともに、消費活動の拡大による地元経済の活性化も期待できる企業の誘致が有効であると考えております。そのためには、第2町民グラウンド用地の活用と新たな工業団地の造成が重要な課題であります。

まず、第2町民グラウンドにつきましては、準工業地域に位置するため、現時点においても工場用地としての利用が可能です。そのため、まず年内に町内の企業を対象として工場用地に対するニーズ調査を行い、その結果にて土地の活用方法を決定してまいりたいと考えております。

次に、新たな工業団地造成計画への取り組みについて申し上げます。

工業団地造成計画につきましては、本町にとって重要かつ必要な施策でございますので、愛知県企業庁へ出向き開発を実施するための条件から分譲までの手順を確認した上で、現在は、立地条件や事業を進める手順等についての相談を行っているところでございます。新たな工業団地造成計画につきましては、全町的に検討をしたいと考えております。

次に、御質問の5点目、本町の生活・交流の骨格として位置づけられている知多東部線の開通への取り組みと見通しはどうなっているかについてでございますが、知多東部線は、阿久比町から南知多町まで知多半島東部を縦断する全長約30キロメートルの都市計画道路でございます。現在、阿久比町卯坂から武豊町富貴までの区間は現道を含め供用を開始しておりますが、以南につきましては、名鉄知多新線との立体交差を含む新設区間などにより、河和台、柿谷地区の区画整理区域間のみが供用開始となっております。本町において知多東部線の開通は、国道247号線の交通渋滞の緩和はもとより、少子高齢化、人口流出の対象となる交流人口の増加、地域産業の活性化につながり、流出人口の減少も期待できると考えております。

現在、計画路線のうち河和台の南、県道南知多半田線信号交差点から国道247号線古布信号交差点までの区間約1.4キロメートルの区間、古布バイパスについて、早期事業化に向け県に強く要望をしているところでございます。

しかし、古布バイパスが接続する古布信号交差点は、南北の国道247号線に東西の県道と町道が交差しており、そこへ新たに知多東部線が加わり、5本の道路が交差する交差点になってしまうため、警察との交差点協議が現在は難航しているとお聞きしております。町といたしましては、一日も早い事業化に向け事業主体となる県に対し引き続き強く要望してまいります。

次に、御質問の6点目、国道247号線の布土信号交差点から上野間方面に右折する車両による渋滞と、その先のすれ違いが困難な箇所解消の見通しはいつかについてでございますが、国道247号線布土大橋信号交差点で布土大橋の幅員が狭いために、右折車両による交通渋滞や歩行者が安全に通行できないなど、渋滞対策と交通安

全対策を現在県に強く要望してまいっております。本年度、橋梁拡幅の計画案がまとまり、既設の橋梁の補強検討など構造計算を行い、拡幅方法を決定するとお聞きしております。

また、県道上野間布土線につきましては、名鉄河和線鉄橋より西側約90メートルの区間について拡幅のための用地測量と物件調査が完了しております。早ければ本年度中にも地権者の方々に用地等のお願いに伺うとお聞きしております。国道の布土大橋拡幅事業と県道拡幅事業につきましては、関係地権者の皆様方の御理解と御協力が必要不可欠でありますので、議員の皆様方におかれましても、事業実施の際には住民の皆様方の御協力をお願い申し上げます。

次に、巡回ミニバスについての御質問でございますが、この巡回バスは、行政改革による野間支所及び上野間出張所の廃止に伴う代替措置として平成14年度から運行を開始しました。その後、時代の推移とともに近年は交通弱者対策して位置づけとなり、町民の足として一層定着しているものでございます。当初から車両2台で東部コースと西部コースを運行しており、これまでも運行経路やバス停の位置等につきましては、利用者の皆様の声をお聞きしながら変更あるいは改善を図ってきたところでございます。

平成28年11月からは、福祉車両による巡回コースを追加して運行することとした結果、合計3台の車両での運行となり、従来は各地区5便であったものが3便増の1日8便の運行となり現在に至っております。また、この増車にあわせて、要望の多かったスーパーマーケットへの乗り入れを町の東西で1カ所ずつ実施しております。なお、運行時間を拡大したこともあり、知多厚生病院の受付時間内に到着する便は全ての地区から2便以上となっており、この点でも利便性は向上したものと考えております。

今後も、利用者の皆様の意見を参考にして改善できるものは改善し、より多くの方に巡回ミニバスを利用いただけるよう努めてまいります。

次に、防犯灯の増設についての御質問でございますが、美浜町内の防犯灯につきましては、10月末現在で2,732基でございます。そのうちLEDに変更されている防犯灯は、20ワットで2,129基のうち1,002基でございます。80ワットが604基のうち517基となっております。LED化につきましては、毎年約200基程度を計画しているところでございます。増設につきましては、毎年各区からの要望事項に基づき地区ヒヤリング時に現地確認を行い、各区との協議の上、その中から10基程度増設しておりますので、よろしくお願いいたします。

壇上からの私の答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○10番（横田全博君）

町民の森ですけれども、先ほど同僚議員が詳しくやりましたものですから、多くは質問いたしませんけれども、今度できる芝生広場、これと町民の森はつなげるような計画はないですか、ありますか。

○産業課長（小島康資君）

今現在でも、体育館のほうに町民の森から歩いていける、車も通行ができるようになっております。体育館も行けますし、水野屋敷も行けるような形になりますので、今後、今計画されています総合公園のところからも町民の森へ行き来ができるようになっておりますので、よろしくお願いいたします。

○10番（横田全博君）

本当に町民の森を見ますと、申しわけないけれども、大丈夫かなというぐらいの整備状況です。あれを見ますと、この公園は本当に誰のために——町民のためにつくったのですけれども——誰のためにつくっているんだろ

うと思っちゃうのですね。子供なんか行くと虫刺されかマムシにかまれそうですし、それから、高齢者だとあの山はなかなか登っていけないなど。ましてや普通の会社とか仕事をされている方はなかなか行けないと思うのですけれども、誰のための公園ですかね、あれ。

○産業課長（小島康資君）

誰のための公園かということですが、そもそも先ほどの荒井議員の質問の中でもお答えさせていただきましたように、国、林野庁、こちらとの開発によって整備させていただきまして、目的としては健康増進というのがまず第一、これも住民の方の健康を目的としてという形で、柵・遊歩道も中に設置をさせていただいております。

今現在はなかなか使用ができない状態ということですが、これも先ほどの質問の中でお答えさせていただいていたように、体験広場を、こちらを、いつ来ても誰が来ても使えるような状態にしていくことによって、一人でも多くの利用者をふやしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○10番（横田全博君）

そんなわかり切ったことを聞いたのは、整備さえすればいい公園ですね、あれ。整備されていないから、なかなか皆さんが使ってくれない。使ってくれないから、ますます木と草が生えるという負のスパイラルに入っちゃっているわけですが、

町長の説明でも、課長の説明でも、非常にいろいろな樹木が植えられていて、体験するにはいいところだと。特に小中学校、子供たちの学習には、整備されればあそこに行ってもいいのじゃないかなと思いますけれども、その点ではどうですか、学校。答えづらいですか。

○教育長（山本 敬君）

確かにあそこで何か、例えば余裕を持った時間で好きにみんなで遊ぼうよということであれば、あれはとてもしいいスペースかなと思いますが、現状の教育課程の中でそういうことをする時間を捻出するというのは、大変難しいというのが実情であります。

○10番（横田全博君）

非常に大きな顧客を失ったなというのを感じる。本当に冗談じゃなくて、これ、交付金いただいているからむやみにほかっておくというわけにもいかないわけでしょう。だから、本当にきれいにして利用促進を図っていただきたいと思いますので、お願いいたします。

それから、河和駅周辺、おっしゃられるように、本当に商業地域として設定はされていますけれども、なかなかそれがうまくいかないというのが、こういう時代ですからなかなか民間の投資もされてこないというのが実情だと思います。ただ、あそこの前の交差点、本当にたびたび町民の方からお叱りを受けるのですが、どうしても渋滞が、朝と夕方が主ですが、この辺で警察との協議は、何かしておりますでしょうか。

○建設課長（鈴木 学君）

河和駅前の信号交差点での渋滞の件でございますが、特段警察での協議というか、お話は、私どもからはしてはございませんが、河和駅の西側というか、西部は、実は区画整理の区域が柿谷地区と国道247号線のバイパスが通ります河和台地区というのがございます。近年、通勤のこともあるのですが、半田方面からこの国道247号線を南進する車両が、ここの河和駅前の信号交差点を右折する車両がふえてまいりまして、左折矢印が出たにもかかわらず右折待機の車両によって通行が妨げられて交通渋滞が起きるということで、渋滞の解消緩和についての要望を、私どもも承っております。

現在、愛知県で第3次あいち地震対策アクションプラン、これを26年12月に策定いたしまして、平成27年度か

ら平成35年までの9年間で、今、計画期間として事業を実施しております。この中には、樋門・水門、この耐震等の事業がありまして、現在、新江川の防潮樋門におきましても、耐震化ということから、操作室へ入る階段、こちらを今工事しております。この関係で、現在、新江川においても副門の建設予定があるということをお聞きいたしましたので、当然、その際にはかなり大きな工事用の機械も入ってきますので、この信号交差点を少し改良できないかということで、本年6月21日でございますが、知多建設事務所長に交差点改良の要望を行っております。

建設事務所長からは、こちらの交差点の南進車両の渋滞、これについても周知しておるということで、新江川の防潮樋門の副門化の工事、これにあわせて海岸管理者と協議をして整備を検討したいということを御回答いただいております。ですので、今後もこの信号交差点についての改良について、要望を引き続き行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○10番（横田全博君）

ぜひあそこの渋滞解消のための施策を進めていただきたいなと思っております。

また、後で質問しますが、知多東部線が開通すると、あそこら辺の渋滞もなくなりますよね、部長。いいですか。ぜひ頑張ってくださいと思います。

次、南部地区の件について御質問させていただきたいのですけれども、あそこのフィール等々大型店3店が集まって土日などは非常にそれこそ渋滞、店に入るための渋滞があるわけです。ということは、あそこの地域、魚太郎さんが非常に魅力のある店舗、それによって周りにいろいろなお店が出てくると。さらに、知多東部線が先ほどの町長の御答弁の中に、延長されると。これも後から確認いたしますけれども、延長されるということになれば、ますますあの地域の価値は上がってくるわけです。そうすると交通の便と、それからあのにぎわい、大きなスーパーを含めた3店のにぎわいの間は、非常にいろいろな店舗がロードサイドの店として出店しやすくなる。おまけに町としても、あそこの地域は商業地域というのか、観光地域、観光施設を誘致するための位置づけにしていますよということですが、例えば、減税面とか、そういうもので出店に対しての後押しができるような施策というのは何かありますか。

○総務部長（沼田治義君）

今の横田議員の御質問でございますが、南部の商店街を活性化、いろいろなお店が出るようにするために優遇措置とか税制面のことができないかということでございますが、私ども、今、企業誘致も進めております。こういった企業誘致については、今から、それこそ午前中の答弁でもあったように、小規模と大規模と両方とも進めていくと。そうした中でそれぞれにアンケートをとって、企業側の要望、これを承って、それで私どもとしては優遇措置、これが減税になるのか支援金になるのかわかりませんが、そこら辺はしっかり検討して、企業が入ってこれるように、美浜町を選んでいただけるように仕組みをつくっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○10番（横田全博君）

企業誘致、この後でまた質問しようと思ったのですが、なかなか今までの歴代の町長さん、ぜひ大きな企業を誘致して活性化を図ります、これによって就職も何もかも全部解決しますということを公約で言っていたんですけど、なかなか難しいですね、実際問題としては。特に県の企業庁等々のお力をかりながらこれを進めていくということで、今、候補に上っている企業はどこですなんてことは言えないですね、町長。

○総務部長（沼田治義君）

今、横田議員から、どこどこ企業があるのかという御質問だったと思いますが、私ども今から企業誘致

を、要はまだ美浜町が外に対して企業誘致を進める自治体というのがまだ浸透しておりません。まず町から町内外に発信をしたいと思っていますので、そうした中でいろいろな企業側のニーズも少しずつ情報として入ってくると思っていますので、ニーズがあれば、私ども積極的に企業とも情報交換をしながら、とにかく美浜町を選んでくれる、美浜町に企業立地したいという企業を探すというのか、入っていただくための仕組みをしっかりとつくっていきたいと思っていますので、今の現在ではそういった企業は、まだ私どもでは把握はしておりません。

○１０番（横田全博君）

誘致するには、それなりのおいしいあめが要るのですけれども、美浜町としては、本当にこれが美浜町だ、一番有利な点だ、来てくれればこれが一番いいところだというような点がありますか。

○総務部長（沼田治義君）

企業誘致につきましては、県内でたくさんの自治体が大きな企業団地をつくって企業の進出を待っている状況でございます。やはり名古屋、都市部に近い立地のいい工業団地のほうがいいのかなという企業さんの思いがあります。

ただ、聞くところによると、3.11以降は、昔は臨海部、海運が便利なところがいいという流れだったのですが、今では内陸で物流がいいところが好まれるという状況だそうです。この間私も企業庁の方とそういったお話もさせていただいて、今、企業はそういう状況ですよというのを教えていただきました。

美浜町の有利な点と言いますと、やはり土地が安い点、それから、まだ開発がされていないので、工業団地、企業誘致団地という格好で土地をまとめることも可能でございます。一番大きな強みは土地が安くてまとめることができる。それが美浜町の大きな利点だと考えております。

○１０番（横田全博君）

そのためには、交通網というのはやはり充実していかなければなりませんけれども、先ほどの質問の中で知多東部線が河和台から南のほう、古布まで延びるというのは、具体的な何か話になっているみたいですが、いつごろのことになるのでしょうか。

○産業建設部長（石川喜次君）

知多東部線のお話ですけれども、いつごろというのは決まってございません。実は、他の議員さんからもう数年前からこの御質問をいただいておりますので、まず第一は、先ほど町長が答弁した中にありましたけれども、交差点の問題です。ここが大きくて、実はもう４年、５年かかってございます。なぜかと申しますと、五差路になるということで、警察の協議がおりないということがございます。

それとあわせて、知多東部線とあわせて県道も今整備しておりますのですけれども、それも続かないということもございますので、町としましては、機会あるごとに強く県に御要望しておりますのですけれども、なかなかその辺がまとまらないうち、いつ整備できるかということは県も言われないという形になるかと思っております。

○１０番（横田全博君）

粘り強く一日でも早くお願いをしたいのですけれども、知多東部線の富貴から河和台までのあの区間です。知多西部線が終わってからという話になりますか、それとも、まるっきり見込みがないのか、どうなのでしょう。

○産業建設部長（石川喜次君）

私どもは、両方一緒にやっていただくことが一番だと思っております。結果的には、今県は道路整備するに当たりまして、選択と集中ということを言いまして、整備することによって効果をあらわすために早く一カ所を整備するということも言ってみますので、とりあえずは町としても知多西部線を早く整備していただくと。その後に、引き続き知多東部線を整備していただくということを思っておりますので、その面も含めまして今県に

御要望しておる状況でございます。

○10番（横田全博君）

上のほうの半田近辺を見てもわかりますように、新しい道路ができると、その周辺に、また先ほどの話じゃないですけども、お店ができます。そのお店ができることによってにぎわいはできるし、周りの住宅開発ができるというような例が身近にあるわけです。だから、そういうことも考えながら、ぜひ強力に押し進めていただきたいと思います。決して建設部長さんが遊んでいるとは言いません。毎年毎年陳情に伺っているということも聞いておりますが、やはり早くやっていただきたいなと思いますので、お願いいたします。

それと、次いきます。

布土信号交差点のところ、布土地区の住民の皆さん、本当に念願のところですけども、拡張できるんですね、あそこ。どうなのでしょう。

○建設課長（鈴木 学君）

布土大橋の部分の拡張でよろしかったでしょうか。こちらにつきましては、質問にもありましたようにどうしてもあそこの橋梁部分が、幅員が狭いということで、右折する車両で渋滞が起こってしまうというようなことから、橋梁の拡張ということで県から御説明がございました。

工法といたしましては、現在ある橋梁に拡張分を横につけるような形で、とりあえずというか、拡張を行いたいということから、今年度、実際構造的にそれが足り得るのかどうかという検証に入るとお聞きしております。これが可能であれば、現道の橋梁が上流と下流側両側に少し広がるということで右折車両があってもその脇を通って南進できるような形になるのではないかと説明を受けておりますので、できるものと確信しております。よろしくお願いします。

○10番（横田全博君）

上野間方面から来る道路、どんと突き当たりになっちゃいますけれども、あれも改良されるのですよね。

○建設課長（鈴木 学君）

上野間方面から来る道路、県道上野間布土線でございますが、現在拡張の計画をしておるのが名鉄の河和線陸橋から西側の区間、町長の答弁にもございましたように、90メートルぐらいにつきましては、用地測量も終わり物件調査も終わりましたので、早ければ今年度にでも地権者の方をお願いに伺うと聞いております。

では、その先についてはいかがということになるわけですが、県道の隣に実は布土川という二級河川がございまして、こちらの改修計画等々もございます関係で、道路の線形等もなかなか計画に向けての形がまだまだ見えていないという部分もあるものですから、その部分の拡張については現在のところまだ未定となっております。よろしくお願いします。

○10番（横田全博君）

ミニバスにいきます。

本当に町民の足として定着いたしましたけれども、まだまだそれだけに、こちらのほうに通してくれないとか、そういう要望が結構出てくるのです。ルートを変更する場合に、こういうことが障害だとか、こういうことは難しいとか、勝手にはできないと思うのですけれども、そういうものがありましたら、こういうところに気をつけながら新しいルートも考えていくということを教えてください。

○企画課長（磯貝尚美君）

ミニバスのルートを変更するときの設定の配慮についてでございます。

やはり一番気をつけなければいけないのが、住民さんの御意見、その合意を得ることがまず大事なかなと思っ

ております。乗る場所から目的地へ行くということで、やはり高齢化になってきますと、乗る場所が結構自分の
おうちの近くがいいという要望が出てくるのかなということを思いますので、そのあたりの合意を得るに当たり
まして設定する注意事項といいますか、お願いしたいと思いますけれども、まずその路線に入っていく道、道
路の広さとか、狭さとかを見ていかなければいけないですし、その場所を決めた場合にバス停を置いていただ
くのですが、その安全性ですとか、置くスペースだとか、そういったものも気をつけないといけないと思いま
す。あと、本当にその場所でも何人ぐらいの人が乗るだろうかというニーズ調査、事前の、そういったものも、
やはり効率を考える上ではかなり重要になってくるかと思えます。

それと、そういったことで回ってくる時間帯が延びると運行時間がかなり延びてきますので、その時間に合わ
せてまた増便をしなければいけない、目的が達せられないといけないものですから、そういったことで、さらに
この増便すると予算がかかるということで、対費用効果も一緒に見ていかないといけないかなということを思い
ます。

そういったふうで、住民の足になって便利になっているということが一つありますので、例えば競合するよう
な路線バスですとか、ほかのタクシーですとか、そういった同じような業者さんとも調整を図っていかなければ
いけない、これも重要なことかなと思います。

いずれにしても、住民の御意見をしっかりと伺いしめて決めていかなければいけないんですけれども、
これまででもそうやって少しずつまとめてまいりましたので、必要があればそういったお話をする場面を設けまし
て、一緒に路線のルートを決めていくように検討してまいりたいと思っております。

○１０番（横田全博君）

ぜひ利用者目線に立ったルートの設定をよろしくお願いいたします。

それから、街路灯をＬＥＤ化していただき、また増設していただき、まちが大変明るくなりましたけれども、
まだまだ暗いところもございますから、先ほどの答弁の中で住民の要望があれば増設していきますよという答弁
をいただきました。

ただ、そのときに、災害時、この前も雨のときに停電がございました。避難所でも暗くなりました。そのとき
に非常電源機能つきソーラー街路灯というのがあります。これを避難所に指定されている場所、学校の体育館と
か公民館とか、そういうところに設置しておけば、停電になっても電気はついていきますし、また、携帯なんかの
充電などにも使えますから、そういうのを設置するというお考えはありませんでしょうか。

○総務部長（沼田治義君）

横田議員から大変すばらしい御提案をいただいて、ありがとうございます。

私のほうも今、一生懸命いろんな……。防災につきましては非常にお金がかかります。まず何が一番最初にや
らなければいけないだろうということで、優先順位をつけて私ども取り組んでおります。そうした中で今一番力
を入れているのは、大地震が起きて津波が来たときに避難者が集まってきますので、その備蓄用品、備蓄の食
糧だとか水、それから衛生用品等々、これ、年次計画的に予算を組んで購入をしております。

今、おっしゃられるような避難所のソーラーにつきましても非常に大事なことだと思っておりますけれども、
まず、今私が言ったように、優先順位の上位の備蓄用品を今はきっちり計画をして購入していくと。それが終わ
った後、今度は避難所の設備の充実に向けて予算を振り分けていきたいと思っておりますので、よろしくお願
いしたいと思えます。

○１０番（横田全博君）

ぜひ順番にやっていただきたいと思えます。

もう一つ、ＬＥＤ化でかなり今度は電気代が助かると思いますけれども、予算の中でやっていくことですが、今までのとおりの予算を獲得できれば大分余裕ができるのですけれども、それによって街灯をふやすというような考え方はありませんか。

○防災課長（石濱克彦君）

横田議員の御質問ですけれども、ＬＥＤ化で電気代が確かに安くなるわけですが、それに伴って新たな防犯灯をつけるのはどうかというような御質問だったと思いますが、先ほど町長の答弁でもございましたけれども、新設につきましては、年間10基程度を予算の範囲内で各地区の区の要望に基づいて行っておるわけでございます。

電気代につきましては、毎年実績に基づいて下がった分を予算取りのときも、現状に合わせ下げたような状態で予算どりしておりますので、増設につきましては、今のところ考えておりませんので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（野田増男君）

以上をもって、横田全博議員の質問を終わります。横田全博議員は自席に戻ってください。

〔10番 横田全博君 降席〕

○議長（野田増男君）

次に、6番 江元梅彦議員の質問を許可します。江元梅彦議員、質問してください。

〔6番 江元梅彦君 登席〕

○6番（江元梅彦君）

今議会最後の質問者、6番 江元梅彦でございます。

早速ですが、事前に議長宛てに提出をいたしました通告書に沿って質問をいたします。

初めに、官民一体の小学校から大学までの一貫教育についてでございます。

現状、西部地区には3つの小学校があり、近年の少子化により生徒数が減少しております。このままでは、学校の維持・管理等に係る費用が生徒数に対し町の負担が大きくなると思われます。

現在、奥田駅前開発が進む中で、小中学校の統合を考え、日本福祉大学と協力し、全国初の官民での小学校から大学までの一貫教育のモデル地域としたい、これは平成31年度要望として奥田学区より町に対して提出された要望でございますが、同様の意見はもとよりさまざまな声が私どものもとにも届いております。少子化による小中学校の維持管理について、行政、議会だけでなく学校関係者、行政区、住民に至るまで幅広く問題意識が共有され、真剣に考えられている証左であると言えます。

そこで、以下2点の質問をいたします。

1点目に、小中学校を官民一体で設置することに対する町の見解及び制度的に可能かどうかをお答えください。

2点目に、小中学校の官民一体設置まではできないとしても、町と大学でグラウンド・体育館・プールといった施設を相互利用することは可能ですか。

2番目の美浜町での新規就農全国発信についてでございます。

昨年12月議会における一般質問において、新規就農を美浜町でどうぞというような発信を全国に向けてしたらどうですかという質問に対し、遊休農地も寂しいことではあるけれども、反面、これが魅力になるという意識の中で全国的に発信していかなければならないと考えている。十分な発信をしていきたいという前向きな御答弁をいただきました。

その後、みはまデイズにおいて、美浜に移住された農家に取り上げられたことは承知をいたしておりますが、

これ以外に、こういった発信を検討し、実施してこられたのかお答えください。

3 番目に、要支援者登録世帯への戸別受信機設置助成制度の創設についてでございます。

本年 9 月議会の一般質問において、避難行動要支援者登録制度を促進し、避難行動要支援者登録世帯の災害対策を進めるため、登録者に戸別受信機を無償貸与する考えはあるかとの質問に対し、戸別受信機の設置は町の災害情報を入手する有効な手段であり、また、要支援者登録世帯の促進を図るために要支援者登録世帯への助成制度の創設を調査・研究してまいりたいと考えておりますとの前向きな御答弁をいただきました。

平成31年度当初予算を編成する時期となっておりますが、町としてどこまで制度の創設について検討が進んでいるのかお伺いをいたします。

以上を壇上での質問といたします。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、江元梅彦議員の御質問にお答えをさせていただきます。

私からは、官民一体の小学校から大学までの一貫教育についての御質問の 2 点目以外をお答えし、御質問の 2 点目は教育部長から答弁を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

初めに、官民一体の小学校から大学までの一貫教育についての御質問の 1 点目、小中学校を官民一体で設置することに対する町の見解及び制度的に可能かどうかについてでございますが、まず、制度的に可能かどうかという点につきましては、学校教育法で、「市町村はその区域内にある学齢児童生徒を就学させるのに必要な小中学校を設置しなければならない」とあります。小中学校のこの設置義務がここで生じておるわけでございますが、また「学校は国、地方公共団体及び学校法人のみがこれを設置できる」とも規定されております。御質問にある小中学校官民一体での設置につきましては、現行法令上では規定もございません。愛知県に確認をいたしましたところ、現状そういった事例も全国的にもなく、また制度的にも困難であろうという答弁でございました。

町といたしましては、今回の地元からの提言につきましては、一つの方策ではございますが、小中一貫校の設置が官民双方にとってメリットがあり、何よりもそこで学ぶ子供たちにとって最高の学びの場となることが重要であると考えております。

いずれにいたしましても、昨年度策定いたしました小中学校再編のための基本構想及び本年度策定中の学校施設個別施設計画を踏まえ、来年度策定予定の学校再編のための実施計画の中において取り組むべき研究課題の一つであると捉え、今後、調査研究を行ってまいりたいと考えております。

次に、美浜町での新規就農全国発信についての御質問でございますが、平成29年12月議会で、新たに就農される方や今の農地を守っている方は本当に美浜町として必要であり、全国に向けて美浜町の魅力を発信していかなければならないと御答弁したところでございます。

議員御承知のとおり、みはまデイズの 2 巻で若手農家や新規就農者の特集を組み、特色のある農業を営む若手農家や地域の魅力に引かれて移住してきた方々を紹介しております。みはまデイズは町のホームページにも掲載されており、町内外の方々への P R により就農相談を受けておりますが、事業の概要や交付金の種類などによりわかりやすい詳細なホームページを作成し、掲載する準備を進めております。

今後も、あいち知多農業協同組合などの関係機関や現在活躍している就農者の方々と連携を図り、ネットワークを活用した美浜町における新規就農の魅力を発信していきたいと考えております。

次に、要支援者登録世帯への戸別受信機設置助成制度の創設についての御質問でございますが、江元議員から本年9月議会において御質問がございました要支援者登録世帯の促進を図るために、戸別受信機の要支援者登録世帯への助成制度について、無償貸与も含め検討してまいりました。

検討の内容につきましては、公平性や受益者負担の観点、そして防災意識向上からも、無償貸与ではなく、平成31年度から75歳以上の方がいる世帯及び65歳以上の方だけの世帯に加え、避難行動要支援者登録世帯も戸別受信機1台1万6,000円のところを、町が1万5,000円を補助し1,000円での販売をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

壇上での私からの答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○教育部長（天木孝利君）

次に、官民一体の小学校から大学までの一貫教育についての御質問の2点目、小中学校の官民一体設置までではできないとしても、町と大学でグラウンド・体育館・プールといった施設を相互利用することは可能かについてでございますが、現在、美浜町総合公園体育館や総合公園グラウンド等の利用については、日本福祉大学への利用制限は行っていない。

むしろ、大学のサークル活動として総合公園体育館やグラウンド、夜間開放による野間中学校グラウンド等の利用が数多くある状況でございます。また大学側も、小中学校の施設利用については、昨年新設されました体育館及びプールについては、一部制限があるものの、お互いに施設の共同利用を進める方向であり、先日も町内小学校のバスケットボール大会を日本福祉大学の新設体育館サルトにおいて実施をしている実績もあり、今後も可能な限りお互いの施設の利用を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○6番（江元梅彦君）

小中学校一貫教育についての御答弁もいただきました。

まず、1点目でございますけれども、小中学校を官民一体での設置について、現行の法令上では規定もなく、愛知県に御確認をいただいたということでございますが、現状、そのような事例も全国的にもなくて、制度的には困難であろうという御答弁でございます。なるほどと言ってうなるだけでございます。

2点目の美浜町と大学でグラウンド・体育館・プールといった施設を相互利用するということについては可能かという質問につきましては、昨年に新設をされましたプール・体育館等では、制限はあるものの小中学校の施設利用については、大学は共同利用を進めていただけるという方向だそうでございます。美浜町も今後とも可能な限りお互いの施設の相互利用を図りたいとの、積極的といいますか、発展的な御答弁でございました。大変期待の持てる御答弁でございます。

そこですが、現在、美浜町の小中学校と日本福祉大学とでは、具体的にどのような連携をされているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○教育長（山本 敬君）

今からお話しする内容は、教育実習のような法的に定められて日本全国どこでもやっているという取り組みではなく、あくまで本町と日本福祉大学の独自の取り決めで行っているものを御紹介いたします。

まず、教職インターンシップという取り組みがあります。これは教職を目指す学生、2年生ですが、2年生が通常の教育実習の前段階として、町内の小学校・中学校へ出向いて学校現場を幅広く体験しようというものであ

ります。実際には、授業や行事、作業もろもろを、教員を手伝いながら子供たちと触れ合うというものであります。どの学校も木曜日を基本としておりますが、土日の学校や地域の行事などの受け入れも行っております。時間数は、毎年12月までで年間40時間程度、回数にしますと十数回になります。これが実質半年間になります。この半年間でこの40時間十数回というのは、学生にとっても、学校にとっても大変密度の高い時間だと言えます。

また、これと同様の取り組みを、教育実習や教員採用試験が終わった4年生の冬から春にかけて、一番最後のところで4年生も行っております。

別なものとして、スポーツ科学部開設に伴って始まりましたスポーツフィールドワークというものがあります。これは2年生の学生が、部活動や小学校陸上大会がありますので、部活動や陸上大会の指導の補助ということで、小学校や中学校を訪れるものがあります。再来年からはこれに4年生も加わると。スポーツ科学部の学生も2年生と4年生の2回、各小中学校を訪れるということになっております。

今、お話ししましたこの教職インターンシップ、スポーツフィールドワークにつきましては、大学にとっては授業の一環であります。これに参加する学生にとっては卒業や資格取得の単位となっております。したがって、学生の皆さんは真剣に取り組めますし、学校現場も好評をもって受け入れているというのが実情であります。

ただし、これらの取り組みには若干のハードルがあります。それは、町内の小中学校は分散しておりますので、大学から小中学校まで行くのに相応の時間がかかるということでもあります。つまり、学生が効率的に小中学校と行き来するには難しい学校があるというのが現実であります。学生が大学から歩いていける、もしくは自転車でいける、そんな場所にうちの小中学校があれば、これらの取り組みはさらに強固になってさらに発展できるものと考えております。

このほかにも、シンガポール国際交流のときに小中学生が英語を教えてもらったりとか、今、部長が言いました小学校の体育大会、バスケットボール、ソフトボール、サッカーのほうの審判も協力をしていただいていると、そんな実績があります。

このような連携ですが、学生ばかりじゃないのです。大学の先生方にも協力をいただいております。例えば、本町の各小中学校、毎学期、年に3回になりますが、特別支援教育の専門の先生をお招きして特別支援学級の授業の参観や学習の記録、そういったものをもとに、個別の児童生徒に対して、この子はここまで成長していますね、ここはちょっと難しいですというような成長の正しい見取り、そして、その子に対してこういう指導がいいですねといったような望ましい指導のあり方などを、もう既に指導していただいております。

加えて、これは今年度初めてやりましたが、いじめ・不登校専門の先生もいらっしゃいます。そういう先生にを学校においでいただいて、ケース会議、この子の場合はどうしたらいいんだろうというケース会議を開催いたしました。これにつきましては、中学校でやったのですが、現場の中学校の教員、若手からも役職者からも大変よかったという声がありました。これを受けて、来年からはこの取り組みを全小中学校でやっていきたいと、今、調整に入っているところであります。

先月行われました町政懇談会でも話題になりましたが、交付税がふえるとか、学生アパートの大家さんたちから多額の納税があるとか、とかく経済的な面がクローズアップされがちな日本福祉大学であります。今、お話ししましたように、大学が持っている人的な教育資源としての大きな力を見逃してはなりません。教職につきたい学生、スポーツの指導者を目指す学生、彼らを支える層の厚い教授陣、これらの人々と本町の義務教育が今まで以上に手を結ぶ、連携をする、双方ともが有益になるシステムを築いていく、このことこそが重要であると考えております。本町の子供たちや保護者に喜んでもらえる、言い方を変えれば、本町の厳しい財政状況の中でもほかの市町にアドバンテージを持った教育が推進できる、その可能性が日本福祉大学と本町の連携にあるという

ことであります。

本日の江元議員の通告書を拝見したときに、私はとてもうれしく思いました。議員の御質問の冒頭にありました官民一体の一貫教育、これが目指すものと、今私がお話しした内容は全く同じ方向を向いております。私ども、現実と向き合いながら本町の子供たちを幸せにするには何ができるのか、そんなことを心に刻んで、今後も仕事を進めてまいります。皆様方の御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

○6番（江元梅彦君）

感動しました。ただいまの教育長の御答弁ですが、美浜町小中学校と日本福祉大学の濃密な連携についてお話をいただきました。決して豊かではない美浜町が日本福祉大学と連携することによって、他市町にないアドバンテージを持った教育を推進することができるという可能性についてもお話をいただきました。

そして、また学校、ただいま再編といいますか話題になっておりますが、それについても深い深い思いのこもった深慮遠謀といいますか、真摯なすばらしい御答弁だと思っております。ありがとうございます。さすが我がまちの教育長だと思っております。日本福祉大学の存在といいますのは、本町が他市町に対抗できるすばらしい大きな強みであるとの御答弁につきましては、僭越ではございますが、まさに我が意を得たりという思いでございます。

そこで、1点だけお尋ねしますが、美浜町の小中学校で、例えばですが、英語に特化した授業が受けられるというような教育環境があれば、親御さんとともに美浜町民になってくれるのじゃないかという住民の方のお考えといいますか、御意見がありますが、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○教育長（山本 敬君）

例えば小学校の外国語活動、英語教育についてでお話をします。

今、小学校に派遣しております町で採用しております英語の指導員が3名おります。これで、小1・小2、10時間程度、小3・小4、20時間、小5・小6、50時間というものを、今、全て担任と指導員でカバーできております。これが2年後、平成32年から、3、4年生が、今20と言いましたが35時間にふえます。これは国の決めます。5、6年生が50と言いましたが70時間になります。この時間数を担任と指導員で全てカバーするのは3人体制ではできません。ふやす、ふやさないという話ではなくて、一つの例として、これが今小学校6校ありますからカバーできないのであって、これが例えば一つになると、もう余裕を持ってカバーできるのですね。ですから、再編することによって、今まで以上に手厚い環境が生まれるということです。タブレットでもそうです。今、野間中と河和小に入っています、40台ずつ。ほかの学校はさわれません。ただ、これを再編して固めることによって、同じお金でそういうことができるわけです。

英語の話に戻りますが、英語もまさしくそのとおりであります。指導員の問題もそうです。例えば日本福祉大学の学生さんが日常的に補助に入ってくれるようなシステムをつくれば、今まで以上に密度の濃い充実した教育が推進できるということでもあります。ですから、私も英語については、財政担当にも無理言って、就任当時、指導員1人でしたが2人、3人とふやしてもらいました。でも、これが5人、6人、7人になるとは思っておりません。英語はこれから必要ですし、誰でも学ぶことができます。得意不得意はあるだろうと言うかもしれませんが、言葉ですからね。アメリカの小さい子も英語しゃべっています。だから繰り返し学習していけば必ず定着するのが語学です。

そういう意味では、英語というのは本当に地域の方が言っていっちゃったという、もうまさにそのとおりです。みんなが同じように学べる、これが語学ですから、私は内々の中では英語に重点を置いてやはりやっていきたい。それを特色にしていきたいと思いますので、また、いろいろな形で皆さんに御理解、御協力いただくこと

があると思いますが、今、江元議員のおっしゃったとおりで、そんな気持ちでありますので、どうぞよろしくお願いたします。

○6番（江元梅彦君）

英語に特化した授業を受けられるという質問に対してのまた熱い御答弁もいただきました。大変ありがとうございます。

そして、県にこの一貫教育についてお尋ねいただいたようでございますが、制度的には困難であろうという御回答であったとお聞きをいたしました。大学と連携を、先ほど教育長のお話にもありましたように、密にすることも含めて、本町が魅力ある学園都市として認知されるように現行の制度の中でできること、また、制度を改革していくためにできることをしっかり御検討いただくことをお願いして、次の質問に移ります。

次の美浜町での新規就農全国発信についてでございます。

みはまデザインでの紹介などの取り組みについて御説明がありました。新規就農相談、事業概要、交付金などのわかりやすいホームページなど作成する準備を進めているということでございます。また、今後も農協等と連携して美浜の魅力を発信していくということでございました。

そこでですが、私は、みはまデザインに美浜町に移住をされた、就農された農家さんが取り上げられたのは十分承知いたしております。これ以外にどのような発信をされ、成果を上げられたのかを知りたかったということでございます。私が前回質問したのは昨年の12月の議会でございます。まだ、詳細なホームページを作成し掲載する準備を進めておられるという全く同じ答えでございます。御答弁をお聞きして少なからず落胆をしているところでございます。

人口減少、空き家対策、遊休農地、このような課題に向き合う方策として提案申し上げたことに、全国的に発信していくという御答弁をいただいております。改めて全国発信をしていくための取り組み、計画、また、実施に向けたお考えなどありましたら、お聞かせください。

○産業課長（小島康資君）

美浜町新規就農全国発信ということでございますが、こちらは先ほどのホームページを作成している段階ということです。平成29年12月議会から1年が経過して、その後の進捗状況はということですが、J Aあいち知多農協と農業委員さん、地元の関係者の方との話し合いの中で、役場にワンストップ窓口というか、窓口の開設はしてはいるのですが、なかなか全国発信、SNS等を使った発信までには至っていないのが現状です。

ただ、先ほど町のホームページでわかりやすい事業概要とか、交付金の説明ということですが、これは知多半島の5市5町の中でも、今現在まだやっているところは一つもありませんでしたので、それに先駆けて美浜町としては、もうすぐに12月、この議会の最中になるかと思いますが、できるだけ早い時期にホームページに掲載して、美浜町の魅力ある農業を全国に発信していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○6番（江元梅彦君）

全国発信について、美浜町の魅力を大いに発信をしていただくことを御期待申し上げます。

次に移ります。

本年9月議会の一般質問以降、避難行動要支援者登録制度の促進、避難行動要支援者登録世帯の災害対策を進めるために、登録者に戸別受信機の無償貸与を含めた助成制度の創設を調査・研究、検討をされた結果、公平性、受益者負担の観点、防災意識の向上を図るためにも、無償貸与ではなくて、平成31年度から75歳以上の方がいる世帯、また65歳以上の方のみの世帯に加えて、避難行動要支援者登録世帯も戸別受信機1台について1万

6,000円のところを町が1万5,000円を補助して1台1,000円で販売をしていくという御答弁でございました。

これはこれで、まあいいのかなとも思いますが、本年9月議会での登録者数は213名という御答弁でございましたが、その後の登録者数の推移というものはどのようになっているのか、お聞かせください。

○防災課長（石濱克彦君）

登録者数の推移についての御質問だったと思うのですが、私どもはいろいろな各避難者登録者をふやすとして、自主防災会組織だとか、PRしておったのですが、この11月に福祉課の協力を得まして、登録者支援、避難行動要支援者登録制度の促進を図るため、いわゆる民生委員さんのかかわりの中から福祉課に協力を願いまして、そちらからのダイレクトメール等を行わせていただきまして、今現在、きょう時点だったと思いますが503人と、1.5倍というか290人ほどふえておるといった状況でございますので、よろしくお願いいたします。

○6番（江元梅彦君）

きょう現在の、今、御答弁503人にふえたということで290人の増ですね。それは福祉課との連携を図られたということでございますが、防災課では把握のできないところを福祉課で頑張ってもらったということですかね。

○防災課長（石濱克彦君）

常日ごろから、福祉課は民生委員さんを通じまして、いわゆる支援が必要な方を面倒というか、携わっておるわけですが、そうすると、私ども広報とかいろいろPRしておるのですが、例えばそれが見ることができないとか、例えば聞くことができないとか、いろいろな方がおみえだ思うのです。そういった方には、やはり直接信頼関係のある、そういった援助されておる方から直接お話ししていただいたほうがより効率的かなと思ひまして、福祉課と共同でというか、福祉課にやっていただいたわけです。そのようにお願いしたところでございます。よろしくお願いいたします。

○6番（江元梅彦君）

福祉課との連携でこのように順調に登録者数が伸びておるという御答弁でございます。

また、現在も要支援者登録世帯への登録の呼びかけとかが行われていると思っておりますが、登録への呼びかけ文書といいますか、その内容について、わかりにくいということ、また、自分が登録した情報を誰が見るのかといった声が聞こえてきておりますが、そのような質問というか、わかりにくいといったようなことが町にも問い合わせがあると思いますが、その点はいかがですか。

○福祉課長（高橋ふじ美君）

このたび美浜町地域福祉計画というものを策定しまして、美浜町の社会福祉協議会と一緒につくったのですが、それに基づいて今回の登録者の推進を図ったというところがあります。それで、御案内した皆様方からお問い合わせはもちろんございます。ですけれども、混乱を招いているような状態にはなっておりませんし、わからないというお話で問い合わせがあったということは、今のところございませんので、ありがとうございます。

○6番（江元梅彦君）

私の質問のようなことは、問い合わせというものはあるけれども混乱というものは全くないということでございます。担当の方の努力によって十分な説明がなされているものと思っておりますが、個人情報の保護ということにも十分配慮をされまして、今後も補助制度の周知を含めて、よりわかりやすい呼びかけなどを心がけていただいて、登録者数の増加に努めていただきたいと思います。福祉課の努力には敬意を表したいと思っております。

そして、もう時間がないのですが、町長に最後にお答えをいただきたいと思ひます。

とかく美浜町、美浜町ばかりではありませんけれども、人口減少とか少子高齢化が話題になるというのが一般

的だと思っておりますが、それらを逆手にとるような夢のある教育長の御答弁をお聞きしました。美浜町の未来は明るいなというような希望の持てる御答弁でございますが、その答弁を含めて町長のお考えといえますか、これをやりたいなというところ、あればお聞かせをいただきたいと思います。

○町長（神谷信行君）

ありがとうございます。また、先ほども福祉の関係職員の対応につきましてお褒めをいただき、ありがとうございました。

先ほども教育長からも、教育の関係でも、大学との一体的な取り組みということで、前向きに人口減少・少子高齢化の中で、やはりまちとしての魅力あるものをつくることによって、また教育の場面の中でも、よそにない取り組みによって美浜町に再度振り向いていただき、美浜へ来ていただけるような取り組みを本当にどしどしやっていきたいと考えておりますし、また、私ども教育だけでなくいろいろな各部門の中で、他のまちが取り組んでいないような、特に美浜町の資源を生かし、美浜町の人材、いろいろなものを生かした中で、まちとしての魅力を発信し、そうしたことで美浜町に多くの方が、若い方たちが住んでいただけるような、そんなまちづくりができると、本当に最高だなと思っておるわけでございます。

今現在の中でしっかり取り組ませていただいている、きょうもこの一日の一般質問の中で多くの御質問をいただき、全ての皆様方の御質問の中で、今、町がこの全ての人口減少・少子高齢化の中で取り組んでおる、つながっていったる質問ばかりだと捉えさせていただきながら、どの事業を本当に主体的に、皆様方に理解をいただきながら、いち早く少子高齢化だとか人口減少に対して有効な手だてはどういったものがあるんだろうかと、もう先ほどこの質問を受けながらも、いろいろな形で受けながらも、何かカンフル剤的ないいものはないかなと考えてはおったわけでございます。

今やりたいものという議員の御質問の中で、少しでもカンフル剤的な要素を非常に持っておるものについては、やはり工業団地の誘致が、私は今一番必要性が出てきておるのかなと。当然、運動公園事業だとかそういった今までの事業も、人を招き入れる中で、今までも御説明をさせていただいてきた中での、当然大切な事業ではございますけれども、財政的な面で町といたしましても、税収の確保、これがやはり住民のサービスに、皆様方に特につながっていくものだと考えております。どんな形であれ、住民サービス、これはまず行政として第一に考えていかなくはいけない部分だと思っておりますので、やはり税収の確保というのが一番基本のもとだと考えておりますので、工業団地計画も。先ほど横田議員からも、工業団地、今までの歴代の町長がそういった形で打ち上げてきたということのお話がありましたが、私の記憶の中ではないかなと思っておりましたけれども、この工業団地計画も、何とか県の企業庁ともそうした相談等にも一体となって、今現在私どもと御協力をいただけるような体制づくりができてまいりましたので、これを一つ中心として動いていきたいなと、こちらの面ではそういった形で動いていきたいなと。そして、また、これに対して雇用の確保という部分が、やはり一番企業が来ることによって雇用の確保が一番大きく生まれてくるのかなとも考えておりますので、そちらの面も、力を合わせ取り組んでいくことができればと私ども考えてございます。

また、議員の皆様方からも、いろいろなこういったことはどうだという御提案がございましたら、ぜひまた、そういった面でもお力添えをいただき、執行部としても取り組めるものは一生懸命取り組み、また、何と言いましても最終的には住民の皆様が喜んでいただけるような、そんな先ほども私のスローガンであります「明るく・健康で・笑顔のたえないまち」、やはりこちらをしっかりと取り組んでまいりたいなと考えておりますので、お力添えいただければ幸いかと考えておりますので、これからもよろしく願いいたします。

○6番（江元梅彦君）

明るい美浜町のために頑張ってください。

以上で質問を終わります。

○議長（野田増男君）

以上をもって、江元梅彦議員の質問を終わります。江元議員は自席に戻ってください。

〔6番 江元梅彦君 降席〕

○議長（野田増男君）

これをもって、町政に対する一般質問を終わります。

○議長（野田増男君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りいたします。議事の都合により、12月7日から12月10日までの4日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、12月7日から12月10日までの4日間を休会することに決定しました。

来る12月11日は午前9時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。どうもお疲れさまでした。

〔午後4時40分 散会〕

平成30年12月11日（火曜日）

第4回美浜町議会定例会会議録（第3号）

平成30年12月11日（火曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第3号）

- 日程第1 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第2 議案第48号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第49号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第50号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第51号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第52号 美浜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について
- 日程第7 議案第53号 平成30年度美浜町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第8 議案第54号 平成30年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第55号 平成30年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 発議第8号 75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、これ以上の医療費患者負担増の計画中止を求める意見書について
- 日程第11 発議第9号 「核兵器禁止条約」に署名・批准を求める意見書について

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（13名）

1番	森 川 元 晴 君	2番	山 本 辰 見 君
3番	鈴 木 美代子 君	4番	石 田 秀 夫 君
5番	杉 浦 剛 君	6番	江 元 梅 彦 君
7番	横 田 貴 次 君	8番	荒 井 勝 彦 君
9番	大 岩 靖 君	10番	横 田 全 博 君
11番	野 田 増 男 君	12番	大 崎 卓 夫 君
13番	丸 田 博 雅 君		

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（23名）

町 長	神 谷 信 行 君	副 町 長	永 田 哲 弥 君
教 育 長	山 本 敬 君	総 務 部 長	沼 田 治 義 君
厚 生 部 長	西 田 林 治 君	産 業 建 設 部 長	石 川 喜 次 君
教 育 部 長	天 木 孝 利 君	総 務 課 長	杉 本 康 寿 君
秘 書 課 長	日 比 郁 夫 君	企 画 課 長	磯 貝 尚 美 君
防 災 課 長	石 濱 克 彦 君	税 務 課 長	夏 目 勉 君

住 民 課 長 茶 谷 佳 宏 君
健康・子育て
課 宮 崎 典 人 君
産 業 課 長 小 島 康 資 君
都市整備課長 宮 原 佳 伸 君
会 計 管 理 者 久 綱 勇 君
生涯学習課長 谷 川 雅 啓 君

福 祉 課 長 高 橋 ふじ美 君
環 境 課 長 藪 井 幹 久 君
建 設 課 長 鈴 木 学 君
水 道 課 長 夏 目 明 房 君
学校教育課長 竹 内 与 七 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長 八 谷 充 則 君

局 長 補 佐 兼
議 会 係 長 山 下 美 幸 君

〔午前 9 時 00 分 開議〕

○議長（野田増男君）

皆さん、おはようございます。

先日、12月9日日曜日に、総合体育館でセーフティ・サンタラン、まちの音楽会、みはまフェスがあり、どれも大盛況でございました。この日は寒く、外で行っていたサンタランの関係者、出店の皆さん、寒い中、御苦勞さまでございました。やはりイベントは、一つ一つよりも一緒に行った結果、相乗効果で活気があり、よかったと思います。この日、私も町長も、一日ゆっくり拝見したかったのですが、午後1時半より、阿久比町アグピアホールで第18回知多郡社会福祉大会があり、そちらへの出席があり、午前中しかいらなかったのが残念でございました。

また、昨日は美浜町交通安全防犯合同出発式があり、年末はなかなかと気ぜわしく、交通事故が起こりやすいときでございます。交通安全と防犯に気をつけていただき、よい年を迎えていただきたいと思います。

それでは、会議に先立ち、お願いします。

お持ちの携帯電話は、マナーモードか電源をお切りいただくよう御協力をお願い申し上げます。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第 1 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（野田増男君）

日程第 1、諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを採決します。

本案は原案に異議なく答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案に異議なく答申することに決定しました。

日程第2 議案第48号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第2、議案第48号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第3 議案第49号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第3、議案第49号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第4 議案第50号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第4、議案第50号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第5 議案第51号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第5、議案第51号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第6 議案第52号 美浜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について

○議長（野田増男君）

日程第6、議案第52号 美浜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第7 議案第53号 平成30年度美浜町一般会計補正予算（第6号）

○議長（野田増男君）

日程第7、議案第53号 平成30年度美浜町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。山本議員。

○2番（山本辰見君）

2番 山本です。

先日の議案説明のところでも少しお尋ねして、一定の理解はしたつもりですが、債務負担行為の補正について、もう一度確認という意味でお願いしたいと思います。

率直に、2つほど疑問があるわけですが、運動公園と総合公園両方があります。40億円近くあるわけですが、年度ごとの負担の割合のことを聞いたときに、32年、33年だったと思うのですが、運動公園のほうがすごく規模が大きくて、結果として、総合公園のほうが、その間は多分そういう関係から仕事を2年先に延ば

したのかと思うわけですが、そのことからくるほかの事業への影響というのが、うんと膨らむ、支払いというか、町債の返還については、一定同じような範囲で返していくことはわかるわけですが、事業そのものがうんと膨らむ中で、ほかへの影響は出てこないのか、率直に、ほかの議員からも町民の方からも大きな事業をやったことによって、ほかの事業に影響あるのじゃないかというのがあると思うのです。

それからもう一つ、ついでですからお聞きます。

総合公園の事業、野球場じゃなくてということになっているのですけれども、これに関連してですけれども、いつぐらいに図面として私たちなり町民に提示できるような段取りになるのでしょうか。2つ、お願いしたいと思います。

○総務課長（杉本康寿君）

ただいまの御質問の1点目のほかの事業への影響でございます。

こちらにつきましては、補正予算書の42ページをごらんください。運動公園、総合公園につきましては特定財源となっております。その中の国県の支出金、地方債、こちらにつきましては、地方債につきましては当然借入れになってきます。その他の財源につきましては、都市計画税を充当しておりますので、この事業全てが都市計画税の基金と都市計画税の範囲で行っていきますので、他の一般会計に及ぼす影響はございませんので、よろしく願いたします。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

総合公園の整備についての御質問にお答えします。

山本議員おっしゃるとおり、年次計画で、運動公園の事業費が膨らむ年度については総合公園のほうを抑えてあるというのは、やはり全体の事業費を見ての判断ということになります。

総合公園の暫定の図面がいつ出せるのかということでございますけれども、あくまで暫定という形での計画は持っておりますので、出すことは可能ですので、なるべく早い機会にお示ししたいと思います。よろしく願いたします。

○2番（山本辰見君）

先ほどのほかの事業への影響というのは、当然、これがいわゆる都市計画税を該当する事業だというのはわかっています。その間、このスパンが5年間という長いスパンですから、ほかの事業というのは、都市計画税を使った事業、前のときに、今、歳入というか、入りのほうで1億5,000万円とかいう話をした中で、5,000万円ぐらいいは残すのだから大丈夫だよということですが、ほかのことが、当然、美浜の里とかなんかは該当しないとか、いろいろあるわけですが、まちづくりの課題で、この都市計画税を使った事業の新しい発想も出てこないのじゃないかなというのが率直なところ。そのことで心配しているものですから、今、全然影響ないよ、一般会計の予算と関係ないよという言い方でしたけれども、そのことが一つ。

それからもう一つ、課長からあった、総合公園の、これ、ことしの予算で、新しいどういう形にするかというのが出てくるようなことを聞いていたので、まだできていないのじゃないかなと思ったものですから、もうできているのであれば早く示してほしいと思いますけれども。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

まず、今、御質問の前の最初の御質問、ほかの事業への影響という部分で、以前、議員、特別委員会でもお示しました資金計画にものせましたが、他事業充当可能分ということも見ております。35年までの事業施行中におきましても、年平均ですが、公園事業以外に充てられる分が大体年間2,000万円以上は確保してあります。事業完了後の36年度以降につきましても、当然償還金が発生するわけですが、償還金以外に、毎年、多い年ですと

7,000万円とか5,000万円以上の他事業への分も見てある資金計画となっております。これは、あくまで都市計画事業の話です。

それから、総合公園の設計図の話ですけれども、もともとのお示しておった野球場のグラウンドという計画は、今も計画としては生きておりますので、今年度の事業でURに設計の委託をしておりますが、それについて、一応野球場をつくる部分についても、ある程度の計画は立てて全体の事業費をはじきたいと思っています。

ただ、実際に今の35年までの間でやる工事としましては、あくまで暫定と、土のこともありますので、暫定ということでもありますので、その暫定でどういう工事を実際にやるかという実施設計も業務の中でやってもらいます。それをどのような暫定でやるかという素案の絵については、もう既にできておりますので、早い時点で、もう機会を見つけてお示ししたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。森川議員。

○1番（森川元晴君）

議案説明会でもお聞きしたと思うのですが、改めて確認させていただきたいと思います。

この債務負担行為の補正ということで、今回、12月になぜ上程されたのか、また3月ではだめなのか、その辺をもう一度説明をお願いします。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

まず、今回、債務負担行為を出させていただいたのは、基本設計ができて、事業費が以前説明させていただいたように約45億円、総合公園につきましては5億8,400万円ということでお示しさせていただきました。それだけの金額はある程度確定したので、早い段階で債務負担行為にのせると。債務負担行為にのせることによって、31年度の予算執行を準備するというのが3月議会の段階でお諮りができるということで、具体的に言いますと、今回、債務負担行為にのせますのは31年から35年の分ですので、30年度の予算ではありません。

それで、30年度の予算書にのせる必要があるのですが、それは今度の3月議会のときに31年度の予算も審議いただきます。それと同時に、31年度にURと結ぶ協定書、以前9月議会に今年度の協定書を審議いただきましたが、その協定書を4月1日からスタートさせようとしめすと3月の議決をもってスタートしたいという思い、3月中に準備をしたいという思いがありますので、当然、議会で承認していただくのが大前提ですけれども、それを3月の議会にかけて執行していくためには、もう今の段階で31年度分ものせておく必要があるということになりますので、お願いいたします。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、お手元に配付しました議案審査付託表のとおり、各担当常任委員会に付託します。

日程第8 議案第54号 平成30年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（野田増男君）

日程第8、議案第54号 平成30年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第9 議案第55号 平成30年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（野田増男君）

日程第9、議案第55号 平成30年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第10 発議第8号 75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、これ以上の医療費患者負担増の計画中止を求める意見書について

○議長（野田増男君）

日程第10、発議第8号 75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、これ以上の医療費患者負担増の計画中止を求める意見書についてを議題とします。

本案について、提出者より提案理由の説明を求めます。

2番 山本辰見議員、説明願います。

〔2番 山本辰見君 登壇〕

○2番（山本辰見君）

おはようございます。

それでは、提案をさせていただきます。

発議第8号 75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、これ以上の医療費患者負担増の計画中止を求める意見書について。

75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、これ以上の医療費患者負担増の計画中止を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成30年12月11日提出、代表提出者として、町議会議員 山本辰見、同じく提出者として、町議会議員 鈴木美代子であります。

提案理由は、この案を提出するのは、国において、高齢者が必要な医療を受けられる機会の確保、こういう観点から、75歳以上の医療費患者負担2割引き上げを初めとするこれ以上の医療費患者負担増の計画を中止するよう求める必要があるからであります。

案文はそう長くありませんので、ぜひ理解を深めていただきたいということで、読み上げて提案にかえさせていただきます。お願いしたいと思います。

次のページをお願いします。

政府の「経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太方針）」では、「団塊の世代が後期高齢者入りするまでに、

世代間の公平性や制度の持続性確保の観点から、後期高齢者の窓口負担の在り方について検討する」として、医療機関の窓口負担引き上げの検討が明記された。

このほかにも、上記骨太方針には「医療・介護における『現役並み所得』の判断基準を現役との均衡の観点から見直しを検討する」として、高額療養費制度の負担上限額引き上げや、「所得のみならず資産の保有状況を適切に評価しつつ、『能力』に応じた負担を求めることを検討する」など、高齢者の負担増につながる事項が記載されている。

75歳以上の高齢者が加入する愛知県後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得階層は、住民税非課税の「低所得」区分に該当する人が3分の1を超える現状があり、これ以上の窓口負担割合の引き上げは、受診抑制やそれに伴う健康悪化が懸念される。

このため、国においては、高齢者が必要な医療を受けられる機会の確保という観点から、75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、これ以上の医療費患者負担増の計画を中止するよう求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

こういう中身でございます。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、関係大臣のところに提出したいと思いますので、ぜひ同僚議員の皆さんの賛同をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。横田議員。

○7番（横田貴次君）

前提として、私は高齢者の方や低所得層の方々の医療費負担は軽減すべきだとは常々思っておりますけれども、この意見書の提出された内容について伺います。

世代間の公平性や制度の持続性確保、この2つは必ず解決していかなければならないと思っているんですね。この中止を求める意見書を出すということは、この代替案をどのように考えているか。また、これ、制度がなくなった事態に、医療費の負担をどの世代がどのようにするのか、財源をどういうふうに考えているのかを御説明ください。

○2番（山本辰見君）

世代間の公平性という問題につきますと、いわゆる高齢者の方々を負担するのが、若い世代が支えるというのはずっとあったと思うわけですが、おおむねその中身でございますけれども、若い世代の方への負担がやはりうんとまだ多いと、この大前提が、高齢者の方々あるいは全体の医療費の中身が、これまで国がきちっとした、例えば2分の1ぐらいの補助といたしますか、予算をきちっとつくってきた中身をだんだん引き下げて、今、実は3割を切るような状況、いわゆる言葉ちょっと正確じゃないですが、自分たちのかかるのは自分たちが負担するんだという形になっていることが大前提になります。きょうは、そこまで意見書の中には触れていませんけれども、大原則は国が、しかるべき国の医療費から保険の関係を支える意味では、今、本当に違う形のほうへ支出ばかり多くて、この予算をうんと抑えてきた中身がずっとあるものですから、それが一番の前提でございます。

これは、制度の持続性の確保という立場からも率直に、県とか、今、高齢者医療は、もう県一本になったわけですが、県だとか自治体が、私も国保ですが、国保の該当する人たちがかかった医療費は自分たち

で負担するよ、一定それはもちろんあります。ただでいいとは言いませんけれども、本来国が国民の健康維持のための予算をどんどん減らしてきていることが大前提にありますから、そのところをきょうの中身では、計画そのものをやめてほしいというのは、どんどん、例えば消費税のことを出すときも、医療費のほうに使うんだと言いながら中身はそうになっていけませんので、そのことを指摘しておきたいと思います。

○7番（横田貴次君）

御質問した内容が全く、お答えになっていないようなので、これで私も質問を閉じますが、世代間の公平性をどのように担保していくのかということさえもわかりませんので、もうちょっとわかりやすく説明をしてほしかったです。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これよりただいまの日程第10 発議第8号 75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、これ以上の医療費患者負担増の計画中止を求める意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手少数であります。よって、発議第8号は否決されました。

日程第11 発議第9号 「核兵器禁止条約」に署名・批准を求める意見書について

○議長（野田増男君）

日程第11、発議第9号 「核兵器禁止条約」に署名・批准を求める意見書についてを議題とします。

本案について、提出者より提案理由の説明を求めます。

3番 鈴木美代子議員、説明願います。3番 鈴木議員。

〔3番 鈴木美代子君 登壇〕

○3番（鈴木美代子君）

発議第9号 「核兵器禁止条約」に署名・批准を求める意見書について。

「核兵器禁止条約」に署名・批准を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成30年12月11日提出、代表提出者、美浜町議会 鈴木美代子、提出者、同じく山本辰見です。

提案理由、この案を提出するのは、日本政府及び国会に対し「核兵器禁止条約」に署名・批准することを強く求める必要があるからであります。

提案理由をもっと詳しく述べるところですが、これについて、原文を読んで、提案理由にかえたいと思います。

「核兵器禁止条約」に署名・批准を求める意見書案です。

広島・長崎の原爆被爆から73年目になる。「再び被爆者をつくるな」と、この地球上から核兵器をなくすことは、原爆被害者の悲願であり、「非核三原則」を国是とする核兵器反対の我が国の政策とも一致するものである。

今、核兵器廃絶を目指す潮流は、大きく強くなってきている。

その一つは、昨年7月に国連で122カ国の賛成を得て「核兵器禁止条約」が採択されたことである。この条約では、第1条で「核兵器の開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵、移譲、受領、使用、使用の威嚇」を全面的に禁止しており、画期的な内容である。

さらに、この条約採択に際し、世界各国で革新的な貢献をしたとして、昨年10月にI C A N（核兵器廃絶国際キャンペーン）がノーベル平和賞を受賞したことは、核兵器廃絶に向けての国際的な合意を強く後押しするものである。

日本政府は「目標は同じでも手段が違う」としてこの条約に反対を表明しているが、今こそ日本は唯一の戦争被爆国として地球上の核兵器廃絶に向け、国際間の調整役など主導的役割を果たすべきである。

そのために、日本政府及び国会に対し、「核兵器禁止条約」に署名・批准することを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣です。

被爆者の願いは私たちの願いでもあります。ぜひ、この意見書を国に対して送付して、そして二度と被爆国をつくらない、被爆者をつくらない政治に向けて私たちも頑張っていきたいと思います。ぜひ、皆さんの同意をよろしく願いいたします。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。山本議員。

○2番（山本辰見君）

賛成討論……

○議長（野田増男君）

まず最初、反対討論から。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

なし。

その次に、賛成討論。2番 山本議員。

○2番（山本辰見君）

2番 山本です。

くどくど言うつもりはありませんが、あえて少しやはり補充したいのは、最後のほうにありました日本政府がとっている態度、目標は同じでも手段が違うんだと、賛成する国もあれば反対している国もある、その調整役として頑張りたいという態度でございますけれども、それから昨年の中での採択の際は反対を表明しました。

しかし、先週でしたけれども、この真中で紹介した I C A N の核兵器廃絶国際キャンペーンの運動をしている女性の方、今、アメリカだったかカナダで暮らしている方が日本に来て、国や政府の関係者に話をしたかったと。ところが、外務大臣も時間をつくってくれませんでした、それから総理大臣もほかの都合があるからというので会ってもくれませんでした。ところが、核兵器を持っている側の人たちとは、よく会って、話をしている。しかも、日本はアメリカの核の傘の下ということをよくマスコミ等でも使われますけれども、核兵器を持っている、どちらかというと、この運動に反対している人たちとよく話をするけれども、そうじゃない人たちとは、もう極端に言うと、今の件で会いもしない、そういう状況を何としても変えていただきたい。

とりわけ、唯一——唯一という言葉は正しくないですけども——世界で本当に核兵器の被害に遭った、核兵器、核爆弾の被害に遭った唯一の国でございますから、そこの代表の方、政府は本当に核兵器をなくすための、終局的にはなくしてほしいということを言っているんですけども、やはりどんどん前に進める立場に立ってほしいというのが率直な願いでございますので、ぜひ同僚議員の皆さんの賛同をお願いするものでございます。

○議長（野田増男君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって討論を終わります。

これより発議第9号 「核兵器禁止条約」に署名・批准を求める意見書についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手少数であります。よって、発議第9号は否決されました。

○議長（野田増男君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。付託案件等の委員会審査並びに日程の都合により、12月12日から12月17日までの6日間を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、12月12日から12月17日までの6日間を休会することに決定しました。

休会中に各担当常任委員会を開き、付託案件等の審査をお願いします。

来る12月18日は午前9時から本会議を開き、各担当常任委員長に付託案件等の審査結果の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

〔午前9時38分 散会〕

平成30年12月18日（火曜日）

第4回美浜町議会定例会会議録（第4号）

平成30年12月18日（火曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第4号）

- 日程第1 議案第48号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第49号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
議案第50号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
議案第51号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
〔総務産業常任委員長 報告〕
- 日程第2 議案第52号 美浜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第3 議案第53号 平成30年度美浜町一般会計補正予算（第6号）
〔各担当常任委員長 報告〕
- 日程第4 議案第54号 平成30年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第5 議案第55号 平成30年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）
〔総務産業常任委員長 報告〕
- 日程第6 議会閉会中の継続調査事件について

◎ 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5までの各事件

追加日程第1 発議第10号 美浜町奥田地区内の大型養鶏施設建設場所の見直しを求める決議について

日程第6

◎ 本日の出席議員（13名）

1番	森 川 元 晴 君	2番	山 本 辰 見 君
3番	鈴 木 美代子 君	4番	石 田 秀 夫 君
5番	杉 浦 剛 君	6番	江 元 梅 彦 君
7番	横 田 貴 次 君	8番	荒 井 勝 彦 君
9番	大 岩 靖 君	10番	横 田 全 博 君
11番	野 田 増 男 君	12番	大 崎 卓 夫 君
13番	丸 田 博 雅 君		

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（23名）

町 長	神 谷 信 行 君	副 町 長	永 田 哲 弥 君
教 育 長	山 本 敬 君	総 務 部 長	沼 田 治 義 君

厚生部長 西田 林 治 君
 教育部長 天木 孝 利 君
 秘書課長 日比 郁 夫 君
 防災課長 石濱 克 彦 君
 住民課長 茶谷 佳 宏 君
 健康・子育て課 宮崎 典 人 君
 産業課長 小島 康 資 君
 都市整備課長 宮原 佳 伸 君
 会計管理者 久 綱 勇 君
 生涯学習課長 谷川 雅 啓 君

産業建設部長 石川 喜 次 君
 総務課長 杉本 康 寿 君
 企画課長 磯貝 尚 美 君
 税務課長 夏目 勉 君
 福祉課長 高橋 ふじ美 君
 環境課長 藪井 幹 久 君
 建設課長 鈴木 学 君
 水道課長 夏目 明 房 君
 学校教育課長 竹内 与 七 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長 八谷 充 則 君

局長補佐兼
 議会係長 山下 美 幸 君

〔午前９時００分 開議〕

○議長（野田増男君）

おはようございます。

この１２月は、気温温度差の変動が激しい月でございました。年末には寒波が来るとのことでございます。皆様には体調管理に気をつけていただき、平成最後のクリスマス、年末を過ごしていただきたいと思います。

本日、１２月定例会最終日でございます。委員長報告、採決、また追加議題等があり、これからの美浜町にとって重要な議題となっております。慎重審議よろしくお願いいたします。

会議に先立ち、お願いします。

お持ちの携帯電話は、マナーモードか電源をお切りいただくよう御協力をお願い申し上げます。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は１３名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第１ 議案第４８号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてから
 議案第５１号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてまで４件一括

○議長（野田増男君）

日程第１、議案第４８号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第５１号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、以上４件を一括議題とします。

以上４件に関し、総務産業常任委員会委員長の報告を求めます。総務産業常任委員会委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 丸田博雅君 登壇〕

○総務産業常任委員長（丸田博雅君）

皆さん、おはようございます。

それでは、御報告申し上げます。

総務産業常任委員会は、去る12月12日午前9時より、役場3階大会議室におきまして、委員全員の出席のもと、説明員として各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案について、会議を開会し、慎重に審査いたしましたので、その結果を御報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第48号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第51号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての4議案につきましては、審査、採決の結果、4議案とも全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

議案第49号の審査において、国の人事院勧告に基づき改正するとの説明だが、据え置きとした自治体はどの質疑があり、愛知県内の自治体は全て人事院勧告に従う、県外の自治体については把握していないとの答弁がありました。

議案第48号、第50号、第51号においては、質疑はありませんでした。

なお、4議案とも討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

総務産業常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第48号、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第48号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。山本議員。反対討論ですね。

○2番（山本辰見君）

日本共産党議員団の山本辰見です。

ただいま議題となりました議案第49号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論します。

美浜町の議員報酬については、全国的に見ても、また知多郡内の中でも、決して高い水準ではありませんけれども、一般職員のいわゆる生活給という意味合いから見ますと、議員活動に対する報酬という考え方です。今回の中身も、税金の中から負担していただいていますので、議員としては、引き上げについて、控えるべきではないかと判断しました。この立場から、今回の改正については反対とさせていただきます。

○議長（野田増男君）

次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第49号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。山本議員。反対討論ですね。

○2番（山本辰見君）

ただいま議題となっております議案第50号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論します。

この議案は、美浜町の特別職の職員、具体的には町長、副町長、教育長の給与につきまして、先ほどの議員の報酬と同じように、全国的に見ても、また郡内の他市町と比べても、決して高い水準ではないと判断しています。この余り高くない基準を、本来ならば、いわゆる給与等の審議会等で別途で審議して、今の水準でいいのかどうかということが必要だと思いますけれども、多分郡内でも、5市5町のうちでも、正確にはつかんでおりませんが、3市町ぐらいかなということで、ぜひこれは別の形で検討する中身ではないかなと思います。

そして、一般職員の生活給的な性格からと比べても、いわゆる三役の——町の経営者的な感覚の立場でございます——こういう三役の職務に対する報酬ですので、今回の改定で負担する期末手当12万1,000円程度は我慢できるのではないかと、こういう判断しております。

この立場から、今回の改正について反対とさせていただきます。

○議長（野田増男君）

次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第50号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第51号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第52号 美浜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について

○議長（野田増男君）

日程第2、議案第52号 美浜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例についてを議題とします。

本案に関し、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 森川元晴君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（森川元晴君）

皆様、おはようございます。

文教厚生常任委員会は、去る12月13日午前9時より、役場3階大会議室におきまして、委員全員の出席のもと、説明員として各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案について、会議を開会し、慎重に審査いたしましたので、その結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第52号 美浜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例についてにつきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

審査の過程において、次のような質疑がありました。

どのような団体が該当し、どういった事業をしているか、また本町に幾つあるかとの質疑があり、介護プランを立てるケアマネジャーがいる事業所で、利用者家族へのアドバイス、介護プランを作成するといった業務をしている。現在、本町には8つの事業所があるとの答弁がありました。

また、暴力団の排除について、どのように判断するかとの質疑があり、事業所登録時に代表者に申告してもらうが、疑わしい場合は警察に照会する——問い合わせるということです——との答弁がありました。

また、事業所に対する監査はどうなっているかとの質疑があり、町による監査を実施しているとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

文教厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの文教厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第52号 美浜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第53号 平成30年度美浜町一般会計補正予算（第6号）

○議長（野田増男君）

日程第3、議案第53号 平成30年度美浜町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案に関し、各担当常任委員会委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員会委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 丸田博雅君 登壇〕

○総務産業常任委員長（丸田博雅君）

それでは、御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第53号 平成30年度美浜町一般会計補正予算（第6号）のうち、当委員会に付託となりました部分につきましては、審査、採決の結果、賛成多数により可決いたしました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

債務負担行為の補正を設定する理由は、平成31年度から平成35年度までの期間となっているが、予算は毎年計上すべきではないかとの質疑があり、債務負担行為は、将来にわたる町の債務を負担する行為であり、将来の負担を審査してもらうため計上したとの答弁がありました。

また、債務負担行為により、業者と契約することとなるのかとの質疑があり、委託先のURとは、平成29年度に複数年度の確認書を結んでいるが、金額が入っておらず、今回、金額を入れるために債務負担行為が必要となった。平成31年度当初予算で改めて予算計上し、内容を審査してもらうが、4月から工事を実施していくためには債務負担行為が必要であるとの答弁がありました。

また、各年度における国庫支出金、地方債などの特定財源はどのように計上されるのかとの質疑があり、各年度に予算計上する額の見込み総額を示してあり、年度ごとの額は毎年計上するが、事業費が変動すれば特定財源も変動するとの答弁がありました。

また、今回計上された総合公園拡張事業委託料の内容は、暫定整備であり、当初計画された野球場の整備は含まれていないかとの質疑があり、多額の経費が見込まれる土壌調査、処理に要する経費及び野球場の整備費用は計上していない。買収済みの区域内における駐車場、多目的広場の整備など、暫定的に実施する経費を計上したとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（野田増男君）

次に、文教厚生常任委員会委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 森川元晴君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（森川元晴君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第53号 平成30年度美浜町一般会計補正予算（第6号）のうち、当委員会に付託となりました部分につきましては、審査、採決の結果、賛成多数により可決しました。

審査の過程において、次のような質疑がありました。

小学校施設修繕の内容はとの質疑があり、奥田小学校の防球ネット及び上野間小学校体育館ステージのバトン巻き上げ機の修繕であるとの答弁がありました。

また、特別支援学級の対象者は増加傾向か、またクラス増に対する教職員の確保はとの質疑があり、対象者は増加傾向である、教員の確保については県に対応していただいているとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

各担当常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。2番 山本議員。反対討論ですね。

○2番（山本辰見君）

ただいま議題となっております議案第53号 平成30年度一般会計補正予算（第6号）について、反対の立場から討論いたします。

まず最初に、一般職員の人事異動並びに人事院勧告に基づく給与等の改定については、何ら問題はないのじゃないかと判断しております。しかし、この先ほどの議案第49号、第50号について、反対の討論で指摘しました議員並びに町三役の期末手当改定について、この補正予算に計上されていますので、反対の立場でございます。

もう一点は、運動公園整備事業、総合公園整備事業における債務負担行為の補正に関して、反対の立場を表明します。

内容につきましては、議案審議の際にも指摘しましたように、この2つの事業は、決して町民の側からの要請で計画されたものではありません。私たち日本共産党議員団のもとには、とりわけ陸上競技場建設について、多くの皆さんから、みずから利用するのを見通しが立たないと、都市計画税を負担しているとりわけ高齢者の方々の利用がほとんど見込めないのではないか、しかも当初計画の28億円の事業費が1.6倍強にも膨らんだのに、詳しい独自の住民説明会を開かず、強引に建設が進められるという異常事態に対して、住民の皆さんの不満が高まっております。2つの事業総計で50億円にも上るこの大型事業をこのまま認めるわけにはまいりません。このことを指摘して、反対討論とさせていただきます。

○議長（野田増男君）

次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

ほかに討論ありませんか。4番 石田議員。反対討論ですね。

○4番（石田秀夫君）

この中に含まれております債務負担行為補正についてでございますが、総合公園の拡張事業ということですが、中でも、この中には野球場の費用もまだ入っておらない。その原因となるものは、区域内の地盤調査によるフッ素が検出されたということが原因でということは聞いておりますが、そういった中で区域内設定したということで、それがまだ問題解決がされていないという中でこういう債務負担行為を承認をとということですが、問題が解決されてから真っ先にやるべきであって、暫定的に進めるということは好ましくないと、当然ここで上がってくる数字も変わってくるということで、私は一遍やり直せと、賛成はできないということを表明させていただきます。

○議長（野田増男君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第53号 平成30年度美浜町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

本案に対する各担当常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、各担当常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手多数であります。よって、本案は各担当常任委員会委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第54号 平成30年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（野田増男君）

日程第4、議案第54号 平成30年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案に関し、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 森川元晴君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（森川元晴君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第54号 平成30年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（野田増男君）

文教厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの文教厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第54号 平成30年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第５ 議案第55号 平成30年度美浜町水道事業会計補正予算（第１号）

○議長（野田増男君）

日程第５、議案第55号 平成30年度美浜町水道事業会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案に関し、総務産業常任委員会委員長の報告を求めます。委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 丸田博雅君 登壇〕

○総務産業常任委員長（丸田博雅君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第55号 平成30年度美浜町水道事業会計補正予算（第１号）につきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、質疑及び討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（野田増男君）

総務産業常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第55号 平成30年度美浜町水道事業会計補正予算（第１号）を採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は追って連絡いたします。よろしく願います。

〔午前９時30分 休憩〕

〔午前11時00分 再開〕

○議長（野田増男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。発議第10号 美浜町奥田地区内の大型養鶏施設建設場所の見直しを求める決議についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第１として直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、発議第10号 美浜町奥田地区内の大型養鶏施設建設場所の見直しを求める決議についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にすることに決定しました。

追加日程第1 発議第10号 美浜町奥田地区内の大型養鶏施設建設場所の見直しを求める決議について

○議長（野田増男君）

追加日程第1、発議第10号 美浜町奥田地区内の大型養鶏施設建設場所の見直しを求める決議についてを議題とします。

本案について、提出者より提案理由の説明を求めます。

6番 江元梅彦議員、説明願います。

〔6番 江元梅彦君 登壇〕

○6番（江元梅彦君）

それでは、発議第10号について提案理由を説明させていただきます。

発議第10号 美浜町奥田地区内の大型養鶏施設建設場所の見直しを求める決議について。

美浜町奥田地区内の大型養鶏施設建設場所の見直しを求める決議を別紙のとおり提出する。

平成30年12月18日提出、代表提出者、美浜町議会議員 江元梅彦、提出者、美浜町議会議員 大岩靖議員、同じく鈴木美代子議員、横田貴次議員、丸田博雅議員でございます。

提案理由、この決議案を提出するのは、美浜町議会として、美浜町奥田地区内への大型養鶏施設の建設は、町が目指す土地利用の方向性と相入れないものであり、地区住民からも建設反対の要望書が美浜町に提出されており、議会としても反対の立場で、建設場所の見直しを強く求める必要があるからであります。

決議案を朗読させていただきます。

美浜町は、第5次総合計画において「ひと・まち・自然、健康に輝くまち みはま」を基本理念とし、土地利用の方向性についても定めている。

大型養鶏施設が計画される知多奥田駅を中心とするエリアは、日本福祉大学、附属高校を中心とする学園ゾーンとして位置づけ、美浜町としても陸上競技場を中心とする運動公園整備を進めているところであり、近くには町立保育所・小学校といった教育施設も立地している。

予定されるエリアへの建設は、町が目指す土地利用の方向性と相入れないものであり、地域住民からも建設反対の要望書が美浜町に提出されており、議会としても反対の立場である。

よって、本町議会は、奥田地区内の大型養鶏施設建設場所の見直しを強く求める。

以上決議する。

平成30年12月18日、愛知県知多郡美浜町議会。

なお、本決議案は、全会派の賛同を得て、議会運営委員会として提案するものでございます。

議員皆様の御賛同をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第10号 美浜町奥田地区内の大型養鶏施設建設場所の見直しを求める決議についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、発議第10号は可決されました。

日程第6 議会閉会中の継続調査事件について

○議長（野田増男君）

日程第6、議会閉会中の継続調査事件についてを議題といたします。

議長宛てに各常任委員会委員長より議会閉会中の継続調査事件の申し出がありましたので、一覧表としてお手元に配付いたしました。

お諮りします。各常任委員会委員長より申し出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

閉会に当たり、町長より御挨拶を願います。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、平成30年第4回美浜町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会にて御提案を申し上げました諮問第1号 美浜町人権擁護委員の候補者の推薦についてを初めとする案件のいずれにつきましても、慎重審議の上、全議案御承認をいただけたことに対し、まずもお礼を申し上げます。

さて、冬本番の寒気の襲来により、朝晩の冷え込みはもちろん、日中の寒さも厳しくなっております。

た、インフルエンザがはやり始めたとお聞きをしております。慌ただし年の瀬ではありますが、議員の皆様方におかれましても、体調管理に御留意の上、明るい新年をお迎えられるよう切に願ひまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

ありがとうございました。

これにて平成30年第4回美浜町議会定例会を閉会します。御協力ありがとうございました。

〔午前11時10分 閉会〕

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成30年12月18日

美浜町議会

議長 野 田 増 男

議員 森 川 元 晴

議員 大 岩 靖